礒部君、 を中 5 のである。 IΒ 碓 氷 郡 池 佐味 なお、 心 田 君 礒部 君 檜前部君は は 有馬君の牧馬もこの一と考えられる。この一 佐波郡 君 は安中市 玉 等があげられる。 村 前 南 部から甘楽郡に、 カン 5 藤岡 市 車持君は榛名山 北 部 に 池 カン けて、 田 君は伊勢崎市西南部に、 物部 南 面に、 族には朝倉君、 君 は 高 有馬君は榛名山東麓に、 崎 市南部 井上君、 檜前 ? 部君は伊 佐味君、 に、 石 勢崎 E 朝 倉君 物部君、石上部君、 部 市 君 東部 は には前 高崎 橋 に勢 市朝倉 力を張 乃 か

ってい

たものであろう。

井上

宭

は明らかで

はないが、

波志江、

飯土井あたりではなかろうか

鴨氏の居 帯 毛野君 きの Щ る。 神 は六世紀後半 ts 元出さ 旧 鳥 社と十 ここで注意されるのは、 新田 の宗家の 上毛 住が考えられ、 ts 郡 利 前 根 0 郷の名を残している土師部の存在が推定される、 野 直轄地であっ 地 から七世 順 君 K の L たが は 渡良瀬 族以外 紀前半 赤城神 邑楽郡に長柄神社を中心とした長柄氏、 9 て Ш その分布の中心地は赤城 たのではなかろうか。 の岸近く位置してい 0 もの  $\dot{\wedge}$ 右の上毛野 社以外の著名社の存在も見当らず、 かけての文化の中 ٤ L て 君の一 は、 東部 族及びその他の諸 て ・心地であったことに その上にあって宗家が総括 上毛野君 山南麓の地であり、 0 Щ 田 郡 。 一 これらの氏族はことに上毛野地方の 0 那波郡に倭文神社を祀る倭文部、 渡良瀬 豪族 赤城神を祀ったと考えられる上毛野 族分布 なろう。 0 川沿岸に美和神社、 居住 それを中心とした旧勢多郡、 の外辺に、 L 地 て 心以外の Vi ح た のであろう。 旧勢多郡、 ŋ か 賀茂神 ے むように分布 緑野 周 社 旧 ح 新 縁にあ があり、 君以外 の 及びその地続 郡 田 赤城 郡 0 のたる神流 南 0 神為氏、 の豪族 南 地 L 麓 は 7 F. 地 い

城に 平氏が Ш 体が 相 爱当 対せ 前橋城 0 地 で 0 は 8 主 前 になり、 ts 前 橋 か 橋 市 大屋 よ 5 n 町に 直 安産を祈って験があり、 か 線 産 の参道を造らしめ Ш を祀 泰神 社 2 た場 とい うのが 所が神社の形となっ た。 ある。 因って社殿を改築し、 それ以前には「さんたい」 産泰 たと見るのである。 一さん た い もと南向きであったものを西向にかえ、 とい は山 う名 社の裏には神籠石と称する岩塊が 体又は三体では は 江 戸 時 代 の表現であろう。 ts かっ たろう 前 か 松 橋

第

節

南には阿久山古墳 その丘陵の裾部には、 観音では言うまでもなく仏教の崇拝の対象となっている。産泰神社の社域の丘陵は最も高く、形もととのっている。 痕跡と見られるもので、それに乗って溶岩が流されてきたのが、社後の岩塊と見られている。 たものではなかろうか。 た。この地に赤城山を祀る場が設けられたと推定するのは妥当ではなかろうか。上毛野君の居住地もこの附近にあ 古代祭祀の場であろうとは思われるが、未調査で、 口 メート 独立の小丘陵が起伏しており、なお、細長い低丘陵が一脈伊勢崎市まで南走している。 ・ルの七ッ石、 (同上)等の古墳の群在する阿久山などがあり、七ッ石、 小型の前方後円墳(大黒塚)などがあり、この附近には東に伊勢塚古墳(中型の前方後円墳)、 東南三キロメートルの石山観音の岩塊をあげることができる。 まだ確証を得てはいない。この付近は赤城 石山その他の丘陵にも小古墳が群在して この例には産泰神社から 七ツ石は神社に、 赤城山 山 0 裾 の泥 の 石山 端 流

置 伊国 及び一家を指すものとなった。それが再転してその豪族の住居地の地名となったものである。 から地 「み」という美称、敬称が冠せられたものである。「おおや」は豪族 (支配者) の家屋を指し、更に転じてその当主 「の郷名に大家(おおやけ)郷がある。神名は大屋とよばれる豪族の祀る神であり、「おおやけ」 は支配者の生活 大屋の地名は 名に転じたもので共に 「おおや」から起ったもので「みや」に対するものであろう。共に語幹は「や」で、それに「おお」、 「おおや」すなわちその地の支配者である豪族との関係を意味する。 『延喜式神名帳』 多胡郡 の紀

を意味しており、 石室を「いしむろ或はいわむろ」とよんでいるので、或は前、中、後の二子古墳の石室から起ったものであろう 「室―むろ」も住居から起った言葉である。『神武紀』には大室屋と書いてあり、『景行紀』には宴室とある館 また、「館」を「むろつみ」と訓んでいる。大室の地には大居館があったとも考 えられ る。

か。 おむろ」と称したということも、 とも言えよう。この三大古墳が次々に造られ、いずれも巨大な石室をもっていたことから起った もので はなか 他にも巨大な石室は存在しているが、三基並んでいることは例がない。また、同時に支配者の石室を敬って「お この語の意味に含まれているであろう。してみると、産泰神社は大屋と称された豪

族が祀っていた名残りと見ることができよう。

神名が山名より先であるとする方が妥当であろう。 れていた傾向が認められるし、「赤」、「城」共に訓読になっていて、 が使われてい ばならない。万葉集の東歌には赤城山を「くろほのねろ」と表現してある。一般的には八世紀においてまだこの名称 るが、「赤城」は「くろほ」、「いかほ」のように自然発生的な名ではないし、七世紀には祖名と同時に神名も求めら において赤城神社として登録されていたと推定される。しかし山名が先か、神名が先かは判定する こと は困難であ のであろうと考えられるのである。ところで、赤城というのは山名が先か神名が先かということも一応考えて置 様にして求められたものと見たのであるが、同時に赤城の「赤」は四神思想に因っているのであろうと考えた。いず も七世紀前半にかかっているのであり、 豊城の名は前述のように、「き」 を語幹として、七世紀前半の天皇名に見える美称を冠したものと考え、 たものであろう。 赤城神の名が史上にあらわれるのは九世紀である。しかし、 上毛野君が当時の系図及び氏族の歴史の編修の傾向に応じて求め出したも 訓で文字を自由に構成しているのであるから、 神名帳にはすでに八世紀

頃に 1 にはその西方の湧水池の並ぶ東西の一線付近に、六世紀中頃には粕川の流下水を遡って、 1 大古墳を年代差で追ってゆくと、まず、五世紀初めには太田市附近の遊水池と認められる周辺、 ル線前後にいたっている。灌漑用水を求めて発展していった跡がたどれる。灌漑用水を自然現象にのみ負っている 旱魃、 暴雨を恐れ、ことに風雨時に順うことを期待した。雷雨を一方では恐れ、 一方では祈ったことであろ 赤城山南麓の標高二〇〇メ 次いで五世紀終り

その「くろほのねろ」の山麓に移っても、この信仰は持続されたものであろう。 は恐れ、 且つは期待して、祈り祀ったことであろう。その対象となったのは 「いかほ」も共に雷に由来する名称であり、 往時の新田郡では所謂「くろほのねろ」の 「くろほのねろ」である。 新田 雷雲を且 0 地 0

るものもある。 は六世紀後半から七世紀にいたるもので、郡司の父祖及びその関係者の墳墓と推定され、 をあげて、八世紀の郡衙の所在地であろうとしたのである。すなわち、勢多郡司の居った地と見たのである。 多郡誌』に地名考証を載せて置いた。多胡碑のある地の地名「みかど」を例にして、県下各郡毎にある地名「みかど」 ぶ古墳が連っており、<br /> 墳と近戸神社との中間に御門(みかど)という地名がある。ここにはまた鏡手塚古墳の左右につづいて四十数基に及 は「斎田 鏡手塚古墳の近くに近戸神社が鎮座している。その地は勢多郡粕川村大字月田の地であり、 一いつきだ」から転じたものであろうといわれており、 その西北端は隣村宮城村大字苗ヶ島に到っている。この「御門」の地名については、すでに『勢 鎮座の古いことを示しているようである。 中には八世紀初めと見られ 月田(つきだ) 鏡手塚古 の地

えることができよう。 があるということ、 図に神酒を流し、それによって川下においては直会に入るというのである。この伝承、神事は近戸神社が粕川に縁 すことが行なわ この近戸神社 れている。 は粕川に関係が深い。その祭事には粕川河原に御輿渡御があり、 上流に親神が居るということを示し、ことに上流の親神と近戸という名の起源とを結びつけて考 その由来は明らかではないが、 親神が上流にあって、 神事を行なうのであるが、 厳祭を執行し、 その無事 甘酒を流 了 の

、神社には本殿奥に虚空蔵菩薩の像が保存されている。この虚空蔵は本地仏であり、 他の古文書類と併せて証明されている。上流の親神というのは、粕川の支流大猿川の右岸、標高七〇 近戸神社の本地仏が虚空蔵

墳築造時と見るならば本地仏はまだ問題とはなり得ない。 である。 れよう。 の出現は本地垂迹説によるもので、早くとも九世紀後半になる。したがって、近戸神社が此の地に祀られた時を、 するかのように構えられてい 〇メートル附近の宇通遺跡にあたるのであろう。その中心の堂宇は、山の稜線上に虚空蔵嶽の頂が出ており、これを拝 小沼及び虚空蔵嶽、 る。 宇通遺跡、 粕川の水源は山頂の小沼であり、 近戸神社と粕川で結ぶ一連の虚空蔵信仰を知ることができるが、 粕川を遡って水を求めてきた集団が移してきた神と考えら 小沼が神格化され、その小沼神の本地仏は虚空蔵 この本地仏

粕川、 水をもとめて此処まで到った形と見るのが妥当であろう。 ほのねろ」の神に祈ったと見られるであろう。近戸神社も粕川の水源である小沼に結局は到達する信仰であったが、 は、 新田郡地帯では現在でも旱魃に際しては、赤城山へ水貰いにゆくという神事が伝えられている。 古くは 早川等の流下水によったものであるが、これらは「くろほのねろ」に起る雷雲に関係あるものとして、「くろ 遊水池 !の水の自然の増滅によったのであり、 次いで大間々扇状地の伏流水の湧水に、 然も此処に到った集団は後続の大部隊の尖兵的役割をはた また赤城山 この辺の灌 から出 漑用水

て、 い 振 氏族であるから、 うの りが 上毛野君で小熊の次に名が『日本書紀』にあげられているのは舒明紀の上毛野君形名である。 その地に居住していたかどうかは明らかではないが、 は推古天皇十一年に定められた冠位十二階の三番目の位である。 大書してある。 (六三七) 蝦夷征伐に赴いたものであろう。この記事には敗戦を逆転せしめる機縁となった形名の妻の女丈夫 の条にあるので、時代は上毛野君が大屋の地に居を移したと推定される以後のことになろう。はたし また、 形名は 「大仁上毛野君形名」とあって、「大仁」の位にあったものとみえる。「大仁」と 東山道の末端近くに居り、 高位であって、 東国を治めていたと伝えている 朝廷の官人に賜わるものであ 形名の記事は舒明天

る。形名はすでに朝廷に出仕していたものであろうか。

宣化、 間には世の中も変化していることであろうから、 いない。 本書紀』 日 夷征伐は六三七年のことであるから百十数年の差があり、 いう説も出るくらいで、 本で、 上毛野君小熊は安閑天皇元年(五二四)に武蔵国造の内訌の件に関係して、 欽明と移ったものとされているが、安閑、 に載せられているものには、 近畿地方だけに限定しても、 はっきりしていない。欽明天皇の紀も『百済紀』 どのような事が起っていたのかはっきりしない。聖徳太子の伝記にしても、『日 かなりフィクショ 宣化の両代は欽明の代と併行していて、 一概に推定してしまうこともできない。 ンが認められる。 少なくとも、 その両者の間に二・三代は経 や『百済本紀』の記事で埋められている。 東国ことに上毛野のことはほとんど触れて 朝廷に対抗し敗北している。 天皇の世代も継体、 い わば両統に分れていたと ってい る。 形名 安閑、 その

急に史上に名を表わしてくるのであって、 革にはむしろ関係していなかったように見える。 て平定したと記され、 していたようではあるが、それまではその本貫の地である上毛野国に居ったようである。近畿地方での天皇の家の変 田道は天皇の朝廷にあったかのような書き振りである。なるほど、大化改新の後には、 豊城命については東国を治める詔が出たとはあるが、実際に東国に下った様子は受取れない。 車 の権臣である蘇我氏とは密接な交渉があったとは考えられない。 下毛野君、 その子孫が東国に繁栄していると附記してあるが、これもはっきりしない。 佐味君、 大野君、 天武朝になると、 池田君などが賜っている。 舒明天皇の代に、 新制の姓 形名が朝廷の命によって蝦夷征伐 朝臣の賜姓五十二氏のうちの六氏がその一族で (かばね)の第二位の朝臣を、 大化改新後になると、 上毛野君の本宗は朝廷に出: 御諸別は東国に下っ 本家をはじめ一族が 荒田 上毛野君をはじ K 別、 出 た 竹葉瀬、 として 仕

占めているのである。

商長 首は崇峻天皇代に呉の権を持ち帰ったとあり、 皇乃至朝廷との結びつきに注目され 水を引き、 なっている。 いずれも六世紀以後のことである。上毛野君の中央への進出は六世紀後半以後のことではなかろうか。そしてまた天 に屯倉を設置されたことに当るものであろうし、 また、 屯倉の設置については、 垂水公を賜り、 『新撰姓氏録』によると、車持公(君)は雄略天皇代に乗輿を製作してたて まつ り、 垂水神社を管掌せしめられたとある。 山ノ上碑にある佐野三家 緑野屯倉の設置は『日本書紀』では安閑天皇二年(五三五)のことに登らるだけ 垂水公 (屯倉)はその碑文から推古天皇十五年(六〇七)の国毎 (阿利直公-雄略天皇代を除くと、 有馬君) は孝徳天皇代に高樋を以て供 屯倉の設置も引きくるめて、 車持君となり、

文化との接触があったものと見ねばならない。 られ 穴式の円墳のみである。 これだけでは考えられない。むしろ、古墳文化を持った多数の集団が一挙に移住してきて、その後も近畿地方の古墳 吉井連を賜姓されたと『続日本紀』にある吉井地帯には、竪穴式の大古墳もなければ、 あろうが、 どがあり、その変化、発展も近畿地方にほぼ似ている。この古墳文化は一応外来人によってできたものと見られるで L た郡名であるが、 かし、 外来人の居住地と考えられる地帯には案外大古墳や古いものは見当らない。 上毛野国の文化は古い。古墳文化に限っても、 P いはり、 この地の西方は甘楽郡であり、甘楽は「から 竪穴式の前方後円型の大古墳は見当らない。 近畿地方の最古の数例の古墳に匹敵する前橋天神山古墳な ―韓」と見られ、外来人の居住によって名づけ 外来人が古墳文化を持ち込んだとのみは 横穴式のもない。 たとえば新羅 人百 ほとんど横 九十三名が

から見ると、実際にその伝承を裏づけることができるようにも思える。 はなかろうか。 君が七世紀前半頃にその祖名を豊城としたの 更に憶測すれば、 大和平野の南部から移住したとの伝承があったのではなかろうか。そして古墳文化 は、 その伝承に 「き」に関係しているということがあっ たので

上毛野君が赤城山南 大陸の文物が次第に伝えられてきたのであり、 麓地帯に移ったとするならば、それは六世紀の中頃のことと推定され、近畿地方でも大変革が 朝鮮半島を経てきたものばかりでなく、 中

化を直接最も多く受け容れていた国である。 所謂飛鳥文化の主流はこの高句麗文化の影響によるものが多いように思える。 古墳の石室築造が伝えられたが、その頃には朝鮮半島の北半部の高句麗国からの文物が目立ってくる。 起っていた頃である。 らも直接伝えられたりもしている。日本の文化はかなり複雜化してきているのである。ことに六世紀後半には横穴式 前述の四神付飾土器にあらわされた四神思想もこの国からもたらされた また、 高句麗国は中国 |の黄河流域 七世紀前半の の文

ものであろう。

であって、まず系図作りが行なわれ、 ものは色々説があるが、系譜のようなものであったと思われる。史書を編修するためにはその基礎に系図が必要なの を提出せしめられたとあるので、推古天皇の時にもこのようなことが行なわれたかも知れない。この祖等纂記という ならないことである。『持統紀』 論中国の史書に範をとったのであろうが、一朝にしてできあがったものではあるまい。 これらの大陸の文物の影響のあらわれの一として、推古天皇廿七年には史書の編修がされている。 には史書(『日本書紀』)編修の資料集めに十八氏に詔して、 それぞれの家の祖先を求めることが行なわれたのであろう。 資料の蒐集からはじめて容易 祖等纂記(墓記ともいう) 史書の編修は勿

ているのと同じであって、文字のなかった頃には意識されていなかったことであろう。 じ「おや」であって、「祖」に「親」と区別した特別の訓はなく、むしろ、一般には漢音の 「そ」 のそのままで現在 ことである。祖の文字が入って意識されはじめたものであろうが、現実的な「親」からの発展であり、 にまでいたっている。「文」、「文字」、「死」、「忠」、「孝」などと併せみても、文字が訓なしに漢音のままで使用され 漢字が伝来した頃にはわが国には 「祖」という意識がまだ発生していなかったかに思える。「祖」 祖が意識されるのは観念的 の訓は 神が即物的な 「親」と同

「ち」から観念的な「み」への発展であるように、 即人的な「親」から観念的な 「祖」へ発展したものであろう。

を建てるにいたったとも考えられよう。 衝に当 神功皇后に従って、 たものであろう。 その家から分派した一 祭る建物であろう。 皇極紀』の元年の条に、 っており、 蘇我氏はその祖を武内宿祢と称している。この人は新羅王子天日槍の血を受けたと伝えられている 外来人との関係が強く、 新羅征伐を行ったというのであり、爾来、多くの族人達が朝鮮半島に往来し、その地との外交の 中国には家廟というものがあって、祖先以来の牌を納め、 族がすべて集合するのであり、 蘇我大臣蝦夷が葛城の高宮に祖廟を立てたとある。 当時、 大陸文化を最も多く受容していた氏族と見られる。 最も重要な祭である。 蘇我蝦夷はこの廟 歴代の祖宗を祭っている。その祭には 祖廟というのは祖先の牌を安置して 制 に做 そのため って 祖 K を建て

女影媛を娶って生んだ子となっている。 ばね)である。「うち」とは菟道彦の「うち」と同じであって、紀川の流域の大和国字智郡の地名であろう。 七世紀後半の成立とも言えよう。 内宿袮の出自を求めて孝元天皇に結びつけたものである。「彦太忍信」とか、「屋主男武雄心」とかの名は、 の成立と見られる天皇の尊号に似ており、「莵道彦」は莵道津彦でなく、「津」をいれない「磐余彦」と同類である。 けしうち」の宿袮であり、弟を「うましうち」の宿袮といっている。「たけし」、「うまし」は美称であり、宿袮 かし、『日本書紀』では武内宿祢は孝元天皇の皇子彦太忍信命の孫であり、屋 主 男 武 雄心命が紀直の遠祖 蘇我氏は最初その祖を求めて武内宿袮としたものであろう。 武内宿祢 母弟道彦の 七世紀 次いで武 は た 頃

家廟の のである。 祖 ]の意識がはっきりしてきたのは六世紀後半以降ではあるまいか。 風習が伝 この頃はまだ祖先神は成立していなかったものであろう。一方で各集団で祀る神々があり、 えられ、 祖 0 意識が起ってきた際なので、 上層階級を形成していた氏族といわれる豪族たちは、 七世紀前半で蘇我氏が祖廟をはじめて建てた

である。 求め作り出したものと見える。 天孫降臨の際の五伴緒の一である玉造部の祖神で、そのまま神名としている。『神代紀』にある「塩土老翁」 祀ってい た神 を端的に それらの祖神名のうち、 「祖」としたものであろう。祖には名前がある筈であるということから、盛 最も単純にこの作り出したことを示しているのは 「底筒男 玉な

などの「底筒」は同様に「そこつち」であり、これが「わたつみ」となり、『古事記』では阿曇連等が祖神として祀 る神となったものである。「あつみ」も「吾つみ」ではなかろうか。「阿曇」の氏族というのは「わたつみ」を 塩土 は 「しほつつ」とよんであり、 「塩筒」とも書いている。「しほつち」の転訛であろう。 同紀 0

み」(我が神)と祀る氏族の意ではなかろうか。それが祖神と考えられたものであろう。

る。律令制下では、 はその祖は なったものであるが、後宮でその祖を祀っていたとあって、 と見られるが、 祖廟に関連して、『続日本紀』には、百済の武寧王の子純陁太子の子孫である高野新笠が、光仁天皇の皇后と祖廟に関連して、『続日本紀』には、百済の武寧王の子純陁太子の子孫である高野新笠が、光仁天皇の皇后と 「今木大神」として、神として待遇されている。平安京に遷都後には、平野神社 と し て 祀られたものであいまのがな 要は神と人との区別をしたものである。 祖廟も神社として取扱われたものであろう。その頃にすでに祖先神という観念が成立していたも やがて、これに神仏習合が作用し、 恐らく祖廟であったと見られ る。 日 延暦元年 本 の神は祖先であり、 (七八二)に

て、 けているのである。 その名を作 神と人との区別が判然としない状態にいたるものである。 赤城神と上毛野君との関係は上毛野君は赤城神を祖先神と考えたものではない。蘇我氏がまず武内宿袮を祖として、 先へ先へと延びていっているのである。赤城神は上毛野君の崇敬神であって、祖先または祖先神ではない。 天皇の系図にしても、 出 したように、 これは上毛野君が蘇我氏の真似をしたという訳ではなく、系図作成の一傾向としてあらわれたも 荒田別を作 応神天皇を起点として、崇神天皇まで、更に神武天皇まで、時代がさがるに従 り出し、蘇我氏が孝元天皇にその出自を結びつけたように、崇神天皇に結びつ 祖先

ら七世紀前半頃までに作成せられたものであろうということはすでに述べている。 は始祖として崇神天皇の皇子豊城命をあげている。 祖名 「豊城―とよき」と神名「赤城― あかぎ」とは六世紀後半か

# 第四節 上野国の赤城神社

## 一 二之宮の地と赤城神社の鎮座

が、 の廃止 囲ではやは は更に小範囲であるが、これも六国造の国が集められたものである。それが常陸国では一一郡に、上総国では右の範 あったようであるが、 ま郡とされて郡司に任命されている。 ら除々に地方に及び、 居を移したものと見える。 々夫や那須などの一国造の国が一郡になったものを基準にしたと見られるのであり、 大化改新によって諸国 その基準からすれば、遙かに茫大な地域であることが知られる。つまり、上毛野君は大化改新の制度に照らせば 「は持統天皇三年(六八九)で、四四年も後のことである。 り一一郡に分けられた。上毛野国すなわち上野国では、はじめ一三郡に分けられているのである。つまり、知 常陸国 上毛野国のような大国はそのまま一郡とするのには、 東国の東辺の那須国までは半世紀近くかかったことになろう。 (茨城県の大部) は上毛野国よりもやや小であるが、 [の国造は廃止されることになった。上毛野国の国造であったと考えられる上毛野君 国造の廃止は一挙にに行なわれたものではない。大化改新は六四五年とみると、 しかし、従来の支配範囲は大小区々で統一がない。一国すなわち一郡が原則で 廃止ということは定められても、 国造の国が六箇集められている。 那須国や知々父国に比してその差が余り 上毛野国は一 国造は従来の支配範囲をそのま 国造の国であった その実施 那須 は は、 上総 中央か 都に 国造

第四節

二章

三の

国

造

0

K K あたる地域を支配していたもので、 すなわち、 新制度の国司の国と同等の支配範 開であ

七四

5

配範 れてい 0 除々に定め ・実施は順次中央或は実施条件の具わっていたところから行なわれていったものと思われる。その際もまず国造の支 大化改新 |囲をそのまま評としたものであろう。 る。 られ この期間は地方の行政区劃の統制時代と思われる。 0 制では、 たもので、 郡司には必ず国造を任命することになっている。 大化改新から大宝律令制定までの間 評をいくつか集めて、 は 大化改新によって、国造を廃止することになったが、そ 国が設定されたのであろうが、 大体 郡司という言葉は、 評 |督一こおりのかみ」という言葉が 大宝律令制定まで もともと国造の支配 用 0 間

らから、 国堺が設定され 或は国造に匹敵する豪族の支配範囲であったであろうし、 境堺がどのように設定されたかは明らかにしがたく、 から諸国の境堺を定めることがはじまったが、容易なことではなく、 たっ 評についてもそれにつれて定められていったことで あろう その支配も属人的であり、 自然村落の集合としての形であったのであろう。 が、 東国地方では同十四年(六八五)に 本来、 属地的ではなかったであろ 評は国造の支配範囲であ

範囲が大小区々であったから、

評も国も多様であり、これを整理統合する必要があったようである。天武天皇十二年

みこともち)を任命したとあり、 ったようである。 上毛野国では上毛野国造であった上毛野君が国司となったのではなさそうである。大化元年には東国 新任 0 国司はその国で朝倉君、 翌年その治績の評価がされている。 井上君及び国造と交渉があっ それによると、紀麻利香陁臣が たと記してある。 朝倉君、 上毛野 0 国司 井上君 玉 くに は

共

0

にその姓の上から上毛野君

の一

族と考えられ、

玉

造は勿論上毛野君である。

国に居って国造の職を行っていたものであろうか。天智天皇二年(六六三)には、上毛野君稚子が朝鮮半 将軍となり、 かし、 上毛野君 その六月には新羅の二城を征めとっている。 :は形名がすでに「大仁」の位をもった高官であったのであるから、はたして、大化改新の時 この出兵にあたり、 稚子は中央にあって将軍に任命された 島 出 に上毛野 兵の前

の 世 のである。「みかど―御門」という地名は、勢多郡では他に北橘村にある由であるが、その地は七世紀始め なっており、 人物とを併せてみると、 と、天平勝宝元年(七四五)に、上野国分寺建立に功があって、外従五位下を賜わった勢夕郡少領上毛野朝臣足人という 紀にかけての優秀な遺跡が多数残存していることにもよる。 峯二ツ岳 粕川村大字月田 一の爆裂の被害地であり、 やはり、 宗家と同じに朝臣の姓を称しており、どうも月田に居住していたのではなかろうかと思われ 上毛野君は中央にあって上毛野朝臣となり、 E 「御門-月田に求めた方が穏当と思われ、 みかど」という地名があり、 先に郡衙の地と推定していたので その一族は上野国にあって勢多郡少領 その月田の地から東方には七世紀後半から九 あるが、 の榛名 それ

れ 里村の標高二〇〇メート 普通名詞であり、 旧 ろうか。 められる。 かろうか。 芳賀村 旧芳賀村大字勝沢)、 「倭名類聚鈔』の上野国勢多郡の郷名の項に、深田、 る。 桂萱(かいがや)は明らかにしがたい。深田は粕川村大字深津、 の大字に端気 芳賀と桂萱とは旧村名につけられていたが、はたして旧郷名を伝えたものであるかは疑がわしい。 このうち、 然も旧荒砥村、 それが地名に転じている。 深渠は全く不明である。 (はけ) 同小神明町 真壁の名は勢多郡北橋村大字真壁に、 ル前後の 大胡町、 があり、「はが」と「はけ」との関係も考えられよう。「はけ」とは川 地から赤城山の中腹にかけての地域にも当てはまる地名はない。その地 (同大字小神明) にかけて藤沢川というのがあり、その川名に、それらの郷名が認 宮城村の区域には、これらの郷名に相当する地名は見当らない。 しかし、 これらの分布は荒砥川を境にして、 芳賀は下野国に芳賀郡があり、 田邑、 芳賀、桂萱、真壁、 時沢は同郡富士見村大字時沢に、 田邑は同村大字田面 西部は密であり、 深渠、 別の起源も考えられ 深沢、 (東西のたのも)では 藤沢 時沢、 東部は 端 は 藤沢があげら 0 前 域には古墳 粕川 崖 はしないだ 橋 わずかに二 上を指 市 村、 ただ、 町

第四節

当時の文化の中心と考えられる地である。

が多く分布 巨大な古墳もあり、 その他、 山上多重塔 (延暦廿年銘)、 武井廃寺跡、 赤城神社等が現存してい

なる。 り れ 境されている。 斜に変化する地域で、そこに粕川村大字深津があり、やや広い田圃を南に越えて、三大二子古墳が連なる大室地! 崎市に入っており、そこには南北に連なる低丘陵があって佐波郡赤堀村と境されている。その丘陵の東には桂川 た地ではなかろうか。丁度その赤城山真南で、赤城山南麓地帯の中央の土地が、ぽっかりと空いた形になっているの ろうということと関係があるのではなかろうか。大化改新以後私有地を公有にした際、 甞てはこの流路であったと見られる。 粕川 の地域に当て得る郷名もなければ、そのあて得る郷名も数も二郷という少ないこととは、 この に合流しているが、 らの低丘陵は大室地区の南辺が北端となっている。 地 神沢川の左岸すなわち東部地域は、 は、 重ねて説明するが、 昭和廿一・二年の赤城山南面 西に荒砥川が流れ、 その粕川が桂川の流路をとったあたりは、 同様にこの地域に入れて考えた方が妥当と思われるが、 の豪雨洪水の時は、 南は広瀬川 大室地区の西北が大屋地区である。 (利根川の旧流路) 粕川 はこの桂 赤城山 上毛野君が私領として保留 で削られ、 『の裾野 川の流路をとっ 上毛野君 の傾斜が更に緩傾 1の居住: 東は神沢川 今は伊 たので 地であ から 流

二之宮の地 から ナ の分布は、 型の古墳があり、 ツ状になって 荒砥川、 荒子町内の北部に新屋という地名があり、 大室、 広瀬 があり、 涧 大屋両地区に多く、また、河川に沿うて密であって、 る。 神沢川に囲まれた地域と、 大屋の地から分村したと見られる地より更に南に神社 七世紀終り頃と推定される。七世紀頃の分派の結果ではなかろうか。 その二之宮町に赤城神社が鎮座している。二之宮町の北は荒子町、 その北につづく大室、 荒子町の北が下大屋町である。 中央の二之宮町及びその周辺は疎で、 大屋の両地区を加えたほぼ旧荒砥村地内の古墳 0 鎮座地がある。 大屋地区から荒子、 荒子町 荒子町の中央には新らし の 西に 荒口を隔てて 続 て荒 度ド 口 町

保神社 平井、 宮 ているようでもあり、古代の交通路を暗示しているようでもある。後には多少の変化も考えられるが、 わたって栃木県にいたっている。その坂井に接して式内大社貫前神社・抜鉾神社 のつく地名を、 メート 一之宮町の赤城神社は、 新田の金井、 (同三宮)、 その地はまた桃木川によって縦断されている。飯土井、笂井の名は古くからの地名と見られる。 ルのところで、二等辺三角形状をなしてその頂点で合流している。 金井淵、 群馬県下から拾い、地図に記してみると、 **笂井と飯土井の中間に赤城神社** その南に続いて八王子の村落があり、 市野井、 群馬の井手、 荒砥川と神沢川の間約三キロメートル半のほぼ中央に鎮座しており、両川は神社の南二キ 上野井、 高井で利根川を渡り、 小金井、寺井と、赤城山の南を西から東に連り、 (同二宮) 勢多の細井、筑井、 今井及び新井を除けば、大体、 東は飯土井の地になる。 が鎮座している。 神社の西方荒砥川近くに宮原、 飯土井、 律令制以前の豪族の居住地をつ (中世の一宮)、高井の近くに伊香 宮原から荒砥川を越えると気井町 佐波の波志江 金山の北をぬけ、 甘楽の南蛇井から坂井、 (馳井 東山 この 渡良瀬 南に二之 道 はほほぼ 部 なげ Ш 碓

上毛野 0 司になる家柄ではあるが、奈良時代の天平勝宝元年(七四九)には勢多郡少領 これにはまた上毛野君の宗家が大化改新以後は都へ住居を移したように思 える の で、その近い一族がこの地にのこ は これらのことから見ると、 粕川 祭祀を継承していたことも推定されよう。 君が居った土 村大字 郡司 (評督)になる家柄である。 田 に居 地への郡制施行によって、 2 たものと推定されるのであるから、 赤城神社ははじめ大屋の地で祀っていたのを二之宮の地に移したようにも考えられ 上毛野国は上野国になり、 勢多郡の郡司にその一族がなったものである。 上毛野君は上毛野国の国造になっていたので 宗家の祀っていた神が律令制によって朝廷及び国 十三郡に分轄された。 (郡司) になっていたのであるから、 あ 上毛野君が十三郡の郡 しかしその一 る から、 大化 改 カン

このあたりを通っていたものでは

なかろうか。

第四節

らの祭祀を受けることになると、 固定した神社の設置が必要となる。このような経緯のもとに、 二之宮町の現位置に

鎮座されるようになったのではあるまいか。

ものであろう。 ある。また、その族長又は支配者がまつりを執行したものである。この神宝の保管は当初はその族長の家に置 の榊に神宝をつけた。この神宝はそのまつりに参加する氏族の族長又は一邑、一地域の支配者が保管していたもので 諏訪神社の御柱にその名残りが見られるようであり、 ば、磐境も単に境を区切るだけでなく、ある形にととのえられたものと思われる。仮りに方形をとったとしても、中央 礎石)とそのまわりの石だたみ、やはり同時代の凝灰岩製で漆を塗った痕跡のある多宝塔 られるように、 に根こじにしてきた榊を樹て、四隅に木を立てて、これにしめ繩をはりめぐらしたものであろう。方形を考えたのは 神社の形は時代によっていろいろ変化したようである。二之宮町鎮座の赤城神社の現状は、 常時そこに収蔵し、 平安時代の遺物はまだ発見されていない。そのはじめは前述のように神籬、 濠とその内側に土塁とを方形にめぐらしている。その域内には鎌倉時代と推定される塔の心礎 同床共殿の伝承の起る所以である。やがて、 まつりに備えた。 且つ土師器使用の住居跡がほとんど方形であるからである。 まつりの場が一地に固定してくると、 磐境であったとする (所謂赤城塔) が残存して 中世の武将の館 そこに神庫をつく かれ 跡に見 中心 た

奈良県桜井市三輪町の大神神社では、拝殿の後に有名な三輪鳥居があり、左右に玉垣がめぐって、 その 内 部

禁

べて禁足地となっている。元来、本殿はなかったもので、禁足地内にその中心部と神庫一棟のみが存在 し に対し)に神庫があり、 足地となってい 同県天理市布瑠の石上神宮では、 正面奥に明治年間に新築された本殿があり、これらをめぐって玉垣が配され、その内部はす 拝殿の背後が禁足地となって居り、 その左方 (拝 殿 から禁足地 てい は

長野県諏訪神社の下社の秋宮では、楼門の左右に廻廊及びそれにつづいて玉垣をめぐらし、その内部は禁足地で左右

ろうかと思われる。 い に神庫があり、 この 形 は同社の春宮でも同じであり、 中央奥に榊が植えられている。 同上社の本宮にもこの形が指摘され、 御柱はその外側四隅に立てられている。 本殿とい うよ うなもの 前宮にもその形があったのではなか は

影響によって成立したものであろう。 とめられてきた伝承によったものであり、大神神社の鎮座伝承にも大物主神の住居としたことがあり、それにも拘わ らずこれには本殿も神庫 るを得ない。『古事記』には大己貴神の住居としてあるが、これは 『古事記』 出雲大社の本殿は住居であったといわれていた。しかし、これらの発展過程とその構造を見る時、 る。この神庫が発展して本殿となるのであって、 収蔵して置く神庫が附加され、その神庫の改造のため交互に使用の二棟が造ら れ る に いたった発展過程を示してい これらは禁足地が祭祀の場であり、 も存在していないのである。伊勢神宮の本殿の平入りで、 これに榊を立て、そこに三種の神宝をつけたものであろうが、 島根県杵築市の出雲大社の本殿はその代表的なものである。 編修の八世紀初頭にいたるまでに、ま 正面柱間三間とした構造は大陸 神 その神宝を常 庫 の発展と見ざ

年一 殿」であろう。 と機を一にしたものである。 御 「借玉殿一字」、「専玉殿一字」、赤城明神社の項に「御玉殿一字」、「御向殿一字」の記載があり、抜鉾大明神社の卅 こうして本殿は成立したものであるが、伊勢神宮における廿一年毎の遷宮式は諏訪神社における神庫の交互の使用 玉殿」 度の改造、 0 玉 赤城明神社の七年一度の改造と記されている。これらも右の名残りであろう。「借玉殿」、「専玉殿 は神霊の「たま」の意にもとれるが、「宝」の略と見た方が穏当のように思える。「玉殿」は「宝 長元元年(一〇二八)成立と推定される 『上野国交替実録帳』 には、 抜鉾大明神社 の項

かし、この建造物がどこにどうあったかはっきりしない。また、字通遺跡の状態とも違うようである。

#### 二 官社赤城神社

それは令の成立と大した隔たりはないのであろう。 るのである。『古語拾遺』では天平年中に神帳を勘造したと言い、天平五年(七三三)成立の『出雲風土記』には を作製し、社名を登録したのであって、これを神名帳と称し、令の規程の施行細則である式のうちにいれ 祀を定めて、 の神名は神祇官記に具さである」とあるので、伴信友は神名帳の成立は更にさかのぼるであろうとしている。 祇官に在り」と記されている神社が『延喜式神名帳』に載っており、『続日本紀』慶雲三年 た。官社に列せしめられるということは、 九世紀になると、群馬県下の著名な神社が官社に列せしめられたり、祭神に神位が与えられたりする よう になっ 大祀、 中祀、 小祀とし、その祭紀にあたって、 祭政一致という体制を法制化した律令による政治下においては、 官幣、 国幣の幣物を班った。 この班幣に預る神社の名 (七〇六) の条には 国家の てい 神 丁其

神名帳成立の時期と余り差がなかったのではなかろうか。赤城神を崇拝していたと推定している上毛野氏は当 であって、 る。また、 されている最初の記事は、『日本後紀』の桓武天皇延暦十五年(七五六)八月の条で、 赤城神社がいつ官社に列せしめられたかは不明である。群馬県の神社のうち、 ない。 の火雷神が相並んで官社に列している。この三神は『延喜式神名帳』ではいずれも小社である。 伊香保神は仁明天皇承和二年(八三五)に名神とされたのであり、貫前、 貫前神社、 香保神より前に名神にされていた筈である。少なくとも承和二年以前、 伊香保神社と共に延喜式内社十二社のうち名神、大社として特別な待遇を受けている神社であ 官社に列せしめられた事の国史に記 赤城両神につい 山田郡の賀茂神、 或は延暦十五 赤城神社 ては記載され 年以 美和神、 一時朝廷 前で、 は大社 那

での名族であったからである。

にあっ 位上になっている。その年には貫前神が従三位勲七等、 た。貫前神はすでに正五位下勲八等になっていたらしく、これから二〇年後の貞観元年には従四位下 ら従五位下になったのであり、 赤城神は貞観九年に従五位上から正五位下になり、 たのである。 赤城神には神位が授けられた。『続日本後紀』に仁明天皇承和六年(八三九)六月のことである。 そして延喜式においてはその神名帳に大社として登録され、 従来、 神位が授けられていなかったのが、 伊香保神が従四位上である。 同十一年に正五位上、 抜鉾神、 同十六年に従四位下、 更に名神の待遇が与えられ 伊香保神と一諸に従五位下にされ この三神は他の諸神よりも 勲八等になって 元慶四年に従四 7 無位か 上位

波己曾、若かかかかなる。 国造になったが故に、 神であろう。 地点 石 香保神は有馬氏の族人及び国府関係者、 玉 一神は稲包山に対する吾妻町 、々との Ē 計 部 延喜式』に登録されている上野国 から特殊な取扱いを受け朝廷からも優遇されていた。 0 若伊香保、稲裏地、 部 族が 賀茂、美和、火雷、倭文、大国の九小社である。 大国神は佐波郡 祀っていたものと考えられる。 のであり、 若伊香保神は伊香保神及びそれを祀る人々との関係、 大国という名称をとったものではなかろうか。 神祇官 小高、丹生の諸神がある。 の郡司である檜前君 原町に住んだ豪族、 は国司に幣物の .の神社名をあげれば、貫前、赤城、伊香保の三大社のほかに、 小祝、 賀茂神は賀茂族、 小祝神も波己曾神も外来人との関係、 小高神は武尊山に対する利根郡中央部に住 頒布を行なわしめ (上毛野佐位朝臣) 貫前神は甘楽地方の外来人、 美和神 これら以外の社で、 は三輪族、 て 丹生神は丹生氏との関係が考えられる。稲 それぞれの氏族人及び部族人が国司を介して朝 の祀っていた神が、 る。 倭文神は倭文部の部族、 六国史に記載のも 赤城神は上毛野朝臣の族 字芸神は貫前神及びそれ その出身の老刀自が んだ豪族の各崇拝 のとして、 抜鉾神は物部 字が芸げ 人、伊 を祀る による 玉

は神はこ れを祀る人々 、の居 任地近くに祀られたものである。賀茂、美和、 倭文等の諸神を祀る人々は大和平野

から 0

朝 神社は長 臣 南 部 が カン 赤城神を祀ったならば、 柄郷に鎮座している。 ら移住 いずれも平坦地に、 したものと見られる。 恐らく居住地すなわち倭文神社は倭文郷、 山を祀った神社も本来は豪族の居住地の近くに祀ったものである。 やはり居住地の近くに祀ったものであろう。 その故地の神をそれぞれ移し祀った。これに類するものに土師神社、 丹生神社は丹生郷、 豪族の居住地はその 土師神社は土師 周 上毛野君 囲 0 地 長柄神社 において (上毛野 長柄

最も開拓の進んだ地域であろうし、

広濶な耕地をひかえた地と見ねばなるまい。

よりも更にさかのぼった頃のものははっきりしていない。 体鎌倉時代と推定されているもののみである。 赤城神社境内所在のもののみが凝灰岩製なのである。 域に分布し、 の多宝塔があり、 とりまく截石の敷石とが発見されている。 上毛野君がどこに住んだかは今以てはっきりしない。 境内地は方形に濠と土塁とをめぐらし、 安山岩製で、 この形を赤城塔とよんでいるが、 南北朝時代の紀年銘のあるものから推して、大体、 また、無銘ではあるが凝灰岩製で、 中に鎌倉時代と推定される塔跡があり、 つまり、 鎌倉時代のものと推定している。 この凝灰岩を資材としている仏像、 二宮赤城神社には鎌倉時代の遺構は歴然としているが、 はっきりし ないが、 その時代のものと考えているが、 表面に漆を塗った痕跡のある特殊な形 二宮赤城神社は二之宮町に鎮座 この赤城塔の 舎利孔をもった心礎と、 塔婆の類は、 形 0 群 \$ のは 馬県では大 粕 それを して 二宮 それ Ш

流

荒れているが、 というのである。 一宮赤城神社の東方、二之宮町字宮東に、無量寿寺という寺がある。 彫 は深く、 藤原時代 この寺に観音と思われる古い木像二軀と地蔵像一 明らかに鎌倉時代の作と見られる。 (平安時代後期) のもの、 地蔵像は首部は後補であり、 この三軀の木像の由来は全く不明である。 軀とが客仏としてある。 新義真言宗豊山派で、 塗りは全くはげているが、 観音像の方は 筑波山来迎院無量 無量寿寺を宮東の 体軀堂 共朽 寿寺

地にある古寺ということで、

赤城神社との関係があるようにも思える。

らみると、虚空蔵に由来するものである。したがって、二宮赤城神社の本地仏は観音と虚空蔵であり、 敷」、それにつづいて「浦野左近」というのが見えてい 画して「田所石見」、それにつづいて、観音堂がある。境内の西南寄りの「田所石見」の対称の位置に、「六谷田讃」 る。玉蔵院はすでに明和五年(一七六八)には他へ恐らく大胡へ移っていたことになる。方形の境内の東南隅には区 註記してある。 である。二宮赤城神社に 「赤城二宮大明神絵図」 といらのがあるが、「明和五年子ノ三月五日御渡し公儀江上ル」と によれば、 しかし、二宮赤城神社の神宮寺は玉蔵院と伝えている。この寺は早く大胡町に移り、三夜沢赤城神社の『年代記』 大胡大方焼ル、西側斗残ル、未刻」とあり、その後両寺は合併して、現在金蔵院となっている。新義真言宗 その天保十四年(一八四三)の条に、「三月三日大風、堀越村(現大胡町)丸山ノ民家ョリ出火、 それによると、 ほぼ正方形の境内から道を隔てた南西の地で、一ノ鳥居の内側に「玉蔵院古寺跡 る。 この観音堂は本地仏の堂と見られる。 玉蔵院はその寺名 金胎寺、

科神社は多胡郡の総鎮守とされ、韓級郷に鎮座していたものと考えられるが、中世には韓級郷の名は使用されず、す た中世には、 ろう。やがて、本家上毛野朝臣の手から、その崇敬神である赤城神社へ社領として移ったのではなかろうか。 村大字月田字御門に住した上毛野朝臣と見たのであるが、本家としては、 し、上毛野君の私領として保有された地ではなかろうかと考えるのである。勢多郡司となったのはその分家で、 べたように、 このような事だけでは、二宮赤城神社が平安時代以前から現位置に鎮座していたとは言えない。 国司の手が入ったものではなさそうに思える。 荒砥川と神沢川との中間地帯辺には、平安時代の郷名に合うものがないこ と か ら みて、大化改新に際 倭名類聚鈔』 に記されている貫前郷、 抜鉾神社の社領は一宮と称する地域であった。この名称が起 抜鉾郷の名称は使用されていない。 この地帯を引き続き私有していたものであ 多野郡吉井町大字神保の辛 しか 先にも述 Ш

が

神宮寺に関係するものとして主体となっている。

保は子持神社の各社領となっていたものであろう。 頭した神保氏は源頼朝の随兵として『吾妻鏡』に載っている。 でに神保と称されていた。平安時代後半において、 韓級郷が神領となり、 『神道集』 に見える有馬の渋川保は伊香保神社、 神保と称されたものであり、 此 0 地 から抬 白井

この社領から中世武士が起っている。右の神保氏のように、渋川保から渋川氏、

たのであろう。 られる新保を併せた桃井郷から桃井氏、 二宮の諸氏が出ているのである。武士が勢力を張るのにその基盤として、社領を侵触することが最も容易であっ 然も、この大屋等の四氏は『倭名類聚鈔』記載の郷にいずれも觝触していない。 白井保から白井氏等が出ている。二宮赤城神社の社領からは大屋、 或は伊香保神社の社領であったと見 上毛野朝臣から二宮

赤城神社が受けたと見られる地域からのみ抬頭しているのである。

中央の最高の峯に見える。この尖峯と赤城神社とはこの地に鎮座について重要な関係があったものであろう。 広濶な耕地の真中と考えられる。赤城山の尖峯荒山の頂から真直ぐ南の地にあたる。この地から見た荒山 この二之宮町の二宮赤城神社の鎮座地を、一応、平安時代以前からの赤城神社の鎮座の地と置いてみよう。 その地は には赤城 但し、 Ш

現在において磁石で真南であることに多少の疑問がある。若し、六世紀鎮座としたならば、真北は現磁北とずれがあ この地が撰ばれたとするならば八世紀始頃と言えるであろう。 る筈である。 しかし、 八世紀初頭の古墳の石室は磁石での南に開口しているものが多い。 この南方向と一致する頃に

文所収 赤城神社についての十一世紀の史料として、長元元年(一〇二八)と推定される『九条家本延喜式裏文書 上野 [国交替実録帳]] に次のようにある。 (平安遺

#### 正一位赤城明神社

□屋壹字	御玉殿壱宇
厨屋	御美豆垣壹廻
	回 廻
	御向殿壹字
	御帛殿□字
	大門壹字
	鳥居壹基
	荒垣
	館屋壹宇

(延喜式卷三十二裏文書)

件社七年

一度有大修造之例、

當任相當件修造之年、

仍皆新所修造也

勢多郡

正一位赤城明神社

御 玉殿一字 御美豆垣一 廻板玉垣 一 廻 御向殿一字 御帛殿一字 大門一字 鳥居一本 荒垣 一前西東

屋一字 陪従屋一字 厨屋一字

館

件社 七年 度有造作之例、 當任去万壽四年相當□大修造之年、 仍皆新所修造也

より る。 であり、 とある。 赤城神社については、このように二度も反故としたものである。 事 この 上野国司交替に際しての不与解由状にからむ勘状、 に二様に重複したり、 『延喜式裏文書』は『上野国交替実録帳』として、『平安遺文』にまとめてあるが、 半端な記載部分があったりした紙を継ぎ合せ、 陳状による裁決状の反故である。それ故、 その裏に延喜式を書写 実は反故の寄せ集め ĺ 書替えなどに た \$ のであ

て荒垣が東西にわたり、 て御美豆垣と玉垣とがめぐり、 玉殿は御宝殿であろう。 右の記事によって十一世紀頃の赤城神社の建造物の種類及び配置がほぼ推定される。その規模は、 宝殿をめぐって、 その荒垣中央に鳥居があけてある。 その域外に御向殿と御帛殿とがあり、 板をはった瑞垣があり、 その外に舘屋、 その外を更に玉垣がめぐっていた。 その前に大門、 陪従屋、 厨屋があったことに それらのある区域の 御玉殿をめぐっ 御向殿とは何 な 辺 る。 を限 御

第四節 上野国の赤城神社

であろうか。 富 殿は幣殿と見られる。まだ拝殿は出現して居らなかった時代であるから向殿の意味がはっきりしな

宝殿に相対してあった建物ともとれるが、その使途が不明である。

右の裏文書にある他の神社の記載を参照してみた。伊香保神社については

群馬郡

向殿について、

正一位伊賀保明神社

玉殿一字 幣殿一字

美豆垣一廻 荒垣一 鳥居二基

向

屋

舞人陪従屋 宇 厨屋 宇

であり、

宿祢(甲波宿祢)

明神社、

若伊賀保社、

椿榛(榛名)

明神社はいずれも同じ構造である。

火雷明神社は

一神

も同じように、 の記載にある「向屋」が「向殿」と同じ用途のものであるかどうかははっきりしないが、向屋は委文明神社の向殿と 鳥居一基間 神社の聖域の中にあり、 垣 壹 廻い委文明神社は「向殿壹字 美豆垣、 荒垣及び間垣の中にあるように記載されている。 間垣壹廻 鳥居壹基」のみである。伊賀保明神社以下四社 神事に重要な関係

のある建造物である。

粥神事、 び神饌を供えるのに用いられた建物である。 この頃の儀式は所謂庭儀であって、舞楽人は庭前で演奏するのであり、 その規模も明らかで、長さ三丈五尺、広さ三丈もあるので、神事用の建物は必要とされなかったのであろう。 御卜神事などの特殊神事を執行した場所ではなかろうか。抜鉾明神社 につ い ては、借玉殿と専玉殿とが してみると、「向屋」 は神饌をととのえたり、 幣殿はさほど大きなものではなく、 たとえば、 幣物及 事、

ま

筒

ろなどに充分検討する必要がある。それと同時に、宗岐明神社のところでは「美豆垣壹廻、 裏文書にあるのみで全部とは言えない。反故の三紙が継いであるので、終りには悉く造立とあるが、その継目のとこ 造替の年にあたり、 た、 幣殿などの記載がない。火雷明神社、 抜鉾神社についての記載は建物の規模、用材の規格、使用数まで詳細にあげてあるが、これは万寿二年が卅年毎の やはり、国司の修造によったもののみの記載と見た方が妥当であろう。 玉殿からはじめ垣にいたるまで、 委文明神社も同様に玉殿の記載がない。 新材木で造立した直後の書上げであるためなのである。 なくても、 館屋壹宇」で、玉殿、鳥 差支えなさそうにも思

である。 には旧材を一枝も用いずに造り替えたとある。赤城神社は七年毎の修造である。前掲の建造物はその修造にあったもの に修造したと裏文書に記している。 「大門」という表現があるので、多少仏教伽藍の影響を受けていたものであろう。 赤城神社についても、 これが全部 の建物であったかどうかはわからない。 七年一度の造作の例であり、 抜鉾神社とはちがって造替ではない。 万寿四年が大修造の年に当ったので、前にあげた建物 なお、 この記述の中には神宮寺のことは入っていな 抜鉾神社の方は卅年毎の造替で、万寿二年

その頃の創立と見ている。右の裏文書の十一世紀前半の記録の赤城神社の規模と宇通遺跡の規模とを比較するに、 四年 称号が用いられているので、十三世紀に入らない以前であ るこ と は確実である。また、その名称が地名に転じるの 著名神社に一宮、二宮等の格づけがはじまったのは十二世紀頃と考えられ、『吾妻鏡』 底同一のものとは考えられない。したがって、この両者は別個に存在していたものと断ぜざるを得ない。ことに国内 この裏文書の成立は長元元年(一〇二八)とされているが、その時照合された記録は万寿元年(一〇二四)、寛元 (一○二○)などの国司の交替日記である。前述の宇通遺跡では十世紀乃至十一世紀と推定の瓦片が発見され 寺名のように十三世紀に存在していたものに多く認められる。したがって、赤城神社を二宮と称した にはその記 述の当初からこの 到

せることも可能であろう。更に九条家本延喜式裏文書の記述によって十世紀以前にまでさかのぼらせ得るのではなか のは十二世紀のことであり、十三世紀にはその二宮が現二之宮町に鎮座しており、その鎮座を十一世紀にさかのぼら

### 三神仏習合

ろうか。

る。 て、 山上の多重塔とよばれる石製の層塔がある。安山岩製で、屋蓋は後補業が メート 粕川村大字月田鎮座の近戸神社の東方約一キロメートルのところ、新里村大字山上字相窪という とこ ろに、俗称 両側に棚が造り出されている。経巻をいれた際の経軸受けである。法華経八巻をならべて納入したものと思われ 銘文は各層の側廻り四面に横書きの大文字で刻みつけてある。 ・ル四五、 幅二メートルである。 屋蓋をとると、 塔身の頂面に楕円型の孔がらがたれ、その内面の長径に併行し (室町時代か)であるが、塔身は一石で、総高三

如法経坐 奉為朝庭 神祇父母 衆生含霊

その銘文を層毎に縦書きに改めると

為兪无閒 受苦众生 永得安楽 令登彼岸小 師 道 輪 延 曆 廿年七 月十七日

となる。小師道輪が延暦廿年(八〇一)七月十七日に建立したものである。

祇のためにということになると、神祇が絶対なものではなく、信仰の対象ではないということになり、その神祇のた 廷を神祇の上に置いているのであり、朝廷のために仏に祈願するということは現代人でもわかりそうに思えるが、 その銘文の 「奉為朝廷神祇父母衆生含霊」といううちの 「奉為朝廷神祇」とはどういう意味であろうか。まず、 神 朝

びつく。 ここに神観の変化が見られたのである。 ことによって、 めに仏に祈願するという解しがたい状態を示しているのである。 従来祀っていた神祇を祖先と考え、所謂祖先神の成立を見た。所謂自然神から祖先神に変化したものが多く、 神から人間 日本人の神観に変化がきたためである。すでに、日本人は儒教によって、 に降ったのである。 そして次には仏の前には人間も神祇も帰命頂礼すべき も この神祇を祖先と見たということは、 これは仏教が入ってきて、その深い哲学を理解する 祖先神は人間であったという観念と結 祖先意識とか祖廟とかによ のと考えたのであ

る。

知り、 当代随一 仏に帰依するという考え方に変ってきていたことを示し、それが八世紀の文化人の考え方になってきているという例 長い間神となっていたが、今仏道に帰依したいけれども因縁がないと告げた。さめてこの奇人は気比神であることを この考え方は八世紀中頃にははじまっていたと見られる。 気比神宮の神宮寺を建てた。 の文化人であり、 聖武天皇の傅育官であった。この人が夢に一奇人に遇い、 ということが武智麻呂の伝記である『家伝』下にある。 藤原武智麻呂は鎌足には孫、 その奇人が自分は宿業によって 不比等には長子にあ つまり、 神が 人間

は日本の支配者であると同時に、高天原の最高神天照大神と一体と考えられ、現人神と言われていた。したがって、は日本の支配者であると同時に、たまだらのできょうない。またとなって、 上の多重塔の銘文はこの考え方から見れば理解される。八世紀中頃の国分寺の建立も仏力によって和平ならしめよう 下にあるものとした。「朝廷―みかど―天皇」が神祇の上位にある所以であり、この天皇は仏に帰依されたのである。山 高天原の諸神を祖先と考えている氏族を、 の上位に記してあり、 神祇は仏よりも下位にあるばかりでなく、仏によって成仏する人間的な取扱いなのである。 神祇よりも上位は当時は天皇であるから、「みかど」と訓んで天皇を指したものである。 天皇は支配しているのであり、その氏族の祖先神も天皇即天照大神の支配 銘文の 朝 は 神

という政治の根本を示されたものであり、 国師は国分寺にあって精神面の指導、 統制を計ったものである。

神として排他的である。これを以て信仰上から統一することは困難である。これらの神祇を超えた絶対の神が必要と 迹説としてまとめられた。 される。 の統一国家建設の業は着々進められてはいるが、天皇家も一氏族としての氏神があり、 する神があり、 仏教はその役割に当てられてきている。ここに新たに考え出されたのが密教による神仏習合であり、 仏教の浸透、 これを仏教化してゆくことは容易なことではない。 信仰の拡大を計ったけれども、 諸氏族にはその祀る神すなわち氏神、 仏教の潔癖性では布教は困難である。 各氏族の氏神と共に、氏族の 村々にはそれぞれ崇敬 なお、 本地 天皇

いた。 が、 れることができ、 本でも神々をその仏の系列に組入れようとした。このことによって神々を崇拝する氏族、 帰依して仏を守護する神となるというのが密教の教義の一解釈である。印度をはじめ西域、中国等におけるその地 の神であり、 のであるという結果になる。最澄(伝教大師)と空海(弘法大師)は共に渡唐して、新仏教を将来 し たの である 本地垂迹説によれば、 空海は主として密教によって真言宗を開き、最澄も円、頓、 最澄は比叡山に延暦寺を建立し、天台宗の中心としたが、「ひえい」 山の神をその寺の守護神とした。仏教に の対象の神 日本の神は印度の仏であり、 布教を容易にしようとしたのである。 神の本地は印度の仏であり、 仏教に帰依して解脱したと解釈して、 神を拝することも、仏を拝することも同じであり、 印度の仏が救の手を及ぼしたのが日本であり、 仏教の諸仏のうちに組入れてきたのが密教であり、 禅の教を、 兼ねて密教をももたらして、天台宗を開 諸人を仏教の信仰に引き入 本地の仏を拝すれ 印度の仏は日 H 0 本

祇 は仏教の守護神として出発することになった。 日か吉え (日枝) 神社は山王社とも称され、その鎮座地には山王の地名が現存している。 その例は各天台宗の寺院で日 吉 (日枝) このような守護 神社 を祀って

堂、 配しているようであるが、 跡 ていったようである。勢多郡粕川村の宇通遺跡は、 L 神を鎮守というのである。 (地の入口近くに位置する二棟の建築遺構は、 か 方三間の堂又は塔、 仏教の力が強大となると、 八角円堂等の礎石群が散在している。 大堂は壮大で、この建築遺構群の中心と見られるものである。 寺が主となった場合は神社は鎮守であるが、 神社はあたかも鎮守のような形となる。 その礎石の配置上、 標高七○○メートル上下に拡がる広大な寺院跡であるが、 つまり、 神社建築と考えられるもので、 寺院の入口部に神社を置き、 神社が主となった場合は寺は神宮寺である。 赤城神社は仏教徒によって山深く移され 他 は れ Ŧī. に堂 間 几 その遺 間 塔 の大

7 る。 信仰の存在を証明しているものである。この宇通遺跡の遺構からは十世紀頃の軒丸瓦及び軒平瓦の瓦当が発見され は 小沼の東方の小地蔵岳の山巓を稜線上に仰ぎ得る。この堂宇で仏を拝すると右の山巓をおがむことになる。小地蔵岳 ているものがある。 いる。小地蔵岳はもと虚空蔵岳といわれたものではなかろうか。 山頂にもと虚空蔵堂があり、 この宇通遺跡の建築遺構のうち、 十世紀頃から十三世紀頃まで存在していたものと推定されるのである。 更にその建築焼失による木炭屑の上から十三世紀 阿弥陀堂にも似た感じであるが、この礎石群の南北の中心線上に立って見上げると、 金銅製の像が安置されていた。今、東麓の勢多郡黒保根村大字上田沢の医光寺に移され 方三間の堂で、その内部の四天柱 (一二八一年)の浅間 虚空蔵菩薩を礼拝する遺構として考えられ、虚空蔵 の礎石が堂の平面の対角線上を外方にややずっ 山噴出の浮石細粒層が検出されて 赤城 Щ 頂

る。 が穏当であろう。それには粕川村大字月田の近戸神社と、その近くの山上の多重塔を含む地域の廃寺とにしぼられてく 右岸にあることから、 どの神社がどこの寺院の僧侶の手によって山深く移されたものであるかは、 延暦廿年(八○一)にこの石製層塔をのこした寺院である。その層塔を建立した道輪という僧については また、 粕川は虚空蔵岳に関係ある小沼から流出するものである それが粕川の上流、 カン 5 粕川 0 その支流大猿川 流域 K 水め 0

には相応するものである。

とに僧勝道については、 いうだけで、 詳細 は不明であるが、 赤城山を開いたとの伝説があり、 浄法寺創建の僧道忠、 二荒山開闢の僧勝道等に関係あるものではなかろうか。こ 或は二荒山に擬して起った伝承とも考えられるが、 時代的

奈良時代には所謂教学派に対して行動派であり、 論じ合う所謂教学派ではないようである。むしろ、 の僧勝道は仏教徒ではあるが、 奈良の各大寺の僧侶とは修行の仕方が少しちがっている。 伽藍仏教の正統派に対し反正統派であった。 山野を跋渉して聖地を求め、そこを開いて修行の場とする徒で、 僧行基もその出であっ 経典を読破し、 教義を

らした。寺院が山嶽に構築されると同時に、その山嶽の神は鎮守として祀られた。このように宇通遺跡の寺院及び神 の中心道場とした。こうして、 たのであろうと言われている。金鐘行者も同様であろう。僧勝道もこれらに類する仏教徒であったと考えられる。 これについで、最澄は比叡山に延暦寺を建立し、やがて空海も高野山に金剛峯寺を建て、それぞれ天台宗、真言宗 山嶽仏教が起ったのである。この傾向は九世紀以降において、 山嶽仏教の隆盛をもた

たものと推定される。宇通遺跡の神社もそのような僧徒によったものではなかろうか。 によって現在地に移ったものであろう。 地の近くにあったものであろう。 社も造られたものであろう。同様な経過をたどったものに榛名神社がある。榛名神社はもとは広くひらけた豪族居住 恐らくは箕郷町箕輪あたりに鎮座していたものではなか これはその現在地からして、 明らかに密教すなわち真言宗の僧侶の手によっ ろうか。 それが 仏教徒の手

# 第五節 仏教化された赤城神

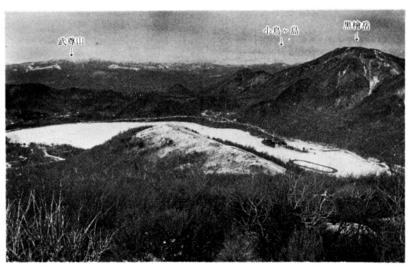
## 二大明神と三所明神

ある。 年の間に「二大明神」が「三所明神」に変ったことになる。 面 を指している。 にあり、 いう書出しで、堂々とした銘文があり、その中に「三所明神」という言葉が入っている。この赤城神社は旧称下植木 .有志者為藤原是員所願成就也」と刻されている。二大明神の御正躰の一面であるというので、更に一面 十三世紀になると、 同じ神社の境内に貞治五年(一三六六)丙午仲冬日銘の多宝石塔があって、「敬白 弘長四年(一二六四)二月十三日銘の青銅製毛彫千手観音座像の懸仏がある。それには 殖木宮はすなわちこの赤城神社を指す。 前の御正躰すなわち懸仏には「二大明神」とあって、これも赤城神を指しているのである。 赤城神社の資料も多くなるのでかなりはっきりしてくる。伊勢崎市宮前町 この神のために石塔を造立したのであり、 「三所明神」 奉造立殖木宮石塔事」 「二大明神 (下植木)の赤城神 とは赤城神 あった筈で 正躰

内覚満大菩薩事」(同書巻八)である。その一では大沼、小沼を神格化しているのであり、その二では大沼神に千手観 説話が二篇載っている。その一は「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」(同書巻七)、その二は 延文三年(一三五八) 小沼神に虚空蔵菩薩をあて、 頃の編修であろうとされている安居院作の これに覚満すなわち地蔵菩薩を加えている。地蔵菩薩は中央火口丘の地 『神道集』という説話集には、 「上野国赤城山三所明神 赤城神 蔵岳を神格 につい ての

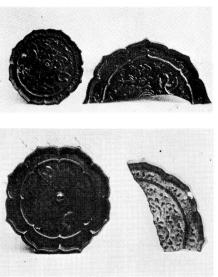


小 沼 (地蔵岳頂より臨む)



大 沼 (地蔵岳頂より臨む)

K 華 化したものである。その一の方ではまだ神に仏が配されていない。 はなっていない。 経 の功徳によって、大沼の神、 この二つの説話の間に伊勢崎市の赤城神社の懸仏を挟んで考えてみることができよう。 小沼の神となって顕現したというのであって、その二のような神即仏という考え方 説話の内容も人間が大沼、 小沼に入水したが、 法



小沼出土の藤原鏡

湧水池を祀ったものであろうが、 数奉納されている。 仰としては貫前神もその一である。 なったことを知る資料である。 模な建築群ができた頃で、 <u>一</u> る。 を信仰する人々が鏡を奉納するために投げ入れたものであ られる。 たように水源として尊崇したものと見られ 小沼にはこれ以前に納鏡信仰といわれる信仰の形 この鏡は藤原鏡といわれる和鏡の一種で、 世紀頃のものである。 小沼から鏡が数面発見されているのであり、 貫前神は 丁度、 小沼に対する信仰が、 鏑川 小沼への信仰は前にも 宇通に神社や寺院 同 の水源すなわち荒 十世紀 時に荒り 船山· 頃 からの る。 十世紀 自体 愈々深く 水 たをも併 鏡が多 源 が の大規 の信 説明 から 小沼 Ш 0

承が多い。 せ祀っている。 水神は 『日本 小沼も当初は女神として考えられていたものではなかろうか。 売命神社 赤城山でも小沼と共に小沼の東の峯で、 書紀』では「罔象女―みづはのめ」といって、 」とあるように女性である。 貫前神も女神であり、 赤城山南面から直接仰ぎ得る峯を併せて祀ったようである。 女神である。水源神も『延喜式神名帳』に 納鏡信仰の対象であるから女性というので 般に湖、 沼 池などには 女性に まつわる伝 「飛鳥川上

はなく、 納鏡信仰と女神とは別個の考え方であろう。 小沼神に虚空蔵菩薩が配されるのも、 納鏡信仰とか女神とかと

は別個の考え方によったものと考えられる。 虚空蔵菩薩が配されたのは小沼である。しかし、 小沼の東の峯の上には、永禄元年(一五五八)銘虚空蔵の銅像が

文は

安置されていた堂が近年まで存在しており、

現在銅像は勢多郡黒保根村大字上田沢の医光寺に移されている。

その銘

本主村上三光坊

小冶本地虚空蔵井 上刕赤城山

右旨趣者信心法主

世悉地成弁持師長忠憲僧都現當二

父母自身 證果仍

如件

永禄元年今月日

五百 同内 田井丹後守

というのであり、

と称しているが、虚空蔵岳が地蔵岳に対して訛ったものであろう。小地蔵岳は赤城山南面から仰ぐときに、山頂の東

小沼の本地仏が虚空蔵であり、東の峯も関係あることが明らかである。

今、

この東の峯を小地蔵岳

中心 端にあって、 よるものであろう。 の峯武尊山もその最高峯に虚空蔵を配し、 小沼の所在の目標となる。その頂は天空に接しており、虚空蔵をあてるのに最適な地である。 その峯の頂近くに池が存在している。 虚空蔵を配した点相似た様相に 利根郡

めてい 菩薩に性を意識していたようであり、元来、 大沼神としてあらわれ、千手観音が配されているのである。『神道集』 編集者或は説話作者において、 源神を女神としていたこととは矛盾しているようである。但し、 この虚空蔵をあてた小沼神をば『神道集』の「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」では男性として表現している。 仏 菩薩には性がない筈であるが、祭神を男性、 右の説話の中心人物は女性赤城姫であり、 女性に区別し併存せし その頃、 赤城姫 仏 水

なった。そこで次のような変化が起った。『神道集』に抜鉾神の本地仏は俗体では弥勒菩薩、 位を占めて、遂に上野国一宮抜鉾神社となり、貫前神は女神とされていたので、 0 している。俗体とは男性を指しているのであり、 一両部思想の影響でもあろう。 た。 貫前神は前述のように女神であるが、本地仏には弥勒菩薩が配され、抜鉾神は男神であるが、本地仏は観音菩薩であ + 世紀から十二世紀にわたって、貫前神と抜鉾神とが崇敬の篤さの度合がかわり、武士による抜鉾神信仰が 神で両性の本地仏をもっているように考えられたのである。 抜鉾神の配神のように扱われるように 女体では観音菩薩と記 密教

言 神の本地仏で、 渋河保にあって、 香保神はやは 薬師を伊香保神の本地仏と誤ってしまった結果であり、 伊香保神社が温泉明神即薬師の堂の前に無理に鎮座した形であるので、湯前に在っては御湯の 本地十一面観音であるとしている。 り『神道集』に男体は伊香保の御湯の守護、 これも一 神に両性の本地仏をあててい 湯前にあっては本地薬師仏、 伊香保神の本地仏は十一面観音なのである。 女体は里に下っては三宮 るが、 実は薬 は 温 泉明

第五節

も観音であるが故に女性と考え、 『神道集』 の 「上野国第三宮伊香保大明神事」の説話では、 主人公伊香保姫として

様に、 のであり、 この分析は九世紀にはすでにはじまっていたと見ねばならない。字通遺跡で虚空蔵岳を拝したと見たのもこの理由 正しいものと考えているが、この赤城沼神というのは赤城神であり、 四位下赤城沼神」となっており、 つであるか なかろうか。 赤城神についても、 水源神で女神であるということは意識にあったかも知れないが、仏・菩薩に特に性を意識せずにあてたものでは 当初は勿論小沼を指したものであろう。 わからない。 男神に観音をあてていることでも明らかであろう。赤城神を小沼神、大沼神の両神として意識したのは 当初、 『三代実録』の陽成天皇元慶四年(八八〇) 本地仏を配するのに、 新訂増補国史大系本では「従四位下赤城石神」となっている。 やがて、 虚空蔵を小沼神にあてたのであろう。 大沼を併せて赤城神の内容を二神としたものであろう。 五月廿五日の条には、 この頃、 赤城神の実体として沼神をとらえたも 貫前神に弥勒をあてたと同 寛文十三年刊本では 私は「赤城沼神」 従

重要な位置を占めている。 野国一宮事」でも男神についての記述はない。 野国第三宮伊香保大明神事」では男神とした薬師は全く活躍していない。 は説話の行文上主人公として取扱われたと見られ の説話に女性赤城姫を千手観音すなわち大沼神として登場せしめ、伊香保姫と並べて主人公としているのである『上 このような事から大沼神には千手観音をあてた。それが 大沼神が赤城姫というので、 「上野国勢多郡鎮守赤城大明神事」 る 赤城神の本体と見られようが、小沼神が実は本体で、大沼神 修験道は役行者からはじまっているとされている。 『神道集』では虚空蔵を男性、 同書の 「上野国九ヶ所大明神 では小沼神が大沼神の父親として 千手観音を女性と見て、 事」及び「上

ここで修験道について触れて置かねばならないだろう。

神まではさかのぼれないであろう。恐らく、宇通遺跡の寺社(?)跡の設定された頃ではなかろうか、してみると十 大沼の神に本地仏が配されるようになったのは、勿論弘長四年(一二六四)以前のことであろうが、九世紀の赤城沼 きわめて、そこに神を祀り、草庵を結び、洞窟を開いて仏を拝し、谷の奥に滝を求めて、不動明王を安置して荒行には 神仏習合を実践した仏教の一派である。この修験者を山伏と称している。修験道がいつ頃確立したかははっきりしな い。 の行法を受けて、密教の修行者が密教の教儀によって発展せしめたもので、半俗半僧で山野に聖地を求め道場とし、 草津白根山の湯釜から発見の笹塔婆によれば、十二世紀には群馬県で活躍していたと見られる。 したがって、 この人々によって、峰、滝、 Щ 沼など一山のうち各所に神仏が祀られるようになった。小沼

#### 二「赤木嶽焼」

世紀終り頃から十一世紀頃になるのではなかろうか。

たのか、何処へ報告させたのかをはっきりさせない分には解釈できない。 役人、在庁官人の意)の人々に報告させたということだそうであるという意味になる。 甚だ解釈し に く い に続く文章をはっきり解釈できなかったためである。このことを国府の役人等に報告させたとあるが、 る。従来、「赤木嶽焼」というのは、 吾妻鏡の建長三年四月二十六日の条に、「去十九日、 去る十六日に上野国の赤木嶽が焼けた。先例では兵革(戦乱)の兆候であるというので、在庁 赤城山の噴火であるとか、 上野国赤木嶽焼、 山火事であるとかと解釈されていた。 為先例兵革兆之由、 令在庁等申之由云云」と (国府の庁に居る それ 誰が報告させ 文章であ はその次

系統の役人が居って、一部には律令政治が残存していた。中でも神社や寺院への形式的な支配は、朝廷が執行していた 建 (一二五一)には勿論幕府から派遣された守護が権力を持っていたのであるが、 国府ではまだ朝廷の支配

えれば「ということである」と附け加えている。 て書かれたものであって、 この事を注意したならば、右の解釈もはっきりするであろう。 そこで誰が報告させたということになると、守護であろうと考えられる。 その事を守護が幕府へ報告した。 したがって幕府方の命令には主語を欠いている。守護が在庁官人等に朝廷に報告させ 幕府の記録者 はその 報告によって記録をした。それ故「云々」 守護は朝廷へ報告する権限はなく、 幕府には社寺を支配する権限は 『吾妻鏡』 は幕府の 言 ょ 換

が、礎石は火災に遭っており、 たものであろう。 に遭っているのであり、 火事でも特に信仰 という形跡はない。 のことが噴火であるとする説は、 為先例兵革兆」ということは朝廷にとっては一大事である。その兆を「赤木嶽焼」によって判断したのである。そ この浮石層は浅間 宇通遺跡の発掘調査において、方三間の堂の礎石と基壇及びその周囲を掘り開いて見た の対象であった神社、 したがって山火事だけで判断したものであろうか。私はただの山火事ではないと考えた。 その年から三〇年前が建長三年にあたり、その時の火災を示しているものと言える。 Ш [の噴出物で、一二八一年の堆積であることが推定された。 周囲の溝には木炭屑が堆積していた。その木炭屑の層の上に浮石層がのっていたので 地学の研究によってすでに否定されている。 寺院の火災と見る方が妥当であろう。それ故に在庁官人に朝廷へ報告せし 十三世紀頃に噴火という事実があった 一二八一年以前にこの堂は火災 火事は

興しなかったようである。標高七○○メートルのところから急に下って、標高六○○メートのところ、傾斜変換線附 朝廷へ 赤城神社及びその関係の大寺院が焼けたのである。こう見ることが妥当であろう。宇通遺跡にあったこの建造物は復 宇通遺跡の建造物は火災によって消滅したものであり、その時期は一二八一年の浅間山噴出の浮石の堆積以前であ 吾妻鏡には一二八一年より三○年前の建長三年に「赤木嶽焼」とあり、それに関係して、 報告せしめたとある。「赤木嶽焼」というのは、 噴火では勿論ないし、 単なる山火事でもなく、 兵乱の兆があるとして 宇通にあっ



お再考を必要とする。名称がはたして建長三年頃に起ったかについてはな見されており、地名を「御殿」と称している。この近に移ったようで、そこに礎石群が小規模ながら発

ウ、一は実録として認められるものである。後者は二之宮
の建造物群とは一致しない。したがって、この裏文
画の建造物群とは一致しない。したがって、この裏文
一)以前十一世紀頃までの状態を実証しているのであるから、この両者はその重複する頃には両立してあるから、この両者はその重複する頃には両立してあるから、この両者はその重複する頃には両立してあるから、この両者はその重複する頃には両立してあるから、この両者はその重複する頃には両立してあるから、この字通遺跡の建造物群と九条家本延喜式裏文書

町に存在していたものと考えられる。 いたことになろう。 一は赤城山腹に実在していたものであり、 一は実録として認められるものである。

であったようである。この「からやしろ」は宇通遺跡の建築群を指すものであろう。また、このように実朝をして言 わしめたように、 の美観に実朝をしてこの歌を作らしめたものではなかろうか。裏文書記載の赤城神社の建造物は、従来の素木の社 通遺跡の建造物は堂々と存在していた頃である。「からやしろ」 と称するのは唐風の神社建築を意味するもので、そ 鎌倉幕府の三代目の将軍源。実朝の歌に「かみつけのせたの赤城のからやしろ、大和にいかで跡を垂れけむ」(『夫木 実朝は建仁三年(一二〇三)から承久元年(一二一九)一月二十七日まで将軍となっていた。まだ、字 唐風 の神社建築は少なくとも関東地方では稀有のものであったかも知れない。 なお、 このような建

造物であったからこそ、 兵乱の兆とさえ称するほどに問題視されたのではなか ろうか。

氏が起ってきたものであろう。 これが赤城神社の本社であるかのように考えられはじめたものではなかろうか。これに対して十二世紀頃に武士の興 間の大堂、方三間の堂、八角円堂その他数十棟の建築が配置されていたのである。仏教の庇護下において、この神社は り、段々に平坦な部分を造り、それに一棟宛の礎石群があり、それらが発見されはじめたということからなのである。 起によって、二之宮町の赤城神社はその社領を侵略され、その武士として大胡、 この標高七〇〇メートル この宇通遺跡発見の動機は、 の山腹の高所に、全地域六町歩に及ぶ地を伽藍配置のため整地して、五間 実は昭和四十年にこの地域に大山火事があり、その跡始末の際、 深栖、大屋、大室、 土地が造成されてお (一間は十二尺)四 やがて二宮の諸

#### 三 赤城山の世良田

どうも赤城了需と同一人らしい。この了儒という人ははじめ赤城山にいた練行人であった。山 船の十三回忌を修したことが天童雲外の書によって知られているが、『十乗坊行状』の中には、 くのっている。 信を受け、その弟子からは高僧が輩出した。そのことは月船の伝記である『東福第八世法照禅師十乗坊行状』に詳し 年の六月二十六日に示寂し、 という。この月船は弘安五年(一二八二)に住職となり、徳治二年(一三〇七)に京都の東福寺の住職に移った。 田郡尾島町世良田に長楽寺という寺があるが、この第五代の住職を月船琛海と言った。後に 諡 されて法照禅師 弟子のうちに、 年は七十八歳であった。長楽寺に住職となっていた二十五年間 赤城了需という人があった。中国の元に渡り天童山に行き、住持雲外にたのんで、月 は多くの人々か 了儒 から一足も出なかった というのがいて、 ら第 翌 敬

が

、たまたま、月船が赤城山へ登った時に、出迎えて懇願して弟子となったというのである。

だ月船に会って拝礼したたけで直に引き返した。 に尊んでいると附け加えてある。さて、 は了儒をその派の祖としていたと『十乗坊行状』に記してある。 は月船の弟子になってからは、赤城山から世良田へ通った。一月に一回ぐらい、それも朝早く世良田に来て、た 了儒は赤城山のどこにいたのであろうか。 後に上野国で月船の道を学ぶものを赤城門徒とよんだが、 なお、了儒の肖像が赤城山にあるが、人々は神のよう 赤城山から尾島町世 良田 赤城門徒 の長楽寺



まで、 たとあるからには、 いうわけにはいかない。 場所によってはかなりの道程がある。 宇通であろうとも考えられ 宇通の地であろうか。 朝食前 山中か K 5 寸行ってくると 歩 も出なか

う地名 い 三世紀頃すなわち鎌倉時代のものと考えられる。また、「 磨滅がひどいためにはっきりとは言えないが、 あ 域に分布している紀年銘のある赤城塔に照して、 基ある。 存している。 薬師堂を中心に百坪ぐらいの一区画された地があり、 る。 名である。 宮城村大字大前田の小字に は 薬師堂の本尊の薬師仏像は石造ではあるが、 これらの石塔類は皆安山岩製でもあり、 新 新田郡 その石塔類のうちに、  $\mathbf{H}$ [郡の長楽寺のあるところと同じであるが、 0 「世良田」というのは、 「世良田」というところがある。 「赤城塔」 凝灰岩製である点では十 と称している多宝 新田 十四世紀以降のもので 形から見て、 凝灰岩製で、 多数の石塔 を 世良田」とい 他に 「あらた」と 現在でも 余り見な 粕 損 jίį 類 傷 0 から が 流 数 残

第五節 仏教化された赤城神 訓んだ訛と見ている。すなわち、

「安良田」の「安」が「卋」

と誤られたものであろう。

そこでこの宮城村の

111

良田」は、新田郡の「世良田」の名から移されたものではなかろうか。

字月田 廃墟になっていた。「御殿」の地に下ったとすれば、 需が月船の十三回忌を天童山で修したのは一三二一年のことになる。 たる古墳群の南方になる。この世良田の地は赤城山の中腹に近いが、雪線以下の村落の間にあって、赤城山中とは 赤城了需が月船琛海に逢ったのは、 の世良田 「の近戸神社のほぼ西にあたり、 了需 田の地は、 は当初赤城 その地 山中にあっ (推定) たが、 その神社の附近から西北に延びて、粕川をわたり、宮城村大字馬場及び苗 から西南五キロ 月船の長楽寺住職中のことで、一二八二年から一三〇七年までの間である。 月船に逢った後に、 その地が月船存命中の赤城山の社寺の所在の地と言えよう。大 メートルで、 大前田 粕川を挟んだその右岸に近い地であり、 宇通遺跡の寺院はすでに一二五一年に焼失して の地に居を定めたものではなかろうか 粕川 ケ島に

寂した。 は正嘉二年 世 はこの円爾の弟子であり、 長楽寺は新田 住: 栄朝は栄西から臨済禅と、天台宗の密教の一派である葉上流の灌頂を受けている。栄朝の高弟に有名な朗誉と 帰朝して長楽寺の住職になったのであり、その後円覚寺の開山子元祖元から教えを受けたものである。院豪 (一二五八)に入寺し、弘安三年(一二八○)に退職し、寺内に隠退して、翌弘安四年(一二八一)に入 隠退しており、この寺で示寂した。円爾は東福寺の開山となり、 朗誉は栄朝の後を継いで長楽寺第二世となったが、 た。 義重 院豪は栄朝の系統ではない。 の子義季が開基となり、 栄朝の禅、 密の後継の第一人者である。 栄西の高弟栄朝を迎えて開山した寺で、承久三年(一二二一)のことで 以前台密の灌頂を受けており、 招かれて鎌倉の寿福寺の住職となり、 朗誉の次は幕命によって一翁院豪が長楽寺の第三 後に諡されて聖一 宋に渡って仏鑑、 国師といった。 普寧の 晩年は長楽寺 に臨済

院豪は二十二年も長楽寺の住持であり、 名僧であったので、 遠近の僧侶、 武士、百姓の帰依が篤かった。

安六年(一三七三)には、沙弥道贏が世良田長楽寺の塔頭大通庵に寄進している。 の大部分を当時山上保と称した。 所蔵の『往生伝』の著者行仙房との交遊が深かったことは『沙石集』に載っている。行仙房は念仏の行者で、山 ほぼ見当がつくであろうが、後江戸時代には、 山上の窪井というのは山上保の窪井村のことで、 この窪井村の地には善昌寺が現存しており、 善昌寺は三夜沢の赤城神社の西宮の神宮寺である神光寺、 現在の勢多郡新里村大字新川字窪井にあたる。 長楽寺文書によると、 長楽寺と善昌寺との関係はこれで その善昌寺を応 上の窪 同東宮の竜 今の新里 井

赤寺の

両寺を支配してい

るのである。

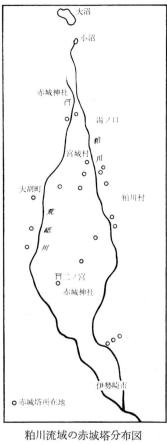
密接な関係があったものであろう。 関係文書が多くあって、 類と並べて、「二宮文書アマタノ一ツ」というのがある。 寺領の寄進状等が中心になっている。 る。この院豪の文書注進状の中に、 この文書注進状 院豪は弘安四年六月十五日に文書注進状を作っている。文書注進状というのは重要書類の目録であり、 以は住 その代表的なものを一つあげてあると見られよう。 |職引き継ぎのために作られたものであるか 女塚御寄進状寄進状、 長楽寺の第四世断岸元空は、院豪の弟子で、 当時の二宮というのは言うまでもなく赤城神社であり、 上江田堂壩内寄進状朝氏女、 も知れない。 院豪の頃にすでに長楽寺と赤城神社とに この類の 弘安四年三月に入寺 してい 檀供寄進状頼氏の等の \$ 0 が四通ほど現存 重要書 L その る てい

には一 宝石塔は現在九輪が半缺であるが、 は他に認められ 長楽寺境内の文殊山に院豪造立銘の石造多宝塔が一基ある。台石の土に面した と こ ろ に立派な筆致の造立銘があ 建治二年(一二七六)の造立である。 切触れていない。栄朝の入寂後では三十年目になる。 ts そのほとんどが安山岩製で、塔身の下方がすぼまり、 典型的な形をしていて、 朗誉はこの年六月五日に入寂している。 且つ凝灰岩製である。 栄朝か朗誉か何れかに関係をもつものであろう。 樽型をしている。 群馬県にはこの典型的 銘文中には朗誉の これを赤城塔とよんで ためということ な形のも

いるのであるが、 長楽寺のはこのような変形ではな

#### 几 赤城塔の分布

凝灰岩製で、 鳥居傍から移転)、 は忠治温泉庭前の元亨四年銘のものである。 赤城塔は粕川の流域に分布している。 漆をかけた痕跡があり、 粕川村大字深津字三ヶ尻所在のものなどは大型である。 右の在銘のものよりは古いものである。 下流のものとしては伊勢崎市の赤城神社の貞治五年銘のものであり、 在銘のものは四基であるが、 前述二之宮町の赤城神社境内のもの 粕川村大字月田の近戸神社境内所在 ただし、 長楽寺文殊山の多宝塔と同型 ではない。 上流 0 (参道 み



のものから変化したのではな

られるのであり、

或は長楽寺

ころで、

鎌倉時代のものと見

凝炭岩製というと

は

0

カン

ろうか。

院豪と二宮との

関

安山岩の赤城塔は赤城神社関係地に多く分布していることに注目される。

\$

P

これらの多宝石塔はその銘文によると法華経信仰を表わすために建立されたもの で 赤城山頂大沼の小鳥ヶ島のも共に法華経信仰に関係あるもので、恐らく天台宗の僧侶、 あ る。 修験者などにより造立せ 伊勢崎市の赤城神社の

度は許されるであろう。

L

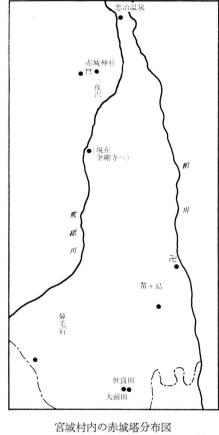
か

係が文書の上で考えられる以

上、このような推定も或る程

室」に相応じ、 頓写一百三十六部内四十六部」とあって、 勢多郡富士見村大字大洞すなわち赤城山頂の大沼の小鳥ヶ島所在の応安五年(一三七二)の赤城塔の銘文には、「奉納 佐波郡玉村町大字茂木の法蓮寺の石塔台石の銘文には、「上州玉村本木郷法花別時結衆名帳」とあり、参考にできる。 られたものであろう。伊勢崎市赤城神社の観応二年(一三五一)の紀年のある赤城塔の台石の銘文に、「一結諸衆、 在銘のものは粕川系統に限られ、 秘楞厳之古風、 いずれも法華経信仰によるものである。 企法花三昧之妙行、書十如実相之妙文、安石塔之宝室、 無銘のものの分布も粕川沿岸に最も密である。 伊勢崎市赤城神社の観応二年の銘文の「書十如実相之妙文、安石 塔 之 宝 無銘のものもこの傾向によって造立せられたのであろう。 備逆修之修善処也」とある。

宮城村には前掲 宿 ノ平忠治温泉庭前の元亨四年銘、 及び大前田世良田薬師堂境内所在のほか大字三夜沢の赤城神社



< ので、 境内、 る。 内、大字鼻毛石字前原、 あるが、大別して三種 参照)。それぞれ形には異同じ 発見されている(文化財 苗ヶ島字小林等所在のも 四 その一は元亨四年 工 銘の忠治温泉庭前 塔身は径 大字苗 タ (ケ島 スをもってお K 比 べ 剛 類 て高 寺境 のも のが 大字 K 0 項 から

り、多宝石塔の原型の塔身を多少変形したもので、笠石の軒は真反りである。その二は一の形の塔身の高さを径に比し

たもので、苗ヶ島の金剛寺境内のもの、三夜沢赤城神社境内のものである。この型は赤城山頂の小鳥ヶ島の応安五年 あるので、 島所在のものは、笠石の軒の面が下内方に斜に切り込んである。垂直に切り落したのが、建治二年、元亨四年の型で がえているかも知れない。鼻毛石字前原所在のものはこれに類するが、笠石の軒の上端の線の真反りが急であり、苗 田字世良田の薬師堂境内にある二基である。この二基については、散乱していたものを復原する際に、笠石を取りち てそれよりも低くし、下部をすぼめたもので、笠石は軒の上の線は真反りであるが、下端は直線になっている。大前 次第に退嬰的になったものであろう。その三は塔身が更に低くなり、須恵器の合子の身のような形にな

1 建治二年(一二七六) 銘 長 楽 寺文 Щ 所在

粕川沿岸及び山頂の多宝石塔の在銘のものをあげれば次のようである。

(一三七二) 銘のものに類する。

- 2 元亨四年 (一三二四) 銘 宮城村忠治温泉庭: 前
- 3 貞和二年 (一三四六) 銘 伊勢崎市天増寺境内

4

- 5 応安五年 (一三七二) 観応二年(一三五一) 銘 銘 赤 同 城 市赤城神社境内 小 鳥
- えて編年したならば、各造立の概略の時が得られるであろう。大前田字世良田所在の赤城塔は、観応二年以降のもの これらは年次によって変化したものと認められよう。 無銘のものをこれらの在銘のものに照して、加工法の変化も加

今まで述べてきた赤城山、長楽寺、赤城塔などを、赤城了需を中心として年代にしたがってあげてみると次のよう

であろう。

建長三年(一二五一)

鏡

弘長四年 (一二六四)

懸仏千手観音

二大明神

建治二年(一二七六) 長楽寺多宝石塔

弘安四年(一二八一) 浅間山噴火

弘安五年(一二八二)

徳治二年(一三〇七) 禅刹住持籍長楽寺

同右

月船転住

延慶元年(一三〇八

同右

月船入寂

元応二年(一三二〇)

天童雲外書 禅刹住持籍長楽寺

了一住持

第五節 仏教化された赤城神

赤木嶽焼

院豪造立

宇通遺跡浮石層

この間に了需出現

月船住持

了需月船十三回忌

元亨四年 (一三二四)

赤城塔忠治温泉庭前

嘉曆二年 (一三二七)

禅利住持籍長楽寺

元弘三年(一三三三)

了一入寂

北条氏滅亡

新田義貞

建武元年(一三三四)

長楽寺文書 補任状 禅利住持籍長楽寺

暦応五年 (一三四二)

了愚住持

六地蔵石殿月田近戸神社

地蔵信仰

貞和二年(一三四六)

赤城塔伊勢崎天増寺

観応二年(一三五一)

延文三年(一三五八) 赤城塔伊勢崎赤城神社

法華経信仰

/三所明神 / 法華経信仰

貞治五年 (一三六六)

神道集巻八

=

# 赤城塔伊勢崎赤城神社 三所明神

#### 応安五年(一三七二)

赤城塔山頂小鳥ヶ島 法華経信仰

よう。 地仏としていない点からすれば、 郡鎮守赤城大明神事」の大沼、小沼両神はこの二大明神にあたるものと考えられるが、まだ、 ころにあたるような記述はない。 た後のことになり、 ·の経緯にしたがって解説を試みるならば、了需の出現は宇通遺跡の建造物が焼失した後、三〇年乃至五六年経 しかし、その説話は文章中に「三条室町」とあるので、延文頃とも考えられる。また、宇通の地名及びそのと 宇通遺跡では未調査の部分が多く、 了需と宇通とは直接関係ないものと見られる。二大明神ということは伊勢崎赤城神社では成立し その物語の素材の成立はこの伊勢崎赤城神社の懸仏よりもさかのぼるものと見られ 虚空蔵のみはわずかに推定できる。 『神道集』の巻七の「上野国勢多 千手観音、 虚空蔵を本

文殊山の建治二年銘の多宝塔の変化したものと見るほかには、 天台宗の密教とに併せて、造ったものと考えられるのであり、 信仰として造立されたものならば、長楽寺の栄朝から朗誉へ受けつがれた天台宗の密教を、 みで銘文ははっきりしない。 赤城塔の所在地は、宇通遺跡の西方三ッ目の谷の低い地である。この中央の谷が滝沢である。この赤城塔には紀年銘 頃、月船の塔所普光庵ができている。了需が帰朝して、赤城門徒の発展に努力していた頃に当るであろう。 っていると考えざるを得ない。 元亨四年の赤城塔は、 了需が月船十三回忌を修した年より四年後であり、了一が長楽寺住持中のことであり、 はたしてどういう意図で作られたものか明らかではないが、この塔の形 元亨四年から二二年後の貞和二年の塔はそれから発展したもので、 他に求めるものがない。その上、多宝塔が本来法華経 粕川流域の多宝塔 (赤城塔) 院豪が甞て受けたやはり の造立はここからはじま 無銘 は下流の長楽寺 の月田の赤城 元亨四年銘 この

造られたものであろう。 の赤城塔は元亨四年銘のように塔身が高く、貞和二年銘のように下部がすぼまっている。 貞和二年頃までに

粕川村月田 神に変ってきた。 多重塔に見えているのであり、それが再び盛に行なわれるようになってきたのである。それと同時に赤城神は、 にあるのが、赤城山南面地帯にあるものとしては最も古いもののようで、鎌倉時代の作風を示している。 菩薩事」とあって、 赤城神を三所明神と明記している。 たがって、 観応二年、応安五年の銘の赤城塔には法華経信仰が銘文にはっきりあらわされている。その中間の貞治五年銘 の近戸神社境内にある暦応五年銘の六地蔵石殿によって、すでにこの地方に入っていたことが知られる。 赤城神に 地蔵信仰がとりいれられてきたのである。 三所明神についての説話ができている。 地蔵が加わって三所明神になったのも、 延文三年頃の編著とされている神道集巻八には「上野国赤城山三所 法華経を書写して塔中に納めることは延暦廿年 その信仰の対象である地蔵の像は、二之宮町 鎌倉時代末から暦応五年ぐらいまでにちぢめて考える 六地蔵信仰も 明神内覚満 0 無量 いのには 三所明 の山

すところである。 多宝塔はいずれも法華経信仰によるものである。 経信仰として考えられよう。 ころをみると、その大型なものは、 大前田字世良田の薬師堂境内に、大型の赤城塔が二基も存在し、なお、いくつかの部分的な残存品も認められると 造塔供養は法華経信仰によって成されたのであり、 貞治五年銘のものも三所明神のために、 伊勢崎の赤城神社境内の観応二年銘の赤城塔に近いものであるので、 法華経信仰は天台宗の伝統的な信仰であり、 天台宗の教勢の振興を意図したものであろう。 法華経の供養を行なったものであり、 宝塔涌現は法華経に記 やは これらの り法華

その門徒の中心道場のあった地で、長楽寺の所在地から由来したものであろう。それと同時に、了需は赤城神に関係

所謂赤城門徒の手によって成されたものではなかろうか。「世良田

これは栄朝の法流を受けた了需を中心に、

## 五 『神道集』の赤城神

ここで、いよいよ、これまでしばしば引合いに出していた『神道集』の記事に移らなければならない。それはその

巻七の「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」の文章に

とあって、「三夜沢」の名が出ているからである。 猶モ此ノ山 ノ名残り惜シクシテ、 小沼沢ニ三ヶ日御逗留有リケリ、故ニ今ノ代ニハ此所ヲハ三夜沢ト申シケリ

状態をうかがうことができる。巻三のは上野国の一宮乃至九宮までの神名、本地仏名をあげ、 侶の説教用の説話であるが、 を説いたものである。 巻三の「上野国九ヶ所大明神事」等のうちに、 『神道集』の中には、巻七に「上野勢多郡鎮守赤城大明神事」、巻八に「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」、 いずれも法華経の功徳を説いたもので、神名、本地仏名、地名に十四世紀頃の上野 赤城神のことが記されている。巻七、巻八のは全くフィクショ 各本地仏の性格、 ンの僧 功徳 玉

が、 東ノ岳というのはその南に連なる外輪山の一峯で、 ように表現されている。黒檜嶽というのは赤城山頂の東北にあって、その最高峯である。 その従神王子宮というのが見えている。この赤城沼というのは「黒檜ノ嶽東ノ岳大滝上横枕藤井」という地の近くの 巻七のについては、 大沼、小沼に社を建てたと記している。 西大室町)、有馬郷 上野国勢多郡深栖郷(現粕川村大字深津)を出発点として、淵名庄(現佐波郡境町)、大室 (現渋川市有馬)、 赤城山を主要な舞台としている。且つ神名は淵名明神の みを また、赤城沼竜神唵佐羅摩女と、 虚空蔵岳にあたるものであろう。『神道集』 赤城沼竜神の跡を継いだ赤城大明神、 黒檜嶽の東には峯はない。 の編者が仮りに榛名山 あげている

二四四

る。 大滝 中 は 南 面から見上げる山頂の中央の凹部の下にあって、 村の柳沢寺あたりに居たものとすれば、 虚空蔵岳は黒檜嶽の右に見え、東と見誤ったものともとれ その上手の凹部は峯と峯との間をつなげて横たわって

したがって、ここで赤城沼というのは小沼を指すものであろう。

横枕と名づけるのにふさわしい地形である。

藤井の地名は不明である。

小沼の水はこの地を流れて、

大滝とな

赤

虚

伝説は 空蔵を本地仏として配し、 城沼の竜神の後継者になったというのは、 小沼であり、 物語の上では赤城大明神となった赤城姫は大沼にあらわれ、 藤原鏡が投入されたのも小沼である。大沼よりも小沼の方が神秘性が強い。この小沼にはじめ 大沼を千手観音とした。それが物語には悲劇の主人公を女性としたために、 入水ととることができるようであり、その後に起った赤堀家の女の入水 赤城姫の父は小沼にあらわれるのである。 それが千手観

であったのであり、 ともあったと見られる。 栖 音に配され、父親である男性が虚空蔵とされたのではなかろうか。その父親は深栖郷を居住地としていたとある。 一元亨四年銘に次ぐ頃のものである。 郷の名は粕川村大字深津の地に残っている。ここには近戸神社が鎮座し、 現在はその区有である。なお、その小字みかじりには無銘ではあるが最大の赤城塔があり、 昭和廿一年の洪水には、ここを通ったのである。また、 この地が粕川、 宇通遺跡、 小沼との関連の赤城神信仰の重要地点であったこと 甞ては粕川の流はこの地 宇通遺跡の地は深津の住民の入会地 を通ってい 前述 たこ 深

沢 は 小沼 の岸ではなくて、 ·かし、前掲の小沼沢の地を三夜沢というとある記事は、三夜沢は小沼沢であって宇通ではなさそうである。 から流出する水の通っている沢の意で、 滝沢には現三夜沢の赤城神社蔵の『年代記』に、応永十三年に滝沢不動尊造立とある不動を祀る堂がある その西の湯 ノ沢に沿っている。 現代の滝沢にあたることになる。 現在の道は湯ノ沢のその所在地から低い尾根を越えて滝沢に入る 元亨四年銘の赤城塔 の所在地 小沼沢 は、

知られる。

その年次は元亨四年から延文三年までの前後の頃と見られよう。

が、 赤城寺の元地であると伝えられている。 社寺の堂宇を建て並べるような余地はなく、元亨四年銘赤城塔所在地が比較的広い。宮城村大字鼻毛石字鼻石 小沼沢というのはこの地であろうか。 但し、 この地が元三夜沢の地であると

いう伝えはない。

現三夜沢の赤城神社に、明治初年頃と思われる社誌があるが、それに の名が起ったとしている。 ったのではなかろうか。 「三夜沢」の名は存在していた。これをどう読んだか『神道集』には記していない。「三ヶ日御逗留」とあったので、こ 三夜沢を今は 「みよさわ」と読んでいる。 宮の所在する沢で、 地名があって、 その起原を説明した地名伝承であり、 赤城神社の鎮座を意味してはいない だ ろ う か。すでに延文三年以前に 若し「夜」を「や」と読んだならば「みやさわ」となる。 他に起原があるのではなかろうか。 はな かい

ずれてい 現三夜沢の地 の川上に求めねばならない。それは宇通遺跡が相応するのであるが、 うのは、そこと二之宮町の赤城神社との中間に、<br /> とあり、 分社 と見られる。 この伝承は月田 同郡 に相応する。 (勢多郡)月田村ニ在、近戸明神ト云、元宮地鎮座ノ時ハ旅宮行幸ノ神輿休供御 宇通遺跡の南に の近戸神社にもあって、 或はこのあたりに宇通から降ったものではなかろうか。 「御殿」と称するところがあり、 月田の近戸神社が存在しているという位置にあるのであって、 元三夜沢と二宮との間 標高六〇〇メート 延文年間にはすでに宇通遺 の神幸式の休憩所としている。 但し、 ル前後、 小沼沢からはやや東方へは 傾斜変換線附近で、 跡の社寺は存在して ノ社ト云伝 月田

大字本郷字満行原には榛名木戸神社、 から起ったものであろう。『上野国神名帳』には、 近戸神社という名称は、 本社の社領域に入る場所に鎮座する本社に直接関係があり、 同大字神戸字宮山及び同郡倉淵村大字三ノ倉字椿山には戸榛名神社が現存して 榛名木戸明神、 伊香保木戸明神が記載されており、 然も村落に近いというところ 群馬郡榛名町

第五節

仏教化された赤城神

社本の奥書によると、 養寺村の例がすでに鎌倉時代に出ている。 0 鎮座に由来する地名となっている。前掲榛名木戸神社鎮座の字名満行原は榛名神の仏名満行から由来し、 されてい とも言えよう。 するものと考えられる。 大字笂井字近戸前、大字上増田字宮下の三社が現存し、佐波郡赤堀村大字今井字仲に存在していたのは今井神社と改 声 これらは山 近戸という名は遅くも貞和四年頃には存在していたものであろう。 榛名神社 御殿であったものと見られる。 る。 ずれ lの鎮座地名は社領と鎮座に因ったものである。 このうち笂井及び上増田鎮座の字名は近戸前、 [中の本社に対するものをあげたのであるが、この外に前橋市の旧木瀬村地内に、大字上大島字長等 大胡町鎮座の大胡神社はもと近戸神社と称したが、これは現三夜沢の赤城神社に対するものである。 も榛名町大字榛名山の榛名神社に登る入口に位置している。「近戸」もこの「木戸」 或は 永仁六年(一二九八)に正本から書写し、貞和四年(一三四八)と弘治三年とに写し改えて したがって、 深津の近戸神社も 月田の近戸神社は更に高所の本社への入口であり、その本社は恐らく宇通であ 榛名木戸、伊香保木戸の名は『上野国神名帳』に出ており、 い はば山麓的な地形であるので、 社寺名が地名に固定するのは那波郡善養寺村 宮下であり、 つまり、 月田及深津鎮座の字名は共に近戸で、 **筑**井、 上増田 或はこの系列に入れべきもの の近戸神社は その成立 神戸字宮 「戸」に類 月田 新 田 郡 深 安 Ш

舟神社を被戸とし、 岸に位置し、 木川、広瀬川を利根川の旧流路と見る時には、南方からの出入口を併せていたと見られよう。 を下流に分布 この笂井、 上増田 東方の出入口にあたる。このような例は、貫前神社が東方鏑川と高田川との合流点附近に鎮座してい してい る。 北方碓氷川南の台地上の咲前神社を前宮としていた。 の近戸神社は、 二之宮町の赤城神社を中心にすればその社領域 上大島の同神社を加えて、 東南流する桃木川に沿うて、 ^ 前揭戸榛名、 0 西 方からの 榛名木戸神社も烏川の岸に近 出 入路にあたり、 赤堀 上大島を上流に、 村今井の 地 Ŀ は 增 上增 田 た小 は Ш 0 桃 田

津と共に古くから存在していたものと見られよう。

っていたものと考えられる。 小舟神社の夜戸に類するものであろう。つまり、襖場であり、潔斎場である。二之宮町の赤城神社参詣路にあた

下淵名にあたる。『倭名類聚鈔』には佐位郡に淵名郷とあり、 載されていない。その総社本によれば 見えている。秀郷流藤原氏の淵名氏の居住地としても有名である。しかし、『上野国神名帳』 には 「淵名明神」は記 。神道集』には 「淵名明神」の名が見えている。「淵名」というのは地名に残っており、 十三世紀には淵名庄というのが 佐波郡境町大字上淵 『長楽寺文書』 などに

佐位郡 十二社

従一位大国玉明神 従三位八田女明神

従四位郡玉明神 従四位郡都奈明神

従五位於神明神 従五位穂積明神

右之外在六社

あろうか。要はやはり粕川系統の神として見るのが妥当であろう。 画 となっている。現在、 る。その地図には下淵名の村落の東南端に「大国祠」、その東北に 「御手洗祠」 をのせており、御手洗祠の南に沼が の境町の地図には、 かれている。 『神道集』に謂う「倍屋ヶ淵」というのはこのあたりであろうか。 この附近は早川の沿岸であり、 その位置に神社の標はあるが、名称は載せていない。はたして、その名称があったか疑問であ 上淵名に 「淵名神社」というのがある。 その南をもと粕川が東流していたので、この両川 しかし、 してみると、「淵名明神」 明治十五年の参謀本部陸軍測量局 はどれにあたるので の合流点附近にあた

ところで、『神道集』 巻八になると、赤城山三所明神となり、そのうちに覚満大菩薩が加わるのである。 『神道集』

第五節

巻八の「上野国赤城山三所明神内覚満大菩薩事」には

今ハ小沼明神 弘山三 一所明 一神ト顕レテ、大沼ハ赤城御前ト今ハ赤城明神トテ、御本地ハ千手也、 トテ御本地虚空蔵菩薩也、 山頂美濃法印覚満也、 今ハ赤城山々頂ニ覚満大菩薩トテ、 小沼ハ御父ノ高野辺大将 御本地地

薩也

とある。 要するに二大明神の大沼、 小沼両神すなわちその本地仏千手観音、 虚空蔵に地蔵が加わっ たのである。

六 三夜沢赤城神社の『年代記

る。 等により記入されたものである。 でである。①は記事が極めて少ない上に、そのほとんどが赤城神社の記録とは考えられず、神社のことは像銘、 三段にわけてみられる。 三夜沢の赤城神社に『年代記』という記録がある。 ③においてはじめて神主自筆の具体的な記録として見ることができよう。 (1)貞和元年から天文廿三年まで、(2)弘治元年から安永九年まで、(3)天明元年から明治五 ②はやや具体性をもっているが、それでも古文書によって補筆さ 貞和元年から書き起し、 表紙裏に次のように記してある。 明治五年にまで至っているが、 れ た ように見え これ 棟札

キ写ス処也、 往古ノ年紀書在リテ、 最モ前後重複モ在リ、然レ共、 承久ヨリ書キ誌ス、墨朱ヲ用ヒ、 古紀ノ徒ラニ失ヒシ事ヲ恐ル 紙悪シク、 古筆故分明シ難キ所多シ、 依テ成宥壮の 年 一二書

下してみよう。

天保三壬辰九月中旬再記ス 中務成孝謹誌

千躰、 この 西社虚空蔵千手観音五百体ツ、、 『年代記』 の至徳三年の条に、「今年三月御造立、 当国邑楽郡庄司寄進、七月一日滝沢不動尊造立、 宝堂共三所成就」とあり、 応永十三年の条に、 大洞地蔵岳地蔵当国佐貫庄 「東社

司又太郎藤原沙弥道広」とある。ここにはじめて東社、西社という言葉が出てくるのであり、それに滝沢不動、大洞(慶り)

が出ている。このうち

東社 地蔵一千躰

西社 | 虚空蔵五百躰

千手観音五百躰

所とはこの両者を併せてのものである。また、虚空蔵は小沼神、 わったものであるので、 というのは、 東西両社が存在し、 東社は地蔵信仰と共に成立した社であり、 西社には虚空蔵、千手観音を、 千手観音は大沼神の本地仏であり、 東社には地蔵を祀っていることを示したもので、三 新興の社である。 地蔵は新たに加

写し誤りであろう。 暦応五年 (一三四二) に残っているのである。 成立していたと見ねばなるまい。暦応五年には六地蔵信仰がすでに存在している。これが小沼系統の月田の近戸神社 三六六)には三所明神として表現されている。三所明神として表現された時には、 とはすでに述べた。 るのであり、 てあり、その庄司は大洞の地蔵像寄進の佐貫庄司又太郎藤原沙弥道広と見られる。沙弥道広とあるが、これ 右 ·の記事は恐らくこれらの仏像の造立銘から補記されたものであろう。更にこの千体仏は当国邑楽郡庄司寄進とし したがって応永十三年において、 地蔵岳を対象としている。 暦応五年(一三四二)前後であろうとも推定して置いた。延文三年 佐貫道慶は日光の二荒山神社の社領管理にも関与していたのであり、 以前のことにもなろう。 すでに地蔵信仰が赤城信仰にとりいれられた後のことになろう。 赤城神社は東西両社に分れていたことになる。然も、 地蔵信仰によって成立したものである。弘長四年(一二六四)以降であるこ 地蔵のみの信仰によって、東社が (二三五八)、 してみると、 佐貫庄司としての有力者で 東社は地蔵を祀ってい 貞治五 東社の成立は は道慶の

## 七 上野国の神社の情勢

頃  $\mathbb{R}$ 0 他 の神 社 の情勢はどうであっただろうか。 簡単に触れて、 赤城神社の東西両宮の出現、二之宮と

三夜沢との関係の参考としてみよう。

逃げ込んだものと見られる。恐らく、その社領と見られる有馬・桃井両郷あたりに桃井氏、 と混同されたのであり、 がこれにあたる。すでに、『神道集』成立以前に、 は湯前にあっては本地仏は薬師であり、 伊香保神社は現在北群馬郡伊香保町に鎮座しているが、もとは同郡吉岡村溝祭にあったもので、その地の三宮神社 の存続が [はこの経緯を最も好く物語っている。すなわち、十三世紀頃に、伊香保神社の主体は、 困 難となったのであろう。 江戸時代の後半、文化、文政頃に、伊香保神社と薬師堂との境界争をしており、その裁決状 里に下っては十一面観音であると記しているが、薬師は温泉明神の本地仏 伊香保湯街の温泉明神の庭前に移座したものと認められ 渋川氏が勢力を固めて、 伊香保の薬師堂前庭に

鎌倉時代の末には社勢頓に衰え、その回復を計ろうとするものも出てきたのであろう。 神社においても、 その社領内に秀郷流藤原氏の出自と称する大胡、大屋、大室、二宮の諸武士の勃興にあい、

中心に殿舎、 いられていた。 仏教色が強く、 榛名神社では、 早く密教 堂塔が配置され (真言宗?)によって社域を山中の幽谷に定めた故、戦乱や武士による侵略からはまぬがれて はい 本地仏は地蔵である。 座主職と執行職があって、一山の管理をしていた。 建久元年 (一一九〇) ってい る。 寺名は正しくは石巌寺後に巌殿寺といったが、 鎮座地も榛名山の西南の頂に近いところから出ている深い渓谷の奥で、 の留守所下文が現存していて、そのうちに「榛名寺」とあるように、 神社の名称も仏教名である「満行宮」が一 榛名寺、 榛名山寺というのが 般に用 た

が、 僧侶間の派閥争いがはげしくなってきていた。

れる通り、『神道集』の編者の僧侶に本地仏の混同さえ起ってきているのである。 は抜鉾神の本地仏なのである。このように本地垂迹説が徹底していたのであるが、すでに抜鉾神及び伊香保神に見ら たために、 その神位は貫前神と混同され、遂に十二世紀頃には上野国一宮とされている。接近して貫前、 抜鉾神社は武士の勃興につれて、その崇敬が貫前神社を越え、『上野国交替実録帳』 には抜鉾大明神社とあるが、 『神道集』では一社と誤られ、その本地仏は俗体は弥勒、女体は観音となっている。 抜鉾両社が存在してい 弥勒は貫前神、

れる。先には行仙房による念仏の流布がはげしかったが、臨済禅は長楽寺に中心をもち、佐貫氏と大胡氏は法然に帰依 は現在ほとんど天台宗であり、天台宗の教勢振興の策とも見られよう。赤城塔造立も同じ目的をもったものと考えら "神道集』自体が主として法華経の功徳を説いた僧侶の説教集である。その説話に出てくる群馬県に実在の寺院名 佐貫には親鸞が滞在している。この新興仏教に対抗しての旧仏教僧侶の活動と見てよさそうである。

を比較すると、 るので、これを群書類従本と仮りに名づけているが、赤城神社関係から出たもののように考えられる。これらの三本 前者を総社本とよんでいる。ところが江戸時代にすでに『群書類従』に入れられたものがあり、 八)、弘治三年(一五五七)の三回の書写を経ているものである。貫前神社にも異本があり、これを一宮本とよび、 総社神社には 中世における上野国内の神社の動勢が多少らかがえる。 『上野国神名帳』 というのが最上の神宝となっ て い る。 永仁六年(一二五八)、貞和四年(一三四 前二本とも異ってい

まず、『上野国神名帳』に記載の神社は、 十五社 総社本によると、 国中五百四十九社である。これを郡別にすると、

# 楽 郡 三十二社

第五節

仏教化された赤城神

催

氷

郡

郡 十四社

片

出

多 胡 郡 二十五社

緑 野 郡 + 七社 那 波 郡 十八社

馬東 郡 百四十 Ŧi. 群 馬西 郡

百六十 九社

一十三社 士 利 佐 根 位 郡 郡 <del>二</del> 一 <u>+</u>

新 田 郡 郡 + Ė.

勢 吾 群

多

郡 郡

妻

邑

楽

郡

Ш

十五社

田 十二社

ある。 に、 であって、 相殿神として鎮守十社をあげているが、このうち九社は利根川西であり、 群馬郡が他の二〇倍も近く多いし、 利根川西と東とを比較しても、 赤城神社一社のみが利根川東のも 東より西が多 い また、 各郡 の前段

群

馬郡

の神社の記載が多いことは、

国府の所在の郡であるという理由もあろうが、三一四社という数では、

単にそ

力圏 四郡に鎮座するもののみである。 展するのである。 ため読みあげるという性格に変えられている。 は、一宮乃至九宮の成立が十二世紀以降のことであり、浅間神を加えたのは、 立が起ってきてからの情勢を示しているものではなかろうか。ことに鎮守神に一宮乃至九宮と浅間大明神をあげ のような理由では理解しがたいであろう。 その一宮乃至九宮は二宮の赤城神が利根川東であるほかは、 は群馬郡に限られている。 勧請には総社神主の勢力を示すために、 やがて、総社神主は一宮との勢力争いをはじめるようになるのである。 且つ、 この神名帳は班幣の際、 国司の勢力が衰えて、 後にはこの神名帳自体が神体として本殿内に祀られるという方向に発 勢力範囲内の多くの神社名を並べる必要があろう。 国内神社への奉幣も次第に不可能になり、 各神社名をよびあげるリス いずれも、 利根川の西の群馬、 一二八一年の浅間山噴火の結果であろ <u>۱</u> - であっ 片岡、 たのが 甘楽、 総社 その勢 那 勧 の独 請 波 た 0 0

この神名帳に赤城神、 榛名神、 伊香保神、 貫前神の各関係社と見られるものが散見している。

碓 氷 郡 貫前神

片 岡 郡 貫前神一

神一榛名神一

甘楽郡 貫前神二 (二)

群馬東郡 貫前神 那 波 郡 抜鉾神 (黄華)

群馬西郡 貫前神一群馬東郡 貫前神一

赤城神二

伊香保神三

榛名神四

伊香保神

邑 楽 郡 貫前神一

多

郡

赤城神

伊香保神

榛

名神二

赤城神一

前がほとんど出て来ない。抜鉾神社は遂に一宮となっている。このような情勢下にきているのである。 手により勢益々旺盛である。 の情勢であろうが、伊香保神社は伊香保温泉明神庭前に移っており、 関係社のみが特に多いことは、 である。 貫前神七、 赤城神六、 貫前神社は抜鉾神社に武士の崇敬によってその地位をかえとられ、 或程度の神社勢力を示すものと言えよう。但し、これらは少なくとも永仁六年頃まで 伊香保神五、 榛名神七となる。これで直に社勢を計ることにはなるまいが、 勢は全く地に落ちている。 今後明治二年まで名 榛名神社は仏教徒の この 四神

# 八 三夜沢赤城神社の鎮座

した頃はわからない。『年代記』では、貞和元年(一三四五)から記してあるが、その年から貞治二年(一三六三) さて、三夜沢の赤城神社のはじまりはいつ頃になるのであろうか。以上のように傍証をかためてきても、はっきり

第五節

仏教化される赤城神

事であるが、棟札にあったものの写のようにもとれる。 条でようやく「二月十日神主成益卒七十歳、同年八月一日成益妻卒」とある。 までは、 記事はほとんどなく、 貞治六年の条に「御宮葺替十二月 あっても新田義興の死、 然も、 京都大火、 別当桃井庄司寄進」とある。 『年代記』 ホウキ星出現の一般的な事件である。 は西宮の神主増田家のものの手になったも 成益は増田神主であり、 西宮の葺替であり、 過去帳 具 貞治三年の 体的な記 カン らと

ので、東宮の起原はこれでははっきりしない。

両社 同四年の条に、 の条に、「十一月二十五日東本宮上棟祝ナリ、 五百体ツツ、 [ニテ同シニ祀ル] とあるので、明治四年までは確かに両社併存の形で来ている。 一両社が 当国邑楽郡庄司寄進」 併存していたことは、 「正月奈良原出府、 官へ御年頭御礼、 の記事で明らかである。この東西両社の併存も、 前掲の年代記応永十三年 普請ハ去年ョリ始ル、大工棟梁越後石地森山相模通称森八」とあり、 此序、 当社諸祀神ヲ何、 (一四〇六) の「東社地蔵 官ニ於テ御定被下処、 年代記の明治二年(一八六九) 一千躰、 西社虚空蔵千手観音 祀神十柱ニ定、

沢では所謂神宮寺といった附属的な形となっており、更に言えば東宮の寺は竜赤寺、西宮のは神光寺という堂々とした 名はあるが、 座していたところへ、西宮が他から移ってきた形である。東宮の勢力は西宮をはるかにしのいでいたように見える。 は寺院が主体を為していたようである。 右には東宮に属する社家が十六軒、 増田家 ここで注意しなければ その北端に東宮が鎮座し、 (旧西宮神主)に所蔵の天保十一年(一八四○)八月附の画図によると、 本地仏安置所のような形であったらしい。この二寺は寺院としての活躍は余りない。 ならないのは、 その西に西宮が並んでいるが、その参道は中央大路から派生してい 邸を連ねており、 つまり、寺院的な建物が大多数を占めていたという意味である。 三夜沢における社寺の有り方は、 西宮の社家八軒はその外側に分散している。 社が主で、 三夜沢の中央に南北の大路があ 寺が従の形である。 それ故、 もとから東宮が鎮 る。 それが三夜 -央大路 宇通にお 通遺跡で 0

持されているようである。 ける社寺の形態がそのまま移ってきたものとは言えない。言い換えれば、僧侶の力が衰えて、神職によって神社が維 のある頃に作成せられたためであるかも知れない。 この傾向は赤城神社の『年代記』や絵図が後世の神主の勢力が強くなり、 復古神道の影

あり、 増田 とになろう。 したがって、 の記述は乏しい。それらの僅かな資料によるのであるが、 ほとんど見出 で燃して了った由で、その中には木像、経典類があり、 三夜沢におけるこの頃の仏教関係の遺品は、 「家の墓地 . ずれも十四世紀に属するもののみである。 それと同 これから推して考えれば、三夜沢の地には十三世紀以前は寺院関係のものは全く存在していなかったこ せない。 の赤城塔二基と五輪塔残欠、 時に、 『年代記』にある僅かな記事も、 当時の神社の有り方からすれば、 一の鳥居東南の東宮神主家の畑の大型五輪塔二基、 前述の東宮の竜赤寺跡の赤城塔一基と同種の塔の残欠、 明治初年の排仏毀釈の際、 在銘のものもあったにちがいないが、 その在銘によって記録されたと見られるものが主で、 十三世紀までさかのぼり得るものは一つもないのである。 神社の存在も否定されるであろう。 仏教関係のものは境域外の河原に運ん 現在は頼りになる資料は その他板碑残欠数枚で 西宮 神 その他 主 の

増田 それは別当桃井庄司の寄進によったものであることがわかるのであり、 記事にいたって、 事は貞治六年(一三六七) あるかどらかは疑えば疑えるのであるが、 たもので、 成益であり、 貞治 は貞和元年(一三四五) はじめて「御宮」が存在していたことが知られ、 西宮系統であることは知られるが、 以 前か が初出である。尤も、貞治三年(一三六四)には ら神社が存在していたことが推定される。 の紀年からあるが、 別当桃井庄司寄進」という記事からすれば、 はたして、三夜沢に居ったかどうかは確 記事は延文元年(一三五六) その屋根の葺替えがその年の十二月に行なわれ、 したがって、 この御宮の葺替えの記事も、 「神主成益卒七十歳」とあるので、 神主成益もこの御宮に奉仕 が始めで、 棟札或は棟に記されたもの 証が ts 神社寺院関係 三夜沢 い 貞治六年の の神 神主 の記

によっ るので、 三夜沢にすでに神社が存在していたものと見るのである。

あろう。 藤内左衛門尉」とあり、 ていた由であるが、 はっきりしな この |桃井庄司」というのははっきりしない。応永年間に佐貫庄司沙弥道慶というものが二荒山 地 は新田 そのような管理者を別当と称した。 貞治六年の桃井庄司は恐らくこの足利氏系の桃井氏であろう。 この桃井にあたるものであろうか。 義貞に従って転戦した桃井氏の出た地であり、 吾妻鏡の建保元年五月七日の条に、 上野国桃井は 和田合戦の功賞が行なわ 桃井庄司というのは桃 もともと源姓足利氏の一族であるので、 『倭名類聚鈔』 以井庄の庄司であろうが**、** n 7 の上野国群馬郡桃 お り、 それに 神社の神領を管理 一上野 井郷 井 次いで の地で 玉 庄 桃 0 井 存

足利氏に属

してい

た。

ろう。 は東西両社に千体の本地仏を納めたことになる。貞治六年から至徳三年まで十九年、 が 堂が成就しており、 社 百体ツ、 岳の各社殿本地堂ができたともとれる。 東西二、 は地蔵 存在していて、 次いで『年代記』の至徳三年 三所とするのには合致しない。 一とすれば三所とも言えよう。 御造立というのは神社の造立を意味するもので、 仏堂 ぬのみ故 当国邑楽郡庄司寄進」とあるので、千躰仏造立の信仰によって、本地仏を造ったもののようであるが、 を意味して 一千体であり、 その屋根の葺替えをしていたことになり、次いで一三八六年には社堂ができあがり、一 貞治六年に御宮葺替えで、 いるのか、 西社は二本地仏のため五 (一三八六)の条に、「今年二月御造立、 兎も角、 至徳元年の条の「御造立」が西宮のみのことであり、小沼、大沼二 赤城神社の三所明神の社寺が成就したのかはっきりしない。 同応永十三年(一四〇六)に「東社 応永十三年には東西両社が存在していたのであり、 社が存在していたと見れば、 神社と仏堂とが造立されたことになる。三所というの 百体づつ計千体となっている。 宝堂共三所成就」とある。 その年すなわち一三六七年にはすでに社 地蔵一 千躰 それから応永十三年まで二十年 これ 西社 によ 至徳三年に西宮 れ 小沼、 虚空蔵千手観音 一神の社と本地 ば二社二堂であ 宝堂は仏堂であ 四〇六年に は神 地蔵 仏 東

なわれている。 新所修造也」が踏襲されていたとすれば、 はすでに東宮は鎮座していたことになろう。 。上野国交替実録帳』の正一位赤城神社の項にある「件社七年一度有造作之例、当任去万寿四年相当□大修造之年、仍皆 ...書によれば抜鉾大明神社は卅年一度の改造社となっており、 貞和元年から貞治六年まで廿三年で、貞和元年から神主成益卒の貞治三年までは丁度二十年である。 してみると、西宮が三夜沢へ移転してきたのは貞和元年頃とも考えられるのではなかろうか。その頃 七年一度の造作 一の三回 現在の抜鉾神社改め貫前神社は十三年毎に遷宮式が行 [目の大修造に当るとも言えないだろうか。 因みに、 仮りに

寺があったことになる。 されていたのが数十年前見出され、 は観音像と見える更に荒れの甚だしい木彫二体がある。 蔵立像がある。 入っていたことになる。 応四年(一三四一) 一夜沢の旧赤城神社の東宮の本地仏は地蔵である。 鎌倉時代後半の作と推定されりもので、 銘の六地蔵石殿が赤城山南麓の在銘のものでは最も古い。 二之宮町 'の赤城神社の東方近くに、 本堂に安置された由である。 地蔵信仰の遺物としては、 これらの木像については 体軀は大分荒れており、 無量寿寺という寺があるが、 鎌倉時代後半にはこのすばらしい その頃にはすでに六地蔵信 粕川村大字月田の近戸神社境内の暦 頭部は後補である。 由緒がはっきりしな 此処に客仏として木彫 地 また、 蔵像を安置した 物置に放置 仰 この寺に が 月 の地 田

楼があり、 胡町大字堀越の金蔵院となっている。 玉蔵院古寺跡」とある。 一之宮町 元和二年の銘の梵鐘がかかっている。それに続いて仏堂的な建物があり、 の赤城神社 0 神宮寺 この寺は大胡城の西に、 は 玉蔵院とい また、二之宮町の赤城神社境内入口の鳥居の東で、 った。 明和 曲輪について存在していた金胎寺という寺と合併して、 五年の境内図 によると、 その位置 今は全く使用されてい 玉蔵院跡と対象の位 は現境内地 0 南 ない。 現在、 置に鐘 西 梵 大

年の間 家 鐘の銘文もほとんど叩き潰されていて、 の二大明神の懸仏の弘長四年(一二六四)と、同社境内の三所明神の異型多宝石塔の貞治五年(一三六六)との約百 三夜沢に 赤城神社の神宮寺的なたたずまいである。 の西に続 おいてはじめて地蔵を祀ったものであろうか。くり返しになるが、 いていて、正方形の境域内であり、 粕川村月田の近戸神社境内の六地蔵石殿の暦応五年 判続が困難である。 また、 本地仏の観音を安置したものであろう。 明和五年の絵図には、仁王門の東に観音堂がある。 排仏毀釈の厄に遭い、爾後、 (一三四二) に近い頃ではなかろうか 地蔵を祀ったのは伊勢崎市赤城神社 廃棄され 地蔵堂 ていったものであ ははっきりし 神主田

現存 音と虚空蔵であって、 あり隣接している虚空蔵堂を管理しているということに相応している。したがって、二之宮町の赤城神社の本地 不明になる。 れるようであるが、 続いている。この図による限りは二神、二本地仏、二神主の形である。玉蔵院はその本尊が虚空蔵とも、 玉蔵院は参道の西側にあり、その北に神主六弥太家の邸がある。観音堂は東側で、その東に並んで神主田 :の本地仏虚空蔵と一系列にあたる。 この地蔵は赤城神社とは関係が全然なかったものであろうか。 虚空蔵であったと見られる。 虚空蔵が主体であったと見るのが妥当である。すなわち、 地蔵が存在していた余地が見出せな 前橋市西片貝町の玉蔵院は香集山能満寺と称し、 い 宇通遺跡の推定や月田 無量寿寺の客仏の地蔵 片貝神社 日の近戸 の所属が 所家 地蔵ともと の前 神社の の邸が 仏は観 身で

典を行い、同日二之宮町の赤城神社に帰るのである。月田の近戸神社については、この神幸式が元三夜沢との間で行な 係のあるものが したことになろう。二之宮町の赤城神社には神幸式という祭典があるが、これは神体を三夜沢の赤城神社に遷して祭 われていた時の休憩場所であるという伝説がある。 三夜沢の赤城神社の東宮は地蔵によって成立したものである。それが二之宮町の赤城神社では地蔵に関 無いということとなると、 三夜沢の赤城神社の東宮は十三世紀末ないし十四世紀始め なお、二之宮町の赤城神社の神主は、三夜沢の赤城神社の西宮の 頃 K 自 K 成

との関係深いことを裏付けるもので、したがって、三夜沢の赤城神社の東宮は こ れ ら の粕川系統の赤城神社と別個 神主増田家の支配であった。これらのことは、二之宮町の赤城神社は月田の近戸神社を介して、元三夜沢の赤城神社 新らしく三夜沢に成立したものと見られよう。

しているが、奈良原家が上毛野朝臣を公称し始めたのは、江戸時代中頃であり、 三夜沢の赤城神社の東宮の神主の筆頭は奈良原家である。奈良原家では上毛野君の祖荒田別の子奈良別の子孫と称 復古神道が起ってきた頃にもあたる。『年代記』の表紙裏に増田成孝は次のように記している。 系図作りの盛んな時である と 同 時

奈良別命後裔多気麿、 倍彦ヲ為斎主、祈年会ヲ行、多気麿奈良ノ祖、 倍彦ハ真隅田祖也此趣世良田室権蔵上野誌

二載

上毛野朝臣ハ下毛野朝臣ト同祖、豊木入彦命五世孫多支波勢ノ後也

以上姓氏録

る。 としている。奈良原、 これを以て見ても明らかなように、 増田両家共その出自は明らかではなく、奈良原と称しているので、奈良別に附会したものであ 奈良別の後裔とするのも、 家の伝承ではなくて、世良田 の郷土史家毛呂権蔵の説

佐貫氏との関係を、 か。『年代記』の応永十三年の条に、「大洞地蔵岳地蔵当国 る。 た当時の社会生活の一形式を示しているようでもある。 奈良原家の出自は明らかではない。「奈良原」というのは、 板倉沼を万葉集では「いなら」の沼と記している。この言葉に関連して発生した地名であった ので は 地蔵を媒介として如実に物語っているように見える。また、武士が修験になり、 [佐貫庄司又太郎藤原沙弥道広] とあるのが、 邑楽郡佐貫に住した佐貫氏の一族に見える苗 神社と結びつい 東宮奈良原家と 字 あるまい で もあ

附託したものである。「増田」という名は二之宮町の西南に隣接して前橋市上増田町、 この後もこのような記載例が見えている『年代記』の表紙裏に、増田成孝が増田家は奈良別の後と記しているのであ それは天保三年(一八三二)のことで、その頃の墓石には上毛野朝臣と記してあるが、 同年八月一 一頭増 日成益妻卒」とあるのが、増田神主の初見である。これは過去帳によって記したものであろう。 田家の起原も明らかではない。『年代記』の貞治三年(一三六四)の条に、二月十日、 下増田町に見えている。 神主家の祖を豊城入彦に 神主成益卒

由来したものではなかろうか。

このように種々追及してみても、三夜沢における赤城神社の創祀は明らかにしがたい。

兎も角も、

東宮は十三世紀

東宮の降盛につながるものと見られ、『年代記』にも特記されている。西宮神主増田氏もこれを認めざるを得なかった 代記』では、永禄四年(一五六一)の条に、「沼田倉内御着之時、東神主奈良原紀伊守、叔父尊義ト二人参向シ、上毛城 終り頃に現位置に創祀されたものであろう。すでに、その頃に神主が奈良原家であったかどうかもはっきりしない。『年 々前引仕、尊義ハ川原浜村応昌寺祖師タリ、 上杉家ョリ長刀ヲ拝領ス」とあるのが初見である。このことはその後

増田家宅地と中央道路を隔てて相対している。深女屋舗というのが東宮の神主筆頭の宅地であるかのように見える。 ととれる。神主という言葉は祭祀に奉仕する最上位の職任者を意味しており、正式には勅許を受けたものである。奈良 奈良原家には「采女」を称したものもいる。その屋舗跡としては位置が堂々としており、隠居所とは考えられない。采 也」とある。この記事は奈良原家が従来は吉田神祇管領の被官的なものであったのが、初めて神主号を正式に許された 女屋舗とは何であろうか。『年代記』の寛文八年(一六六八)の条に、「同年三月、奈良原家神主号初ナリ、是迄吉田 天保十一年(一八四〇)の図には、東宮とその神主奈良原家宅地との間に、「采女屋舗」というのがある。 西 [宮神主

表祠官也」と付記しているところを見ると、 原神主にはこの年にはじめて勅許がおりたものであろう。また、この記事は西宮神主が記していたもので、「是辺吉田 西宮神主はすでに早くから正式の神主であったかにも受取れる。

# 第六節 三夜沢での赤城神社

#### 赤城大明神への復興

城塔から推定すれば、石製塔であるかも知れない。 であろう。次いで至徳三年 (一三八六) には、「御造立宝塔共三所成就」とある。この宝塔とは三夜沢に現存する赤 七) に 徳三年から二○年後のことである。社殿、堂舎が整ってきていたと認められよう。 永十三年(一四〇六)には東西両宮に千体仏が納められているので、これを安置する場所があったことになろう。 れない。 い。すでに建物があり、新造立の宝塔までいれて、三所ができあがったと見るならば、この三所は建物であるかも知 た石製宝塔が、現在二基認められている。しかし、年代記の右の文章は何を具体的に表現しているのかはっきりしな 应 世紀 「御宮葺替」とあるので、これ以前に「御宮」があり、その屋根を葺替えたことになる。この御宮は勿論西宮 或は赤城明神が三所となったので、この宝塔をいれて、三所明神を祀る場所が成就したともとれる。 中頃 、以降の神社の変遷は『年代記』に記すことが基礎となる。 西宮神主増田家の墓地には、応安五年(一三七二)銘赤城塔に似 それによれば、 まず、 貞治六年 (一三六

やがて、享徳二年 伸光寺は西宮の神宮寺であり、ここにこの堂の完成を記していることは、従来、この寺の建物が存在していなか (一四五三)には「神光寺堂造立成就」とあって、 神光寺の堂ができあがったことを 記してい



同右 扉

する御帳台を指しているのではなかろうか。

同項に

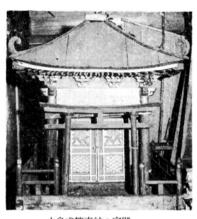
脇立仏二体有」と 西宮のことである

神座と

いうの

は、

神輿を中心にした挾侍のように見えるが、



由良成繁奉納の宮殿

次いで、享徳元年 二年 寺の宥尊が発願して、 に外ならない。それには、応永卅年(一四二三)に佐貫庄妻塚村の浄土 たかにもとれる。敢えて言えば、ここにその寺の建物の必要が起った 御正体は懸仏であろうから、 或は神輿に納められたかもしれない。ここに言う神輿とは、 (一四四二) には西宮の御輿が作られ、 (一四五三) 本地仏を納めたことが記されている。 安置の場所は平面の には御正体も奉納されたのである。 脇立仏二体も安置された。 同上 扉 銷 広さを必要としな 0

また、

嘉吉

から、 ものに似た神座或は宮殿とも言うべきものが蔵されている。 三夜沢の赤城神社には神輿 或は二体の本地仏であるかも知れない。 は存在しない。 現 在 般 に神輿

神輿に似て

われる

九年 殿内に在ったものであり、 罪科之状如件」というのであり、 敬神である赤城の西宮に対し報奮したもので、 は室町時代の特色を示している。 備としての台が別に準備されていたものであろうか。その扉裏に「源成繁 U るが、 (一五六六)に三夜沢に制札を出している。 その かつぐための設備がない。 地の支配者としての制札である。 成繁が西宮へ奉納したものである。 宛名は記されていない。 太田 また、 市の金山城主であった横瀬 正面のみに鳥居、 新田郡地帯と西宮との関係を物語っているものである。 この神座の奉納もその頃のことであろう。ことにこの神 その文言は また、「業繁在判」とした写も残っている。 扉がついている。 「右於大胡領三夜沢濫妨狼籍堅停止之畢若違犯之輩 このことは新田郡地帯の支配者が、 (由良) 成繁の奉納によるものである。 寄納」と墨書してある。 一面的である。それにして、もかつぐ設 その 装飾の彫刻や絵 地帯 この文言 座 は西宮 成繁は カン らの崇 Iから 0 叮 処

から 二年に生存していたとは考えられない。してみると、嘉吉二年の神輿は現存 0) |年から一二四年も後のことである。成繁は天正六年(一五七八)に死んだと『新田横瀬由良正系図』にある。 動れた頃という条件の加わったものと見るのが妥当であろう。 赤城山に対する所謂水貰いと称する行事が現在でものこっているので、 この地方までその勢力下に置い この 神 .座を以て『年代記』に記されてある嘉吉二年の神輿と同 た頃 か 或は特殊な信仰関係によるかによって奉納されたものであり、 この条件と更にその上に、 一視することはできまい。 0 神座とは別個のものであり、 成繁の勢力下に 永禄 新 九 田 由 良成繁 は 郡

寺となってい 手に三昧 . あたるのを宝光虚空蔵というので、これによったものではなかろうか。 耶 形の宝 西宮の神宮寺である。 善昌寺所蔵の文化九年二月付 珠 左手に宝鉤をもっている。 その名は虚空蔵を本地仏とすることから出たものであろう。 「赤城山三夜沢住善昌寺門徒書上」には 後に神光寺は勢多郡新里村大字新川 宝光虚空蔵はまた能満虚空蔵ともい の新光大平山妙珠院善昌寺 「赤城· Ш 五大虚空蔵 能幅院神光寺」と記 のうち、 が末 南

神光寺

第

が指摘されよう。 言宗系の密教であったのではなかろうか。 って以後のことであり、大通庵は長楽寺と同様に臨済宗であり、したがって善昌寺はそれに寄進される以前は或 の塔頭大通庵の末寺として寄進されているのであって、長楽寺が天台宗となったのは、長楽寺に天海僧正が住職とな たかに見える。 なお、 「能満」と関係あるのではなかろうか。 また、 善昌寺の山号、院号からすれば、元来、 前橋市西片貝町字寺西の天台宗玉蔵院は、 善昌寺は長楽寺文書の応安六年(一三七三)二月九日付の寄進状によると、 神光寺の名は五大虚空蔵を本尊とする京都の真言宗神護寺とも相通ずる点 香集山能満寺玉蔵院と称し、虚空蔵 世良田長楽寺 (片貝神社 なは真

前身虚空蔵堂の虚空蔵)と関係深いものである。

町、 ある。また、天竜寺(赤城村上三原田)、円竜寺(富士見村原之郷)、善竜寺(新里村武井)は天台宗であり、 あろう。竜の文字を冠した寺名は群馬県では曹洞宗に多く、次いで新義真言宗である。しかし、旧勢多郡では竜蔵寺 (大胡町堀越) (前橋市竜蔵寺町)、竜泉寺(赤城村津久田)、竜性寺(大胡町茂木)の三寺は天台宗であり、竜沢寺 東宮の神宮寺は竜赤寺という。竜赤寺の名は、 (粕川村女淵)、竜源寺(同村膳)、竜真寺(新里村新川)、竜禅寺(黒保根村八木原)の五寺は曹洞宗で は曹洞宗である。赤城山の周辺である旧勢多郡には真言宗及 びその 他の寺にはその類名は見当らな 沼の神を竜神と考えたことと、赤城山とに関連させてできたもので (前橋 永竜寺 74

亭家繁叔父坊ナリ、 この人物を介して金剛寺と智積院との関係を示している。苗ヶ島の金剛寺は京都の新義真言宗智山派の本山智積院と 同書寛文元年(一六六一)の条には、「東社唐戸、 年代記によれば竜赤寺が東叡山寛永寺の直末になったのは寛文十一年(一六七一)二月のことである。 此由ヲ以苗ヶ島金剛寺モ法流寺ナリシナリ」とある。 御簾、 戸 帳、 京都智積院僧正仙丁房」とあり、更に 祐亭家繁という人物ははっきりしないが、 ところが、 丁房祐

簾 関係があり、同じ法流の寺であったと述べている。その上、その金剛寺に関係ある智積院の僧正が、東社へ唐戸、御 えられる。 帳を奉納しているのであり、東宮と金剛寺と智積院とを関係づけているのであり、 すると、竜赤寺は寛文元年には真言宗と関係があり、 寛文十一年に天台宗に属したものとも見られよう。 同時に竜赤寺との関係も考

それより以前も真言宗との関係があったものではなかろうか。

0) 事も銘文によったものであろう。ただし、現存の滝沢の不動尊像には銘はない。その製作の手法等により応永十二年 できた。その銘に 若経の書写が応永廿九年に終了し、社に納められた。享徳二年には神光寺の堂が造立され、明応九年には 蔵像もできたし、同廿年には佐貫庄の浄土寺の宥尊から本地仏が寄進された。西宮では応永元年から始められた大般 地の神社、寺院は次第に荒廃していったようである。しかし、これに対して、三夜沢にある赤城神社の東西両宮は着 の終りである。 々安定していったようであり、応永十三年には佐貫庄司の寄進による千体仏の外に滝沢の不動尊像、大洞 ものと推定しているのである。 応永八年は十五世紀に入る。 これらの仏堂仏像、写経、梵鐘等も、 この両世紀間の上野国は全く混乱の時代であった。『年代記』には大した記事は見出せないが、 「赤城山大明神宝前明応九年庚申歳三月」としたことに対し、西宮の年代記著者は特記してい 文亀元年に十六世紀となり、 滝沢の不動尊像を除くほかは、すべて現存しているものはない。 慶長五年(一六〇〇)の関ヶ原の戦の年が丁 西地蔵岳-東宮の鐘が 度十六世紀 の地

ら同十年(一五八二) 目につく。 五五)から永禄元年(一五五八)までに、社殿の屋根の葺替え、惣門の新設、 十六世紀後半になると、『年代記』の記事もややくわしくなり、神社についての記事も多くなる。 この工事 ずは女淵 までにも普請の記事が目につく。 (粕川村大字女淵) の善生という僧侶の本願によったものである。天正六年(一五七八)か その最初の年は東宮の上葺で、本願は玄覚上人、 鳥居の建立など土木建築事業の記 弘治元年(一五

-

条安芸守とあるが、 女淵の善生も関係していたようである。前の普請は仏教関係者の尽力によっているが、 後者では

武将の大旦

一那があらわ

n

ってい

赤城神社をめぐる村

物語る一資料である。 その財産を三夜沢の神職の家に運びあげ、 々ニ預置く この 前者 の普請 とあるのが特に注意を惹く。 の記 近くの村々の農民がその財産、 事の次の年である永禄二年 俵物というのは穀物の俵であることは言うまでもなかろう。 その保管を依頼しているのである。 (一五五九) 更に言い換えればその食糧の安全確保さえ、 の条に、「近年より近郷農民俵物ヲ当山ニ持上 この一行の文言は当時の世 領主に依存できな 近郷 相 を の農民が 如実に ル

尾景虎 赤城神社には諸武将からの古文書が残存しており、永禄三年(一五六〇)から慶長十八年(一六一三)までの三六 (上杉謙信)が山越えして上州へ入ってきたのである。

くなっている情勢を知ることができよう。

領主自体が不安定であり、

戦乱に入る前夜を示している。

その翌年には長

通が主 0) 武 (将と神社との関係を説明しようとするのであるが、まず、古文書を表示すれば次のようになる。 なものである。 『年代記』にもこれらの古文書に対応する記事が見出せる。 それらについて簡単に触れて当時

赤

城

神

社

古

文書

註

年号( )は推定年

2 4 3 1 5 年 永禄 11 Ŧ. ₹ 四 7U Ti. 月 + 拾 九 廿七 廿七 七  $\mathbb{H}$ 差 豊 新 丹 輝 光 居 前 守 後 出 丹 後 長 守重 守 虎 哲 人 赤 赤 城 奈山三城 良主夜山 赤城山大夫 奈 宛 良 原 原紀 原 紀 沢 紀 伊 神 伊 伊 守 主 守 守 名 制 守 制 寄 祈 種 護 進 願 不 札 入 札 状 状 類

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
"	"	"	"	"	"	"	"	天正	"	"	元亀	"	"	"	"	"	"	"	"
$\widehat{\overset{\wedge}{\circlearrowleft}}$	七	六 •	六.	· 公·	Ξi.	<u>∓</u> .	五.	天正(元)・	Ξ	三	三:	十二:明	$\widehat{\div}$	$\widehat{\div}$	九 ·	九 •	九 •	九	八
Œ	霜	₹	∄	五.	九 •	二·廿四	九 :	八	極:	極	極	閏五.	Ξ:	Ξ.	+ - :	拾:		九	九:
七	廿四	七	七	+	古	世四	十六	#	十三	士	士 三	世三	廿六	五五.	士五.	+ =	<u>+</u> ;	晦	十五五
菅	能		安中	氏	景	河	高	謙	香		丹	冨	輝	輝	北条	業	成	長	香
左 衛 門	登守	能	左			田備			炉	"	後守	貴			· 丹後	繁		野	炉
佐為	功助	<b>新沙弥</b>	一衛門尉久衛			前			型		高				守高	在		氏	型
繁	威力	池波	繁	邦	広	守	広	信	印		広	印	虎	虎	広	判	繁	業	印
神	Ξ			神	=	:	三	北			奈		北		三夜			赤	赤
	神夜			主			神夜	北条丹後守、北条安芸守		//	良原		条		夜 奈 神			城山神 奈山神	
	沢			紀	主 <sub>沢</sub> 宮	1	主 <sub>沢</sub> 宮	守、北			宮		弥		奈 良 原			良主原	夜山 沢
					内少		内少輔	北条安			内少		Ŧi.		紀伊			紀伊	神
主	主			守	輔		輔	芸守			輔		郎		守			守	主
祈		祈	祈	書	上	:書	上	書	制		守	制	書	書	寄	制	制	書	役
not to de	掟	parer	parent.		鹿橋郷	ş I	大 胡 郷 長			"	護				\ <i>U</i> .				銭
願		願	願		勧進許		勧進許				不				進				停
状		状	状	状	許可状	状	П	状	札		入	札	状	状	状	札	札	状	止

三三七

41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 慶安 慶長十八 (十二) 11 7 十六 士三 + 弐 弐 # 八 + 閨 閏 五. + 卯 三・十八 IF. 九 卯 Ŧi. 七 九 霜 Ŧi. 廿四 十九 廿九 世三 士 H 九 + + 吉 九 四 九 安藤 前 牧 槇 赤 天 常 氏 大 常 氏 猪 大 新 北 橋 野 木 尾 胡 胡 居 爪 松右 酒侍 菴 陸 B 井河 内守 院 従源朝臣 京京 九 修 俣 常 駿 常 形 出 兵衛門尉 法 河 理 徳 陸 陸 介 陸 部 羽 出 印 守 守 守 亮 邦 宗 雲 広 忠 高 高 忠 経力 宗 守 清 成 次 寺 昭 繁 円 邦 憲 繁 介 三夜沢神 奈 神 大 奈 赤 赤 三 奈 三 神 三 増奈 か 酒 神夜 并 城 忠河 主沢 良 奈山 三城 神夜 良 神夜 主 神夜 田良 良 主 内守 良原紀 左原 原 原 の主 夜山 主沢 原 主沢 (三夜沢 紀 胡 出 紀 沢 紀 紀 紀 紀 き 京伊 伊 か 伊主 伊 雲 伊 神 伊 伊 衛神 門主 守 清 み 守 領 守守 守 守 守 亮守 守 主 守 主 書 禁 書 寄 寄 祈 書 書 書 祈 守 書 書 祈 寄 覚 護 状 進 願 願 進 願 進 不

状

状

状 状 入

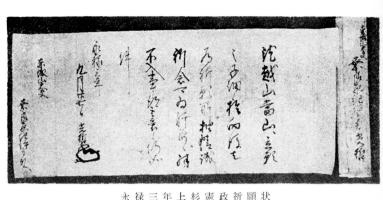
状

状

状 状 制

制

状 状 状 状



景虎(北条氏政の子)に味方していたので、小田原北条氏と親しかったもので

わけではなさそうである。その頃北条高広は廐橋城にあって、

上杉謙信の養子

あるが、高広名の文書すら存在していない。

たものであり、特に上杉氏の部将北条丹後守高広が厩橋城主であったので、そ

は歿しているのである。したがって、天正五年までは上杉氏との関係が深かっ のものとなるが、上杉氏のものに比較して少ない。丁度、天正六年に上杉謙信 はその花押及び文面からすると猪俣能登守であろうから、これも小田原北条氏

の文書が多い。しかし、謙信の死後直ぐに小田原北条氏との関係が深くなった

以後には上杉氏関係の文書は出て来ない。小田原北条氏関係のものは、天正十

右の表からすれば、天正五年まではほとんど上杉氏関係の文書であり、それ

年、天正十六年及び一菴宗円差出の三通のみである。天正七年の能登守助威

着陣、 二年(一五〇五)には関東は大方北条家に属したと『年代記』にあり、 には「上杉憲政越在国ニテ、今年九月十五日長尾景虎憲政ヲ引立、沼田倉内エ 同書の同年の条に「此頃南方ト云北条家ナリ」とある。 リ」とあって、九月廿七日付の光哲の文書と相応している。これより先、永正 永禄三年九月廿七日付光哲の文書は、光哲は上杉憲政のことであり、『年代記』 沼田、 彼城自落」とあり、また、同条に「憲政九月十五日越山ニテ氏康方要害 飽間、岩下、高山、倉賀野、 小幡、厩橋、 大胡、佐貫、松山是ナギおご、さぬき 北条早雲庵八永正十六

甲州武 十年の条には「二月九日平井上杉憲政自落ス」とあり、「今年天下大乱也」としている。 年に歿している。また、 うな状態のところに、 主奈良原紀伊守は沼田の倉内に参向した。 田 信玄西 上州 出馬、 長尾景虎 天文十四年(一五四五)の記事には「伊豆、 諸所ノ小城九ヶ所打負、 (上杉謙信) が上杉憲政と共に上州に入ってきたのである。 寺尾ニモ同時合戦在り、 相模、 甲斐、 西上州片岡郡ナリ」としている。 武蔵半国氏康ニ成」 なお、 その時逸早く、 同十八年には「当年、 東宮の神

領ス、 時」とは、 混乱しているようである。 とある。 神主奈良原紀伊守、 らない。 相州悉亡国 この文面からすれば後世の加筆であり、 年七 ト成、 几 永禄四年 月四日、 月廿 其陣中、 日御帰陣」 叔父尊義ト二人参向シ、 前橋要害二被立御馬、 (一五六一) この両年の記事は後年何かの著作書によって書かれたものでもあろう。 於鎌倉八幡宮自管領職拝領在、 0 時ではあるまい。 の条に、「二月廿日憲政ヲ引立申、 上毛城々前引仕、 越後御帰国 前橋 「上毛城々前引仕」 ーナリ、 の名称さえ出ている。 改其名政虎ト号、 尊義ハ川原浜村応昌寺祖師 同年八月、 るためには、 相州 信州御 四月廿日御帰 小 油原 従って、永禄三年、 出 永禄三年九月十五 馬 工 一取掛ク、 武田 ラリ、 陣、 上御 要害回 沼 上杉 合戦 田倉内御着之時、 沼 同四年 日であらねばな 在 家  $\mathbf{H}$ 3 Ш IJ 倉 内 Ó 中 長刀ヲ拝 令放火、 記 御 島 事 也 東

Ł, 城に馬を立てて、 二月 九 二年越しで、 月 # + Ŧi. 日には小田原攻略、 H から翌年二月廿日まで沼田倉内に滞在したもので あろ 九ヶ月と二十日間も関東にいたことになる。 越後に帰 国したとあるので、 次いで四月廿日沼田倉内に帰陣したものと見べきか。 まだ、 七月四 日 永禄三年九月十五日が第一 までは関東に在陣 5 か。 そこに基地を設けて、 中であった しか 回の越山、 Ļ ょ 同年七月四日 うで 同四年二月廿 関東を そうなる 順次攻略 前橋 H

上杉謙

信

は永禄三年九月十五

日に沼田倉内にきて、永禄四年二月廿日小田原攻略に移り、四月廿

日

沼田

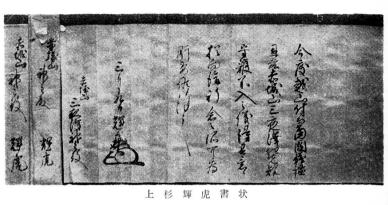
倉内

K

帰

陣

L



松山 関東のうち利根川西の全部であろう。 1 び群馬県のほとんど全部にあたる。第二回目には小田原、 郡甘楽町小幡)、 ・ (沼田市岩下カ)、高山(藤岡市高山)、倉賀野(高崎市倉賀野)、小幡(甘楽 (埼玉県東松山市カ)の北条氏康方の要害地である。 旣橋 (前橋市)、 大胡 (勢多郡大胡町)、 佐貫(館林市佐貫)、 大体、埼玉県北半及 鎌倉に至っている。

いたとは考えられない。この時攻略した土地が沼田、

飽間

(安中市秋間)、岩ゆっくり滞在して

ばならない。雪中の越山は容易ならないことであろうから、

が第二回の越山とするならば、第一回には一ヶ月ぐらいで帰国したと見なけれ

沢の赤城神社に現存している。共に私信であって、北条氏によって奈良原神主 その目的は「上毛城々前引仕」とあるので、 特別な関係にあったことが知られる。 の手に入ったものであろうが、いずれにしても東宮神主奈良原家は上杉謙信と 署名の文書二通、 で、その信仰を受け、保護されている。なお、北条安芸守、北条弥五郎宛輝虎 神主は謙信の手についたのである。したがって、爾来、謙信の死に い たるま であろう。忠誠をあらわしたもので、そのために長刀を拝領している。 この上杉謙信の越山に、まず赤城山神主奈良原紀伊守が出迎えたのである。 北条丹後守及北条安芸守連名宛の謙信署名の文書一通が三夜 上野国の諸城の手引きをしたもの 東宮の

ところが天正六年(一五七八)の謙信の死以後は、 上杉氏関係の文書はな

文書は天正七年(一五七九)霜月廿四日付で「鉢形御印 守長秀等の文書に混って、 北条高広のものも 能登守 **守助威、** 菅原左衛門佐為繁、 赤城神社宛については全く存在していない。それに対して、安中左衛門尉久繁、 北条氏邦、 同氏照のものが見出され、 新居刑部少掾長重、 判申調可進」とあるので、 大胡常陸守高繁、 北条氏政、氏直のものは存在しない。能登守助威の 猪俣邦憲、 小田原北条氏関係であり、二月四 菴法印宗円、 渋江 北 能元斎沙

のである。 書には「氏照被露御証文候」とあるので、 八三)二月十三日付氏邦の文書の「大途之御印判相調可進之候」と相応じており、 すなわ ち、 1 田原北条氏では「大途」と称して氏政、氏直が赤城神社に直接文書を出して居らず、 天正十六年(一五八八)閏五月十日付の氏照の文書と一体と考えられるも 閏五月十日付の一 菴法印宗円の文 武将等

日付猪俣邦憲の文書にも

「氏邦御証文者元来、

大途之御

:印判相調可令置候」とあるので、

未

(天正十

一年癸未

広であろうか。 年代記』には、 可 書の天正六年の条に、「今年東社上葺、本願玄覚上人、 天正十 -年の条に、 西宮上葺萱三百駄北条安芸守殿被下ナリ」とある。この北条安芸守は北条高 大旦那北条安芸守、 萱五. 百駄、 俵 粮 廿俵

太刀折紙、戸張一流宛、女淵善生折紙」とある北条安芸守とは勿論同

付謙信の書状には、宛名に北条丹後守、

北条安芸守と連名

0

人であ

K

奉行せしめている。

北条氏政に通じたのが は北条弥五郎宛になっており、 になっている。 ところが、 同年 -四月で相応じている。 永禄十年と推定される三月廿五 後者の文中に「如註進者丹後守相動候処」とあって、 北条弥五郎宛の文中に丹後守とあるのが高広であるならば、 『市端気町の善勝寺宛の諸役免除の書状には、 日 付輝虎の書状の宛名は北条安芸守宛、 丁度、北条高広が輝 同三月 八十六日 に逆き、 付

ろうが、三夜沢赤城神社所蔵の推定天正元年の八月廿二日

同八日延年明神御進納、

グシ祝三月三日、

芸守は高広ではあるま

い。

高広は永禄八年九

月晦 ない。

H 付 前橋:

北条安芸守高

文書としては他に一通も認められ

条丹後守或は丹後守が高広であるのは、 永禄四年十二月廿六日付妙沢小屋に対する制札に丹後守とのみあるが、

なり、 守であったと言う訳にも 胡郷中 丹後守相動候処」 花押により高広とわかる。 守と連書してある。 安芸守高広というのが 地寄進状には北条丹後守高広とある。そして推定永禄五年三月二十六日付北条弥五郎宛の輝虎の書状には、「 小田氏治討伐軍役編成も北条丹後守は高広ということである。 厩橋城主として高広を遇していなかったことになろう。 とあり、 という文句があり、 既橋城主は景広であったとも考えられよう。 天正五年九月吉日付景広の勧進許可状には この場合、 一通だけある。 いくまい。 推定永禄五年十一 丹後守が景広で、安芸守が高広であるならば、 そして推定天正元年の八月廿二日付の謙信の書状には、 その前日には北条安芸守宛輝虎の書状がある。 月七日付赤城山神主奈良原紀伊守宛制札も同様である。 「厩橋郷中」とあって、 だが、 尤も天正五年九月十六日 永禄九年十一 この書状の時だけ、 月十五日付三夜沢神主奈良原紀伊守宛: 景広を高広より上位に見ていることに 高広は大胡郷を、 この間に挾まって善勝寺宛北条 付高広の勧進許可 景広が丹後守、 北条丹後守、 永禄七年の常陸 景広は 状には 高広は安芸 北条安芸 如 厩 大

で、 り、天正十年の後閑下野守、 広の祖 11 付の督我式部 それ以降は景広にあてるわけにはいかない。高広以外に安芸守を称するものがいたのであろう。 日付に丹後守、 天正六年八月に、 あたるが への宛行状には 廿三日付に安芸守とあるのを同一人と見られようか。 他からは安芸守と称されたものであろうか。 別にその名を称したも 所謂御 富里佐渡守、 「丹後守」、 館の乱のとき、 同年六月廿三日付同人への宛行状には 曾我式部、内藤外記等への宛行状には 0 が 越後国上田庄へ進出した武将に北条安芸守輔広という名が見えてお い たの ではなかろうか また、 或は高広の自署は丹後守であるが、 景広は天正七年二月に死んでい 「安芸守」とある。 「安芸守」、天正十一年六月廿一 因みに輔 ことに同 常て安 広は高 る 月 Н

共に三夜沢神主宮内少輔宛となっており、 げているが、 て、 萱を寄進している。 に東社上葺が実施され、 本願玄覚上人、 広 一夜沢神 西宮の折は 主宛の文書は、 大旦那北条安芸守、 但し、 グシ祝が三月三日である。 「萱三百駄北条安芸守被下ナリ」とのみある。 この 両社の上葺について差異が見出される。『年代記』 天正五年九月十六日付の上葺奉加帳許可が最後である。 その寄進の萱五百駄、 西宮の上葺は天正十年で、 俵粮廿俵と記しており、 奉加帳については高広、 四年遅れているが、共に北条安芸守が は東社と記して、 グシ祝、 『年代記』では、 延年 景広の両人の許 その上葺につい 舞奉納などをあ 天正六年 から

宮内少輔は東宮の奈良原家である。

良原真須 差異があり、 三日付の新居 社を代表しているかの感がする。 たもののようで、 東宮の神主奈良原家は上杉謙信のもとに逸早く参向し、 田 一両名宛ニテ本紙到来新居刑部少輔長重判」と特筆してあるが、 文書の花押にも疑問がある。 形部少掾長重の 叙上のように多くの保護を加えている。 もののみが、 戦国武将達の諸状の宛名もほとんど奈良原紀伊守、 奈良原家は如何にも赤城神社の筆頭神 わずかに奈良原紀伊守、 したがって、 上野の城々 増田左京亮宛になってい の前引をしたために、 東宮の勢力は西宮をはるかに越えて、 日付は十一月十一日となっており、 主のように見えるのである。 宮内少輔である。 る。 上杉謙信 『年代記』 は 天正八年霜 これ に を優 b 赤城 文書と 遇 奈 月 神

永禄 11 11 日 四四四 Ŧi.  $\widehat{\Xi}$ 九 付 豊前守 輝 新 光 差 居 与. 丹後守 出 長重 虎 哲 人 名宛人の標示 赤 赤城山大夫 城 Ш 奈 奈 名 夜 良 良 原 原 沢 宛 紀伊守 紀伊 神 主 人 赤城山三夜沢 妙 赤城山大明神 文 沢 中 屋 0 表 示

そこで神社及神主についての古文書の表現をあたってみると次の点に気着いてくる。

(中世の文書の項参照

																						-
tribe	<i>"</i>	<i>"</i>	// 十	// 十	<i>"</i>	"	"	"	"	"	"	"	天正	元亀	"	元亀	<i>"</i>	"	"	"	"	"
第六節	三三	<u>-</u>	_	-	0	八	八〇	七	六〇	六	六	Ŧi.	五.	$\equiv$	$\equiv$	三	+ =	九	九	九	八	五
三夜	七·	五.	三·十	-			四•		<u></u>											允·		<del>+</del> -·
三夜沢での赤城神社	九	<u>+</u>	十三	四			亡													晦		古
城神社		氏	氏	猪	大扫	新	菅原	能	河	渋江	安古	景	高	高	丹	丹	(高	北	成	長	(高	丹
	陸介				大胡常陸守	新居形部少掾長1	菅原左衛門佐為繁	登守	田備	渋江能元	安中左衛門尉			広香	後守	後守	広角	北条丹後守高		野	同広香	後
	高繁	邦	邦	邦憲	守高繁	少掾長	門佐為	助(成分	前守	元斎沙弥休波	門尉な	広	広	炉型印	高広	高広	印即	守高広	繁	氏 業	広香炉型印.	守
	710	712	/12	/ex	213	重	一、一、	<i>199</i> 4.77	'n	外休波	繁	IA		1-12	Д	124			210		0	''
			三夜		三夜			三代				三夜						三夜沢		赤城山	赤城	赤城山
			沢		沢			沢				沢						神主		神	从山	神
	奈	神	神	神	神	増奈	神	神				神	神		奈	奈		奈		奈	≡	奈
	良	主		主	主	田良 左原							主宮		奈良原宮内	良原宮		良原		良原	夜沢	
	原紀伊.	伊		伊	伊	京紀						内少	内少		11	奈良原宮内少輔		紀伊		<b> 原紀伊守</b>	神	紀伊
	守	守	主	守	守	亮守	主	主				輔	輔		輔	輔		守		守	主	守
	三夜	明			(紀	$\equiv$	赤城		三夜	三	三夜沢	三夜	三夜	≡	(紀伊)	三夜	三赤富 夜城士	赤城	大胡	御	三夜	赤城
	沢				紀伊守父子	夜	大明神		夜沢(針	夜沢士	次沢大	三夜沢(厩橋郷中	三夜沢(大胡郷中)	夜	4-	三夜沢宮中	三夜沢之社人 素城山小路ヶ嶽 富士浅間大菩薩	赤城山三夜沢大	大胡領三夜沢	父子	三夜沢二王堂	赤城山三夜沢
	宮中	神			子	沢	(勝		(鉢形)	大明神	八明神	既橋郷	八胡郷	沢	並宮内少輔父子)山宮中	中 (紀	人ケ菩薩	及沢大	沢	T	工堂	汉沢
Ŧī.							頼御出					史	史		少輔な	(紀伊守父子)		神(				
							馬								子	子		御本社				
																		$\Box$				

慶安 天保十五 慶長十八 天正十八 明 " " 11 11 11 " 治 五六 十七 元 吉 社 越雲院 権世良田御別当 槇木九兵衛門尉経 北爪出羽守長秀 大胡常陸守高繁 酒井河内守忠清 前橋侍従源朝臣 牧野駿河守忠成 赤尾修理亮高広宗 卷 宗 照 介 僧正 次 三赤 赤 三夜沢神主 三夜 沢神 主山 沢 俊 沢 大 き 神 かんぬしきの守 奈 神 奈 神 奈 良 主 良 夜 主 良 良 良 原出 沢 原 原紀伊守 原 原 胡 紀 出 か 紀伊 伊 神 出 伊 雲正 雲 領 守 È. 又 守 見よさ已大明神(と 三夜 赤城 其 赤城山三夜沢宮中 大明神社 八沢村 御 夜 明 (近戸 神 神 沢 大明神

正十七年 すなわち、 元年の社寺役所の朱印状上納の受領証で、それには「赤城大明神、 神主とあって、恐らく二宮、 の常陸介の文書には疑問 赤城神」、「赤城明神」 東宮或は西宮等の区別もなく、赤城大明神に報謝したことと見られる。 から 或は あ 5 「赤城大明神」と記したものは、 菅原左衛門佐為繁のは「三夜沢」、「奈良原紀伊守」等の表示もなく、まなはいなるのけたもとけ 社領」と記してある。他はほとんど「三夜沢」を 右のうち僅かに三通にすぎず、そのうち天 残りは明 た

旨」として、どうも無条件に三夜沢を赤城神の本社と認めたわけではなさそうである。 ことに、永禄九年十一月十五日付の北条丹後守高広の寄進状には、「赤城山三夜沢大明神為御本社之上、 しかし、 他に東宮に匹敵する 依在立願之

冠してい

勢力ある神社がない ままに、 遂に赤城大明神の社として確立していき、 明治に至ってゆるぎないものとして安定した

ようである。

所蔵古文書に、植木の赤城神社が荒廃の極に達していたので、 大軍を恐れたのか 存在していたが、 田原の北条氏政が征めてきて、八月八日に、二宮の赤城神社を打破った。その折、神主は居らないのかと云ったが、 一宮明神社南方氏政勢打破ルナ その頃の二之宮町の赤城神社はどらいら状態であったかを加えて置こう。『年代記』の天正四年の条に、「八月八日 岐を迎えて復興せしめたとある。 この時に破却されたものであろうか。 出て来なかったので、神主が居らなければ打破るべしと云ったという意味である。二宮赤城神社 リ、 神主ハ無カト云ニ、大軍ニテ恐シマ不出持、無宮ナラハ可打破ト云シ」とある。小神主ハ無カト云ニ、大軍ニテ恐シマ不出持、無宮ナラハ可打破ト云シ」とある。小 二之宮町の赤城神社もこのような状態にあったものであろう。 神主は居ったが逃げ隠れたものであろう。伊勢崎の赤城 領主稲垣氏が三夜沢の奈良原神主に依頼して、 神主 河神社

ts る。ことに平和な時代ならば可成り永続の事実が認められるが、戦乱続きの中世にあっては、実際に永続した家は ここで参考として神職家の興亡について一言触れて置きたい。神職家も ったのであろう。 長 い 年月の間には興亡があり、 交替があ

- た。 玄に従って諸所に転戦し、遂に戦死した。その留守を貫前神社の神主尾崎大学が抜鉾、貫前両社の維持 (1) 0 尾崎大学に祭祀の神秘の法の返還をせまり、 やがて、平和の時が来て、 上野国一宮であった抜鉾神社では、戦国時代には一宮新太郎が神主であった。一宮新太郎は武将となり、 江戸時代を通じて、大宮司小幡家と神主尾崎家との勢力争いは絶えなかったのである。 一宮新太郎の系統と称する小幡氏出の氏繁(幼名竹千代と推定) 小幡氏が徳川家康に重用せられた威を借り、大宮司を称するにいた が後継者として出現 を続 けて 武 田
- (2)一之宮町の赤城神社の神主六弥太家については、『年代記』の慶長十六年の条に、「二宮六弥太左衛門尉」 重次吉田

第二章 が城神社を必くっ

今年二月、 二宮神主六弥太氏勅許任讃岐守叙従五位下、 とあって、六弥太氏が初めて神職になったように受けとれる。 大宮司号願、 此家往古八永井姓卜云、 同書の寛政八年(一七九六) 六弥太ヲ名乗リ近代 の条に、

迄平姓ヲ用シヲ、 源姓ハ 此時改、 非ナランカ」と批判している。 源忠直ト云、 武蔵岡部忠証末孫ト吉田エ披露ス、依テ源姓ニ改ム、 要するに、 宮の小幡家と同様に、 武士崩れが神職となり、 岡部八橋氏也、 永井 時

権力に取り入って、

成功するという形である。

[みに、神主というのは専ら神に仕えるものを謂い、 大宮司はそれに経済上の管理をも併せて執行しているものと

一之宮町の赤城神社の神職としては、六弥太氏の外に、

田所氏があげられる。『年代記』の慶安二年(一六四九)

或は神社領内の の条には、「桐生小島大和、二宮田所石見神子官出入」とあって、 古くから二之宮の赤城神社の神主をしていたことが知られる。その苗字の  $\mathbb{H}$ 所から出たものではなかろうか。 粕川村大字月田の「月田」は、 この両者が争論をしていたことがわかるので、す 「田所」 斎田 (いつきだ) は 耕田地 帯 からの転訛であ

この大沼神が赤城御前であって、 あろう。 ろうといわ れてい 田 所神 る。 主宅地の西に続いて観音堂があり、 山所(やまどころ)に対する田所(たどころ)であって、二之宮町付近の地形 赤城神の本体と考えているところからすれば、田所神主家はその神主として、 赤城大沼神の本地堂と見られ、 『神道集』 から出 に説くように、 たもので

(3)74 宮の 増 田 神 主の 一苗字 「増田」 は 二之宮町 Ó 西南荒砥川の対岸にある前橋市上増田、 下增 田 両 町名に起因 したも

太神主家より古くか

、らの家柄であったのではなかろうか。

名をとって苗字としたのは、大胡、大屋、大室、二宮、膳のように中世に固定したものが多いようであり、 0) ろうか。 西宮の社家板橋讃岐の「板橋」 は勢多郡新里村大字板橋の地と関係する伝承がある。 附近の地 らの

名との 五二一)の条に、「今年十月三日神主左京亮仲致卒、武蔵国岩付住士長井田弾正ノ三男ナリ、 類 似 から見て、 この地域で成立したものと考えられよう。 また、 増田家においては、 『年代記』 幼名与市」とあるよう

武士から神主に転じたものである。

に、長井田弾正の三男を養子としている。

H は名誉の称号とされている。したがって、従来の奈良原家の紀伊守或は出雲守、 勅許在テ成縁 である。奈良原家は『年代記』寛文八年(一六六八)の条によると、「三月奈良原家神主号初ナリ、 いうの 也」とあって、ここではじめて神主号を正式に許されている。また、 である。そこに系図ができ、 この 神 祇管領の 祈年会ヲ行、多気麿奈良ノ祖、倍彦 ように神主家にも與亡盛衰がある。 国司に任命されることで、ここでは正式の手続を経て佐渡守に任命されたことであり、但し、 承認によって用いられていたもので、受領の手続きがとられてい (増田: |神主 任佐渡守叙正六位下、是時上毛野国社家受領昇進始也」と誇らしげに記してい 祖先名が生れる。『年代記』の表紙の裏に記されている ハ真隅田祖也」ということが起ってくる。 一系統で悠久の過去から永遠の未来まで続くということは夢であり、 同書の延亨二年(一七四五)には、二二月朔日、 ts 増田家の加賀守の称は、 か 江戸 9 たものと言えよう 「奈良別命後裔多気麿倍彦ヲ為 時代の  $\dot{\oplus}$ 頃から起ってきた夢 是迄吉田表祠官 4 時 自 る。 1称或 Ö  $\mathbb{K}$ 一司名 理 想

て 限図ニテ竜赤寺エ付、 末になったことは、東宮が江戸幕府との関係をつけたことになる。 七一)の条に、「二月竜赤寺東叡山直末に成ナリ」 り、奈良原家は新興の家として、武将達に認められ、 このように奈良原家と増田家を比較するに、増田家は古くからの神主家であり、 代限りで竜赤寺の檀家となり、 硯石上ノ山ヲ竜赤寺エ寄進スル」と そのために硯石の上の山を竜赤寺に寄進したのである。 とあり、 勢力を張ったもののようである。『年代記』 寛文十一年(一 あり、 竜赤寺は東宮の神宮寺であり、 西宮の増田神主が神光寺の檀家であっ 右の文章につづけて、「今年神光寺離檀致、 正統を以て任じてい これが東叡山寛永寺の直 西宮の筆頭 た 神 たのをやめ ようであ 主が西宮 一代

赤城神社社家配置図

の神宮寺である神光寺から竜赤寺へ移ったということは、やはり幕府への接近を意図したものではなかろうか。

ため、着々と東宮を発展せしめ、「赤城山三夜沢大明神」 を 「赤城大明神」に固定せしめて行ったのである。慶安二 東宮は三夜沢の地においては最初から西宮より優位にあった。それが奈良原紀伊守の活躍によって、その地歩をか

覚

年(一六四九)正月十九日付で次の文書が出ている。

上州勢多郡三夜沢村明神面

高五拾石従前々社納仕来候并社内

竹木等至迄我等拝領之地高之外三族間

弥以無相違可致社納候於 神前

抽精誠祈祷可仕者也

前橋侍従源朝臣

慶安弐旺歳正月十九日酒井河内守忠清 (花押)

一夜沢

神 主

(包紙 宛名)

三夜沢神主

宮 内 右 衛 門

第六節 三夜沢での赤城神社

この文書の宛名宮内右衛門は奈良原家広であろう。年代記の寛永六年(一六二九)の条に、「閏二月宮内尉家広上京、

章

明神

赤

城大明神社領」としてきたものと見られる。明治元年の御朱印地上納の請取には 御朱印 0 額面と同じである。『年代記』には、慶安二年の条に、「八月廿四日御朱印始」とある。 この御朱印状は

:ノ官仕ト云、吉田二代ノ判取、社人共ニ烏帽子ヲ免ス、紀伊守駒犬ヲ造立ス」とある。また、高五拾石というのは

覚

高五拾石 赤城大明神社

但御朱印拾通

右御朱印慥請

取 候以上

明治元戊辰年十月 社寺役所

奈良原出

とある。すなわち、奈良原神主名宛ですべて行なわれている。

あろうか。現物支給ではなかろうか、土地は奈良原家で東宮への寄進としておさえたものではなかろうか。奈良原家 但し、御朱印高五拾石とは土地の広さを併せて意味しているのであるが、分米証文とははたして土地をわけたことで 年代記の寛文七年の条には、「八月廿七日、東ヨリ分米証文取」とあり、 恐らく、 分配の高を定めたことであろう。 右の御朱印高五拾石に対し、 西宮の神主は当然赤城大明神宛として東西両宮への分け前を要求したことであろう。

る。これに対して、増田家は神主職を堅持して譲らなかったようで、それには伊勢崎の赤城神社を除く勢多郡東半、 結局、 奈良原家は神主の職と経済的管理の職とを兼ね持った大宮司的な権力を以て三夜沢の支配に任じたものであ の活躍によって得たものとして、奈良原家では当然主張したことであろう。

新田郡の大部分の赤城神社はいずれも西宮系統に属し、二宮赤城神社もその支配下であり、隠然たる勢力を

夜沢の東宮が本宮であることを主張し、二之宮系統から古く分派したと思われる西宮がそれに対抗し、本宮であるべ 談している。この二之宮町の赤城神社が最も正統な赤城大明神と現在考えているのであるが、最も新らしい成立の三 如実にわかるのである。 良原家所蔵文書のうちにあったので次にあげて置こう、 社中正徳来 日 であるが、次第に権力に圧倒されていった。その一例として、『年代記』の正徳四年(一七一四)の条に、「九月十七 もっており、その信仰心に支えられ、且つはじめは正統の赤城大明神の祭祀者として、奈良原家に対抗していたよう 両宮出入始ル」とあり、 ノ不和和談」とある。その折の正徳四年の東宮方の訴訟状写と、元文五年の東西両宮の和談証文写とが奈 それに対して、 元文五年(一七四〇)の条に、「七月朔日、 結局は二之宮町の赤城神社 東西両宮が赤城大明神であることを主張し合っている様子が の神主、 前橋寺社方内意ニテ二宮両神 六弥太、 田所であろうが、 その立会で和 (主) 参、 両

#### (1)正徳四年東宮方訴訟状

き二之宮が和談の立会をしているという皮肉な情景が眼に見えるようである。

上野国勢多郡三夜沢村、赤城大明神社領、 乍恐以書付御訴訟申上候

朱印頂戴仕、 (献) (献) 即社納奉仕置候、依之 依之 御長久之御祈禱仕、 御

同村五拾石之

御

祓并ニ青銅奉

城 大明 神

神主

御訴訟人 良 # 原 因 宮 幡

土 佐

斎 藤 亀之助

野 駿 河

税

勒 負

木 高 小

味 新五衛門

常

常 八右衛門

子 三大夫

Ŧi.

三夜沢での赤城神社

### 国同郡同村

赤城山西宮之

主

手 增  $\mathbb{H}$ 加

下

左

近 賀

相

当午ノ正月六日御年礼ニ罷出候節、 候様ニ被仰渡候御事 サ等承届置度候間、 ニ被仰候者、 御領分之儀ニ御座候間、 重而社之大サ、 御朱印何程と書付指出 前橋御役人様ゟ拙者共 赤城大明神之社之大

同村ニ赤城山西宮と申社御座候、此神主増田加賀、 并ニ拝殿、 節、拙者共書付申候者、御朱印社領高五拾石赤城大明神本宮 二拙者共西宮之加賀左近一同二、前橋御役人様江罷出候其 近両人方江も社之大サ書付被仰付候、然間、 前殿、鳥井(居)、想 (総)門と書付申候御事 当二月十二日 杉下左

右之加賀左近書付申候者、赤城大明神本宮、拝殿、 罷成候と我侭申候ニ付、其節前橋御役所様江拙者共申上候 候、加賀左近申候者、我等存寄之通ならてハ書上ケ申事不 想門之儀其方之書付に可入事ニ無之候間、相除候様ニと申 せ候事、我侭之仕形候、如有来、赤城山西宮と書付、 其方之書付ニ赤城大明神本宮と致候儀、殊ニ想門之儀書の 鳥井、想門と書付申候ニ付、加賀左近方江拙者共申候者、 加賀左近西宮之書付、 右之通之我侭成書付ニ而者、

敷候事

指上ヶ申事難罷成奉存候と申上候、御役人様被仰候者、

其通

Щ 有奉存候、御尋之上委細口上ニ可申上候、以上 加樣成我假申掛夕、何共迷惑仕候、右 之加 賀 左近被為召 仕候、赤城大明神社領五拾石之内ニおりなから、 宮之大門ニ建置候処ニ、此度西宮之書付ニも書入候而我侭 不申候、右赤城大明神本宮一社ニ御座候、 宮之書付御役人様江御入用無之由被仰付、双方書付指上ヶ 談仕候而も埓明申間敷候と申上候而、 意被遊候、拙者共申上候者、 六ヶ敷申而者、書付不埓存候間、 我侭不仕候樣二、御慈悲二被為仰付被下置候八、、難 正徳四午ノ年 加様ニ意地たち申候而者、 能帰り相談致候様ニと御 罷帰候、其以後、 殊ニ想門之儀本 対本宮ニ

寺社

御奉行所

### (2)元文五年東西両宮和談証文

札之事

当社神事祭礼、従先規、無相構、致来候通、 当村東西不和二御座候所、今度就御上意、 立合、諸事古例之通、双方和談仕候、 二ノ宮両神主方 互ニ違乱仕間

年始礼、 、惣門、 加賀対馬年礼仕候、其後西神主江年礼致来候、右之外無甲乙 可仕候事 両神主二日従先規相勒来候、乍去宮内方江先達而 道 橋普請等先規之通双方神主立合、 普請入目等

両社之社家、百姓従古来元日ニ両神主江年始礼致来候、 論東社家西神主江元日年礼古例之通可致、 宮内儀三日二村方江返礼 西社人も東神主

右依御尋差上申候ヶ条書、 少茂相違無御座候、 為後日仍而如 右之通、

宮

元文五申年七月

可

西神主

加

賀 内

百 太

松岡重左衛門様

家孫四 郎 様

本書者、二ノ宮江被下候也 証文差上、壬七月朔日、 双方先規通和談相済候

『年代記』ひろい読

あって、後から記したものと直に知られるものもある。 あわせてみても、多少のくいちがいがある。後から書きいれた記事もあるし、厩橋であるべき頃なのに前橋と書い あり、それ以前永禄元年(一五五八)頃までは簡単になり、更にそれをさかのぼっては全く赤城神社自身のことにつ 容が豊富であり、 ては諸銘文などからの写をのせたにすぎない。永禄頃からの記事にしても、 今まで度々引用してきた『年代記』 歴史の資料として、 神職の日記として見られる。これに次いではそれより前の部分で、天明三年(一七八三)頃からで ことにこのような記録が稀なこの地方の資料としては重要なものである。 は、 その記述が天保三年(一八三三)から明治五年(一八七二) しかし、元和元年(一六一五)頃よりは大体妥当な記事であ 奈良原家に現存している古文書と引き の終までは内

天明年間頃からは記事も豊富であり、実際に神職の見聞の記録であるので、事件の発展をたどることもできる。 社会相についてもかなり、 詳細に記してあるので、民衆の生活にぢかに触れることのできるようなことも多い。

第六節

しか

細であるといっても、重要な問題について

第二章 赤城神社をめぐる村

二五六

あるので、 を加えて置こう。『年代記』 は全文本書に採り入れて ので、重要と思われるものをかれこれとりあげて説明 もあろう。 かったものもあるので、略記せざるを得なかったも 書類が多かったこともあろうし、 に譲っているのもある。 極めて簡単に記しているのもあり、 幸いに古文書のうちに探し得たものもある 次の問題のほかは直接その方から読みとっ 重要な問題については、 一両年では解決し 別記ありとして他 関係

# 松並木の寄進

1

七年に大門の松並木を大前田村川東の彦兵衛が寄進し **うのは恐らく天保三年九月再記の時であろう。慶長十** の「此時」以下は後世の追記と考えられ、「今」とい 森ニ団子売老女居ト云、 松並木植、 ーリ取、 。年代記』 慶長十七年の条に、「二月廿日ョ 板橋村鎮守ノ森同、同人寄進ナリ、此時板橋 大前田村川東彦兵衛寄進、 今団子宮ト云」とある。 松苗木新田金山 リ大門 文中



松



[11]

市之関 掛と称する休憩場から総門までの間に、 つぢを植え、 松並木が存在しているのである。こらは三夜沢の赤城神社が管理し、 面影を残すにすぎず、市之関方面のは全く消滅してしまった。 一夜沢の赤城神社の大胡町から鼻毛石を経て登る参道には、 からの参道にもあり、 松並木の維持保全がはかられている。 これらが一の鳥居で合していたそうであるが、 県内のみならず他県でも珍らしい松並木が現存している。 柏倉の西房の北で、二宮赤城神社の神幸式の際の御腰神に 中央の参道のみが現在約三粁の間 補植して現在に至ったのであり、 現在は苗 ケ島からの参道 に大小取りまぜての もとは苗 では僅 近年は更につ かにその ヶ島及び

T 堺とした境外の参道を指すのであろう。この松並木を慶長十七年二月廿日に植えたのである。 なのであるが、 田の金山 『年代記』にいう「大門松並木」とは右の松並木を指すのであろう。「大門」 というのは勿論文字通り入口 た山 であ から取り寄せたというのである。 赤城山と新 り、 転じて参道を意味し、 江. 戸 時代には 田 郡の地との関係を察知することができよう。 「ほかに木は 文字の意味からは離れて「だいもん」と称している。 新田の金山とは太田市の金山であり、 ts い まつば かり と唱わ n た地で、 天正十八年まで由良氏の城郭となっ 現在でも松の名勝となっている。 三夜沢にお 然もその松の苗木を新 い て は の大門

# 2 赤城明神神位勅許の問

守 恐らく神主成宥であろうし、 道下リ、手前安房両 『年代記』 同丹波守差出の杉下対馬宛書状に「増田加賀守、杉下安房守上京に付」とあり、 明和二年 人、別記在」とある。 (一七六五) 「安房」は杉下安房守である。 の条に、「大神宮今年御神位勅許、 赤城明神に対し神位昇叙の勅許があり、 別に杉下家所蔵文書の吉田家家老の鈴鹿筑 日光万部供養法行ニテ鷹司 手前 なお、 とい その書状には うの は 殿 增 抔 前守、 H 1 加 可 「去月廿日 賀 道、 守 同 下野 中山

第六節

が、この問 首尾能正一位宣下神位記口宣案等頂戴」とある。この神位昇叙は重大事件であり、 題については、 『年代記』は多くを語っていない。 尤も「別記在」りとして、ここには略してい 非常な騒ぎであったの であ

迎 T 両宮神主間に相当複雑な事情があったように見える。 出立、 記安政二年(一八五五) 及び三年の二宮赤城神社昇位の条には、「九月十九日二宮大宮司六谷田神主、 揃って遺っているのである。 の位記及附属品との二組が現存しており、宝暦十二年のは東宮に対してであり、これは同赤城神社の宝物に登録され おり、 ところが三夜沢の赤城神社には、 芝宿ニ迎人五六百人」とあり、 īE. 明 位太神宮神位願ノ為也、 3和二年のは西宮のものでありそれは登録されていない。 『年代記』にはこの宝暦十二年の件については一言も触れていない。 添状,致」(以上安政二年)、「二月六日二宮御神位下向、 神位昇叙の直接資料として、 他に比してかなり詳細な記事をとどめている。 宝曆十二年(一七六二) 両者とも位記、 宣旨、 東西両宮の神位昇叙について 宗源祝詞、宗源宣詞、筥等が の位記及附属 当社 これ 74 東 3 田所長門上京 に対して、 リ十人余出 明 和二年 Πİ

位記、 記 認を得なければ存在していけなかったのである。したがって、 家の下したもので、 よったものである。 この宝暦十二 宣旨もその宗源宣旨が加わることによって効果あらしめているのである。 宣旨が存在していて、 一年の 吉田家は しかし、 東宮、 明和 この時代には宗源宣旨と宗源祝詞が加わっている。この二種は神祇道管領と称する吉 神祇伯白川家を圧して、 明らかに朝廷から下賜されたものであり、 一年の西宮の神位昇叙は、 神道の総支配を以て任じていて、 『年代記』 勅許を得るためには吉田家の推選を必 明和一 律令制による 一年の条に 「勅許」という神 「御神位勅許」 神職はすべてこの吉田 とあるように、 要とし 祇官 0 た。 所 家 の承 位 H

いで明和二年に西宮が相次いで正一位に叙されたのである。 うの は この場合では 「正一位」に叙されるという意味をもっ 前掲正徳四年(一七一 四 てい る。 の東宮方差出の訴訟状にある 宝暦十二年に

る。 成立したが、その結果は東宮の方が多少優位である。東宮は赤城大明神の古来 か らの 称号を一手で占めたいのであ 通り、すでに東宮は赤城大明神と称しており、訴訟の相手方である西宮は III それに 村二赤城 西宮神 山西宮と申社御座候」として、西宮を赤城大明神以外の社としている。元文五年(一七四〇)には和談が 主の抵抗があり独占するわけにはいかない。機会あるごとに手をつくすのであるが、 「赤城山西宮」とし、 訴状の文章中にも

宫

「は野望から切抜けようとしている。「御神位勅許」もその対抗のあらわれであろう。

Щ 神を赤城沼神としている。したがって、三夜沢の東西両宮の神職が六国史のみによってみていたならば、 VC  $\mathbb{R}$ ある。尤も、 は伝えられていなかったものであろう。 「司の手になった『上野国交替実録帳』に、正一位と記してあるので、この正一位は正規の手続きを経て昇叙せられ 神社」と記してあり、 ]位上であると考えたものであろう。 しかし、『九條家本延喜式裏文書(上野国交替実録帳)』によれば、「正一位 体 赤城神が江 六国史によると赤城神の神位は従四位上で終っており、その昇叙も元慶四年(八八○)のことで、 なるまい。 、時代の中頃になって「正一位」に昇叙されるという騒ぎを起しているのはおかしなことなので 赤城神のみならず、 この記録は長元元年(一〇二八)のものと推定されている。 伊香保神、美和神、委文神がいずれも正一位と記されている。 この事実は三夜沢の東西 赤城神は従 すでに、

ことになり、平安時代に神位を授けられ、次いで上野国二宮となった社はこの東西の宮以外のものであろうというこ なっていたならば当然伝えられていたことであろうから、 の事実が東宮には勿論のこと、西宮にも伝えられていなかったということは、若し律令政治下において正一位に 西宮は元三夜沢から移った山の社であり、東宮は鎌倉時代末頃かに三夜沢にはじめてできた社であるという 一宮乃至六宮又は九宮などの番号で呼ばれた社号は、そのはじめははっきりしないが、十一世紀頃から一 東西両宮ともに神位には関係ない社であったと言えよう。

の社が存在し、その社の所在地をも併せて称したことからである。 般化されてきたもので、十二世紀には成立していたようである。その名が地名に定着するのは、 鎌倉時代を通じてそ

外ならない。本宮と称し得るのも、本社と称し得るのも、この二之宮町鎮座の赤城神社である。 宮であった赤城神社は前橋市二之宮町に鎮座していたのであり、神位に関係ある社はこの二之宮町鎮座の赤城 養寺の所在地で、 の最澄と関係深い浄法寺の所在地、尾島町字安養寺は平安時代末期に新田氏の氏寺として建てられたと推定される安 いる。全国にその例が多い。また、寺院名にも多く見られ、群馬県下でも鬼石町大字浄法寺は平安時代初期に天台宗 「二宮」という地名は 安養寺はすでに足利尊氏の宛行状に「安養寺村」と記されている。 上野国二宮が鎮座していたからであり、上野国一宮の鎮座地は したがって鎌倉時代に 「一宮」という地名になって 上野

あると言われるようになったのである。 政二年(一八五五)に神位昇叙があったような訳で、遂に「二宮」というのは三夜沢の赤城神社が本宮でその二宮で 廃していたものであろう。 テ恐シマ不出持、無宮ナラバ可打破ト云シ」とあるように、神主は居ったのであろうが、恐らく逃げ出しており、荒(れ)(か)(傳) 二之宮町の赤城神社は、『年代記』にもある通り、「二宮明神社南方氏政勢打破ルナリ、(後北条氏) 後に六弥太氏が神主として復興したが、 昔日 の面影はなく、 西宮神主によってようやく安 神主 一八無(き) カト云ニ、 大軍ニ

待、 貞享三年(一六八六) には、「当社仏像ヲ掘埋、京都ヨリ千葉壱岐守ト云人当国一宮エ来リ、 行事此時 同三年の条にも、「今年七月惟足再上京、神道皆御伝受也」 とある。 復古神道の創立を記しているのである。 換言すれば式内の赤城神社の復活として東宮の位置を確立せしめる傾向をとらしめたものであろう。 年代記』万治元年(一六五八)の条に、「同年吉川惟足上京、吉田殿御目見始、 ル」とあって、 排仏毀釈の動きがはじまったようである。 このような機運は東宮神 御相伝アリ」と、 今年此山エ移、 主 に更に復 それが宝暦 神 次いで 祇道

十二年(一七六二) いたったのである。 対抗意識のあらわれと見られよう。 の東宮の神位勅許であり、 それについで西宮神主による明和二年(一七六五)西宮の神位勅許

K

## 3 大洞の赤城神社との関係

白川 島 ある。この記事だけでは、大洞の開帳に参詣者が群集したことを知るのであるが、 いて、三夜沢の赤城神社神職一同と大洞赤城神社の別当寿延寺との間に訴訟が起されていた。 ノ弁天モ開帳、 『年代記』の寛政十二年(一七九九)の条に、「今年三月、大洞千手観音前橋 家から奉納の 北ョ 「上野国惣社大洞赤城神社」という額と、その添書二通のうちに記された「本宮」ということにつ リ浮橋ヲ造リ参詣始ル、室沢、関、大久保、女淵辺者登山シ、 ニテ 実はこの開帳に関係して、 開 橋ヲ止 帳 四月八日 ム、四月十六日朝止ル」と 3 1) 1 H 神祇伯 迄大沼

高山大隅がその返答に江戸へ行った。その時の所謂出府許可願の控えと下書きとが残っている。 たことからである。 事の起りは、 大洞赤城神社の別当寿延寺が神祗管領吉田家の江戸の役所に対し、「正一位赤城太神宮」 吉田 家の江戸表役所から支障があるかどうかを三夜沢の赤城神社に問 い合せがあり、 控えのみを次にあげ の額を願 三夜沢では l, H

書付奉願上候

てみよう

今度大洞別当寿延寺、 江戸表吉

拙僧別当之赤城大明神之社江

正一位赤城太神宮額字御願申上二付、

就

近 右故障之筋合茂有之哉否哉趣相糺 2々申出候様ニと御座候ニ付、

度御願申上候 高山大隅右之返答旁出府仕

右願之通り被仰付被下置申 ハハ難有

第六節

三夜沢での赤城神社

可奉存候以上

赤城 山三夜沢村

年 寄

斎藤 常木 若筑前

桜 桜 井 井 土佐

寛政十戊年十二月

寺社

御役所

因

奈良原采女

二 六 二

ある。 別当寿延寺が江戸の吉田家の役所へ、「正一位赤城太神宮」 という額字を使用することの許可を求めてきたので、吉 に対し、三夜沢でその返答を吉田家役所にするために、高山大隅の出府を許可して欲しいと、藩の寺社役所に申出た 田家役所では三夜沢の赤城神社へ、そのような額を許可しても、三夜沢の方では差支えないかどうかを問 この差出人の三夜沢村年寄というのは注意してみると五人共に東宮の社家である。この文面は大洞赤城神社 前橋藩の寺社役所である。 前橋藩主は寛延元年(一七四八)五月廿八日に移ってきた松平氏で、その寺社役所で い合せたの

件が起ったのである 洞 洞赤城神社」という額面が奉納され、その添書二通のうちには、「本社」とか、「本宮」とかいう文言を使用して、大 対し、「難相成」ということであった。ところが寛政十一年(一七九九)十二月に、突然、白川家から「上野国惣社大 赤城神社を指しており、 三夜沢では大いに差支えあるということを、 且つ、この文言のある添書を印刷して、村々へ配布したという、三夜沢にとっては重大事 高山大隅から吉田家江戸役所へ報告したので、江戸役所から寿延寺に

懸合、何れ共存寄次第可致という返事である。 ある。その内容ははっきりしないが、額面の開帳の中止をあげていたものであろう。 Ŧi. この始末を尋ねさせた。寿延寺では額面とか添書中使用の文言とかについては、「於拙僧ニ不存知儀、 って三月に入って藩の寺社役所へ訴訟を起したのであるが、三月十五日に訴訟内容の詳細を寺社役所へ提出したので 日まで大洞で開帳をすることになっており、 そこで三夜沢では寛政十二年(一八〇〇)二月廿二日に、社中惣代として井下越前と杉下伊勢を寿 その準備がすすめられていたのである。 しかし、同年の三月十五日から廿八日まで寿延寺で、四月一日 三夜沢では寿延寺の 白川家役人中江 返事によ から十

そこで仲人が入ってきた。藩の寺社役所も扱い方に困ったのであろう。

方や白川家のことであり、

方や吉田家を控

面 郷名主源七、 件については三夜沢社中の言うところもっともである。 であるが、四月十八、十九日と続いた十八郷名主源七の処置にあきたらず、三夜沢では吉田家江戸役所の えない。ということで一応話がつき、三月十七日に惣代たちは帰山した。その後、仲人達の交渉で大洞の開帳も終っ なるということで、 久という隠居である。三月十五日夜に三夜沢社中惣代の宿舎に訪ねてきて、役人の意向を伝えた。 えた三夜沢神主のことであり、 は、 一宮神主増田下野守、 のみで東宮とは書いていないが、 領内は急触で役所へ集め、 桜井因 額者白川家へ返納」 連雀町の高山宇吉がきて、 幡 神主後見奈良原采女」とある。西宮だけは 明日九ツ時まで待って欲しいということになった。 同杉下山城、 うっかりした判断は許されない。仲人は小暮村 という意見をとり、 他領は寿延寺で集めて役所へ納める。 両宮合同で行なっている。 大社司板橋讃岐、 昨日寿延寺が寺社役所へ呼出され吟味の結果、 訴訟をつづけて強力に主張した。 赤城太神宮年寄大社司高山大隅、 しかし、 「赤城太神宮西宮神主」と記し、 開帳中 額面開帳せず厳封する。 翌日は亦久が案内で、 止の件は町内及び商人に難儀を与えることに (勢多郡富士見村大字小暮)の 寿延寺から印 この時の 同常木筑前、 本町の勝山 所謂 訴状には 東宮は その意向 開 刷配布され 斎藤若狭、 帳だけは差支 「其地之内済 「赤城太神 嘉平、 「赤城太神 は たの 田亦

増田 神の正統な社であることを宣言しているもので、 るのは、 許の領主の役所で調べべきものとして下げ渡された。その訴状は事件の経緯を詳細にかかげ、 でとめてあり、 の問 「上州勢多郡赤城山三夜沢村、 題は享和二年 同杉下山 東 城、 西両宮をわけてい (一八○二)になって、白川家江戸役所を相手どって、幕府の寺社奉行へ訴えたのであるが、 太社司板橋讃岐」 式内大社赤城神社本宫、 か らはじめて、 かなり読みにくいものであるが全文を掲げて置く。 大禰宜高橋和泉以下十八名、最後に「神主 御朱印地、 正一位赤城太神宮」という前書で、 愈々以て東宮が赤 ここで注 奈良原出 立意され 「神主 朔 玉

(端裏書)

寿延寺大塔額面江戸へ上候訴

(端書

右仲殿御案内二而、 御吟味之上、国許領主役所へ致帰国別当寿延寺相手取 寺社御奉行所脇坂淡路 守様 江

一差上候

此訴状、享和二戌年六月廿一日、松平大和守様御留守居片平

再調願可仕由、 此之趣を以、若も之時者、御領主へ可相願事也 御意被遊、御下ケ被下置候也、後代ニ相出候

而も、

乍恐以書付御訴訟奉申上候 松平太和守領分

上州勢多郡赤城山三夜沢村 式内大社赤城神社本宮

正一位赤城太神宮 神 主

御朱印地

増田 下野守

大袮宜 太社司 高橋 和泉

杉下 但馬

杉下 深沢

杉下 伊勢

板橋 讃岐 山城

額面奉納候出入

新規惣社号之

訴訟人

板橋

上総 讃岐 右弐拾弐人惣代

神 主

奈良原出雲 桜井

因幡

常木

小野

斎藤

若狭 上総 筑前 駿河 大隅 筑後 越前

白川家江戸出役

相 手 村本 石見

右訴訟人板橋讃岐板橋上総奉申上候、当社之義 ハ 人 王 十八 履仲天皇之御宇御鎮座ニ而、今之宮地より東ニ太敷立、 桓武天皇之御宇延曆年中今之宮地江迂座ニ而、

人王五十代

桜井

二六四

を櫃 社赤城為本社事聊紛 聞ニ、 社赤城之為本社事顕然之旨、 其 之埴土ヲ以土器を作り、 幾 神為大社事御糺之上蒙 Ш 喜式神名帳ニ載ル所上 旧 三年より明和二年神位願之節、 迄可 奪取巧、 右本社心得違無之別当宜敷守護を加へ本宮繁昌可致様、 々大洞赤城明神を赤城神社之本社と為致信仰、 勝手之文言へ相認メ致板行、 .国諸社家社法之下知書当社江被下所持仕、延喜式内名神大 御 林神領守護不入二付、 地を元三夜沢と号候、 神事無怠慢相 面 同州同郡大塔赤城江白川家より上野国惣社大洞赤城神社 新田金山御城主御 石と申、 武運長久国家安平之御祈禱無怠慢勒 奉納、 一御触之御趣意ハ、 (糟を流 社頭五十石 書等今ニ所持仕、 今ニ土器其 并添書弐通之内本宮と新規之称号、 殊二寬文五年被 - 土器其外神器飾物残り御坐候、尤当社者延此川を糟川と号、神候献備之土器を埋候処 勤 無御 御朱印被成下、 野国 「黒印ニも守護不入乱妨狼藉停止之制札 職分違乱無御座、 諸国 座候、 勅許、 右御黒印ニ茂本宮本社と被載之、 中古小田原管領、 神膳を候し、朝夕之神候ニ造酒 今之宮地江迂幸之時、 一十二社之内大社ニ而、 「為神職輩急度相守り、 慶安二年酒井河内守様被達 然ル処去ル寛政十一年十二月 村々致配達、 且又承応年中吉田御本所る上 延喜式内上野国十二社之内名 仰出候神社 御代々御書替頂戴仕、 誠二 行仕候、 大胡城主、 新規非例之企、 厳重御 御条目、 石井村白 其 当社氏子村 其後宝暦 往古る宮地 天下国家 外村々江 (より) 越後輝 献 河原 当 不 Ŀ + 備

添、此 上野国 之義 城神社と御記シ有之候趣、 候、上野国惣社 延寺罷成、 人田 之由ニ付、 尤御神系図木等御糺有之候義、 惣社大洞赤城神社と申額面、 惣代として、 合、何連共存寄次第可致旨挨拶二付、 有之候、尤掛合之義、於拙僧ニ不存知儀、 今度之願筋二付、三夜沢村赤城太神宮神職中江相糺候所、 御代長久難有奉仰候、 前段之通り御奉納ニ有之候哉、 々申年五月五日、江戸白川家御役所江罷出 々午年江戸表吉田殿役所江額字願出候所、役人中被申候者、 寿延寺江罷越、 日、社中為惣代と、井下越 々 致配達候段職分之瑕瑾恐多御義二付、 ハ寿延寺任申立ニ、 中豊後申聞候 弁書村々氏子江 本宮赤城神社 上野国惣社大洞赤城神社或者本宮扌 之 趣 額面奉納之旨、 江戸表吉田御 難相成由被申聞、 始 本宮之訳 末相尋候所、 或 額 致配達候樣被申聞、 然 八御神系図等御糺之所、 相調候、 面奉納 白川殿を御立願 ル処右 八当家ニ 本所 前 板行面ニ有之候得共、 寿延寺致板行、 并添書弐通之内本宮と相記 杉下伊勢大洞赤城 上野国大洞赤城神社と御記有 相伺候旨申入候所、 御役所江 ニハ相違無之、 其通ニ而承り置く、 弐通之書面も 同寺挨拶仕候者、 而可相知樣無之、 御条目御触流抔と申掠、 井下越前杉下伊勢社中 去 罷 額面 諸所江引札候、 而 申入候ハ、 픥 白川家役人中江 々申年 二月廿 尤奉納 上野国大洞赤 添簡申談、 相添候得共 御 各承知之通 奉納之事 面 明 本社惣社 白川家役 拙僧義去 凭 神 上野国 帰国 通 別 前寿 申立 去 縣 相

=

候共、 延寺江 趣、 所を厭ひ、慶長元丙申年山上ニ拝所を構、秀倉相立、、漸弐百年 惣社之額面本宮等之板行物被相弘候而ハ、当社之衰微、 板 瑾 宗外之書面板行いたし配達候段、 納候積リニ差拵、 も有之候通 ク巧を以白川家江相 来之社ニ而、 《者、先年沼田深沢之産子、老君之者共、 《<sup>道</sup>神》 (祖領主前橋御役所江出訴仕候、尤寿研 別 日か十五日迄、 柏 行 = 様之義願出候節、 |中豊後挨拶ニ御座候、然者寿延寺挨拶之趣齟齬いたし、 何 当社江御尋御座候上、差支有之二付、 面被致引札、 相 面 連之神系図 成 寿延寺ゟ右躰申掠候書面諸所江可致配達謂無之、当社 出候神社 被申渡、 ハハ一国之乱雑出入之基ニ可相成哉ニ而、寿延寺願之 同年三月十五日ゟ廿八日迄 早竟大塔赤城明神を当国赤城神社之惣社本社と可(畢) (単) (単) (単) (単) (本) (本) (本) (本) (本) 条目堅ク相守、 第一上野惣社大洞赤城神社或ハ本宮と新規相 リ 御取用無之迚白川家江立入、謀計を以額面奉 去ル寛政十午年、 大洞赤城明神ニ而開帳之由致立札、 其上右新規惣社号之額面相掛ケ、諸方江為 縦合添書弐通有之候共、 右様可有之哉、 御条目ヲ茂、 惣社号或ハ本宮等之義新規之義 願候ニ相違無之、既ニ前書寿延寺申 代々吉田家江附属仕職分ニ付、 御触流杯と白川家添書ニ有之 吉田御本所江戸役所江茂右 当家二而 尤寿延寺持大洞赤城明神之 重々難心得、 寿延寺ニ而開帳、 当社江山越え参詣難 神祇道職分ニ無之 願意難相成旨、 不存 況ヤ寛文五年 知 事 三付、 Ξ 開帳中 候 無是 四月 企 D 旨 瑕 全 被 寿 =

度旨、 候様被 役人森左京とも、 衰微、 之所江、 役所が被 処、 先達而被 相 納置候様ニと、 始末御糺明之上、 趣、 旨 是迄内陣納ニ有之所、 額 存候内、 去候付、 不差障様扱人立入、御吟味日延二相成、 被 致巧ニ相 付無其儀、 相治り候様奉願候所、早速寿延寺被召出御吟味中、 成、 面内陣納ニ相成候は、 其後寿延寺病気ニ付御吟味無御 仰付、 御政務筋之儀者、 寿延寺存生之内及吟味二、不調法之儀者先住存命二候 御他領ハ夫々人夫相廻シ、 数輩之神職必至と困窮仕候間、 又候当四月中、 同年冬後住相居リ候ニ付、 仰付、 右躰額面奉納派書等可被致哉、 違 引札板行面等ハ御領分急触を以御役所江御 無御座、 仰渡候者、 仰付有之候間、 此度右額弥々相掛候様別当所江申来リ候上へ、 未タ御吟味中ニハ候得共、寿延寺開帳之義者 寿延寺迄申来り候 新規偽謀之企御停止被下、先規之通 右奉納額面之義ニ付障り有之候間 然ル所 白川家ニ而も本末之本証願人も 夫々 此度神前江相掛候様、 先達而白川 此度神前江相掛候様申越候 白川家江戸詰役人よ、 出入中ニ候得共、 右額面を事起リ、 御裁許可被仰付義二候所、 家る大塔赤城江 寿延寺江取納御役所江差出 由 顺 座 三而 件早速落着 寿延寺被召出, 旁以難心得、 当五月中、 日限通 去年秋中 其通り封 訴状を以 寿延寺江申来候 H 先達而奉納之 ガリ開 限 司 終 通り開帳 帳相 納 御領主御 ニ付相掛 被仰付 シ置候様 無之遠路 = 当社之 取揚 内陣 白川 り平 前書之 致死 工出候 済候 面

=

額面、 置度、 明神江も惣社号額面奉納ニ付、 無謂惣社号額面奉納ニ付不穏候、 号相除、 之二付、先達而差出候訴状御差戻候旨被 此方ニおゐて可差矯筋ニ無之、扨又訴状之内本末之義相分リ 寺江申越候段、 相成候段奉恐入候、大塔赤城明神江先達而奉納有之候惣社号 州佐野稲荷江も惣社号額面奉納る事起リ、 前書始末奉出訴候間、 道筋ハ御取綺難成候間、 候様いたし度旨申立候得共、是又神祇道ニ候間可被矯筋 之節乍恐口上 治り候様被為 微数輩之神職相続難相成、難義至極仕候間、右額面惣社号 額面御吟味之上、 以来新規非例之企御差留、 是迄内陣封置ニ相成候所、 此一条而巳幾重ニも奉願上候、 有来リ神社之額相掛候様被仰付度旨相願候所、 こ而可奉申上候以上 奉驚入候、右新規惣社之額取掛候而者、当社衰 仰付被下置度、 新規惣社号相除キ候様被為 何卒白川家江戸役人村本石見被 其筋江可相願旨被仰渡候、 何分ニも御吟味被成下、 古来之通り相守り、 此段偏ニ奉願上候、 及出入ニ、 此度弥神前江相掛候樣寿延 既ニ同国邑楽郡舞木村長良 白川家近年諸所神社江 仰渡候ニ付、右奉納 郡中国中之騒働ニ 惣社号相削リ、 平和ニ相 仰付被下 依之無拠 新規惣社 神祇 三無

朱印地 上州勢多郡赤城山三夜沢村 式内大社赤城神社本宮 正一位赤城太神宮

松平大和守領分

主 増田下野守

御

第六節

三夜沢での赤城神社

享和二戌年六月

訴訟人

大社司 杉下 板橋 讃

大袮宜

和泉 但馬 伊勢

右弐拾弐人惣代 主 奈良原出雲

高山

大隅

筑後 越前

駿河

筑前

豊前

佐渡

河内

右近

神

板橋上総 板橋讃岐 (黒印

は寿延寺と神主社家とが合議してきめることということになった。これらのことは『年代記』にはほとんど触れてい へ差出している。その条件は白川家よりの額は内陣へ納め置くこと、上野国惣鎮守惣社本宮本社神社等の文言の使用 更にこの問題は文化十三年(一八一六)まで尾を引いており、文化十三年三月にいたって済口証文を藩の寺社役所

小鳥ヶ島へ橋をかけた事のみである。ただし、赤城山頂に祠を建てたことは右の文書のように慶長元年が最初ではな があり、その翌年に復興している。『年代記』はこの火災を一々記録しているが、十八世紀においては開帳に際し、

ない。因みに大洞に関する年代記の記載事項を左に掲げて置く。この表によれば十七世紀代にて大洞では三回も火災

めたものを指すのでもあろう。それも寛永十八年には残らず焼失しているのである。 すでに『神道集』の文中にうかがえるのであって、ここに言う大洞赤城神社というのは、荒廃していて復興せし

年代記に記載の大洞関係事項

0									年
	寛延	延宝	寛文	"	明曆	"	寛永	永	-
	=	元	+=	=	元	十九	十八	士	号
	一七四	一六	一六	一六二	一六二	一六四	一六品	一四(	紀
	四九	七三	七二・	五六	五.五.	四二	四一	四〇六・	年
			: =:+		≟			· 七	月
			六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		廿八			_	H
	今年正月十五日	大洞宮塔建立	大洞宮火災	同年中大洞堂塔	大洞社堂火災	大洞宮塔建立	大洞山内不残炎	大洞地蔵岳地蔵	
	酒井家城			建立ナル			焼也	(造立)	記
	播州所替			IJ				当国佐貫庄司又太	載
								郎藤原沙弥道	事
								<b>坦慶(寄進)</b>	項

七七七・四・八 北ヨリ浮橋ヲ造リ参詣始ル、 大洞千手観音前橋ニテ開帳、 大洞大沼エ北ヨリ浮橋ヲ掛 室沢関大久保女淵辺者登山シ橋ヲ止ム、 四月八日ヨリ廿二日迄、大沼島 ノ弁天モ開帳、

四月十

天保

八四二・四・一

四月一日ヨリ大洞開帳小鳥島橋ヲ掛ル

解の度を深めることができよう。 る。 神社の旧社殿は頗る凝った立派なもので、境内をめぐる玉垣は御影石で、 うな伝説がある。 しなかったため、 右の伝説を裏書きしているように思える。三夜沢赤城神社との前掲争論の経緯もこれらを併せ見る時に、更に理 大洞赤城神社及びその別当寿延寺対松平家の関係を示しているものではあるまいか。この地方に次のよ 赤城神社(三夜沢)の神主は従五位下であって、殿様と同格であったので、松平家就封の際、 領主は三夜沢の赤城神社を嫌い、大洞の赤城神社をもり立てて保護したというのである。 鋳銅の三葉葵の紋所がついていたものであ 大洞 赤城 伺

# 三代沢赤城神社の神仏分離

説明して置く。神仏分離は明治元年三月十二日の神仏混淆の禁令により実施された。同十七日には社僧に蓄髪を命じ て実施されたようである。 夜沢赤城神社から仏教色がぬぐい去られたことになる。排仏毀釈とも言われるが、三夜沢ではほとんどこれが徹底 治元年で、その九月八日の改元である。したがって、三月は旧年号であった。 た。『年代記』には、慶応四年の条に「社持修験大ニ復飾シ、 竜赤寺廃寺ニ成、 九世紀以降の神仏習合に対して、 相済」とあって、 東宮の竜赤寺、 明治政府下に実施された神仏分離について、三夜沢赤城神社におけるその経 西宮の神光寺はその各宮の神宮寺であったのが廃寺となった。三 神職ニ相成、天台真言モ同」とある。慶応四年は即ち明 明治二年の条には 「同二月、 神光寺、

に神道を伝授している。これが復古神道のはじまりであり、このことを特に『年代記』にとりあげてあるので、 記』の万治元年(一六五八)の条に吉川惟足の上京のことが見えており、同三年には再度上京して、 この地方では神葬祭に移ることが流行した。 復古神道の勃興によって起り、その発展と共に勢を得てきたものである。やがてこの傾向 排仏毀釈にいたったのである。 前述のように、 吉田神祇管領家 この

影響が三夜沢の社家へもあったと見られよう。

とくに十六世紀中頃以降は、 当仏教色の強 の点は大洞の赤城神社とその別当寿延寺との関係にくらべて、全く相反した例である。 の名が見えているが、年代記にはこれらの住僧のことについては西宮の神光寺の尊海以外には記したものがない。 るし、西宮は僧侶 三夜沢の赤城神社は前述のように、東宮は鎌倉時代の地蔵信仰によりその末期頃かに成立したものと思われ かっつ たものであろうが、三夜沢における両社の傾向はむしろ神職の手によって維持されてきたようで、 の手により元三夜沢(宇通遺跡か)に神仏習合の形として鎮座していたものと考えられるので、相 僧侶による管理支配はほとんど見られない。神宮寺として東宮に竜赤寺、 西宮に神光寺

昌寺は現存の寺院である。 六一二)の条にのせてあり、長楽寺蔵の慈眼大師御伝には右の御年譜に従ったかのように慶長十七年 に か 末寺も天台宗になった。 になっているので、 のことであろう。善昌寺は長楽寺文書によると、応安六年(一三七三)に新田郡世良田の長楽寺の塔頭大通庵の末寺 条に見える奈良原紀伊守の叔父尊義は、 東宮は右のことから考えると或は修験者によって創立されたものではなかろうか。年代記永禄四年(一五六一) 禅宗の一派臨済宗になったもので、それが天海僧正が長楽寺の住職に任ぜられてから、 但し、 もとは勢多郡新里村大字新川の善昌寺の末寺であった。 天海が長楽寺住職になった年ははっきりしない。 川原浜村の応昌寺の祖師と見えている。 川原浜村は大胡町大字川原浜で、応 慈眼大師御年譜には慶長十七年 その寺の祖師としているのは開 けてある 長楽寺の

坊行状) 需の流を酙 するわけにはいかない。また、その名からして臨済宗の僧とも言えない。 が、「再興世良田長楽寺」は寛永十六年(一六三九)となっている。 には記してある。僧侶で修験を兼ねたものであろう。 む所謂赤城門徒に属するものではなかろうか。 赤城了需は赤城山の練行人とその師法照禅師の伝記 したがって応昌寺の尊義は天台宗の僧侶と断定 密教僧のようである。 或は長楽寺の (十乗

が、 カン 下の二神主家が存在していた。これは大沼、 ら神社を守ってきた神主の一団と見ねばなるまい。 すれば、常に東宮の神主に対抗意識をもって、 原家は神主を称している。 東宮においては、 。年代記』寛永七年(一六三〇)の条に、「当年東社始テ神道取立ル」とある。この語句の解釈ははっきりしないが 神主としての家柄を保持していたものが二家あったということは、 西宮神主は神主としての誇をもっていたものであろう。 従来の神仏習合のうちにおいて、特に神道を重視しだしたという意味ではなかろうか。すでに奈良 修験ではなかったものであろうが、この記録が西宮神主の手になったものという立場から 小沼二神に仕えるものとして各一家の被主を立てていたのかも知 批判的であったであろう。この東宮に対して西宮神主は、 東宮が奈良原家のみを神主と称したのに対し、 社家の古さを示しているものではあるま 西宮で 元三夜沢 は増 ts 杉 かい

ると、 生沼 活 であって、鐘を造るのに尽力しただけのようで、 躍したのは、 兀 慶長十六年(一六一一)の西宮の上葺を瓦葺にした時までは、 Ш ·宮の神光寺には住僧が居ったようである。寛永十四年(一六三七)の条に、「西社鐘ヲ鋳、 前出 輪組ニテ、 [の応昌寺の尊義と同じ系統の僧のようである。 湯殿山の行者の十楽というものである。 沼 田 「ヲ勧化シ、十月廿八日佐野ニテ鋳ルナリ」とある。 神社の管理運営については口をさしはさむことはなかった。 これは修験者である。 住僧が居ったとしても年代記に見えているのはこの人だけ 本願は牧野駿河守康成で、 尊海というのがそれである。 これ以前にも、 そのために 慶長十一 本願神光寺尊海、 その名から見 年に東西両宮 もっと

生等の名が見えていて、 上人及び女淵の善生、 る。この豆州大海坊十楽はすなわち湯殿山行者十楽と同人である。天正六年(一五七八)東宮の上葺の折は 皮葺にした時も、 永禄元年(一五五八) 勧進本願は豆州大海坊十楽というものであった。この時は東宮の社殿のみが竣功したものであ 諸建築の際、修験関係者が勧進をしたことが知られるが、これらのことは慶長十六年の記録 西宮の鳥居建立の本願善生、 弘治二年(一五五六) の惣門建立 本 願玄覚

で終り、以後は神主の直営であったらしい。

接なりに寛永寺に属している。竜赤寺も神光寺も新里村新川の善昌寺に属し、善昌寺は長楽寺にその末寺となって 天海によって関東の天台宗寺院は寛永寺の支配を受けるようになり、長楽寺をはじめ県内の天台宗寺院は直接なり間 寛文十一年(一六七一)には東宮の竜赤寺は東叡山寛永寺の直末になった。 この二重の間 西宮の増田神主も神光寺から一代限りばかりで離檀して、竜赤寺の檀家となり、 [接的な関係から脱して、幕府の権力に接触するため、寛永寺直末になったものであろう。 奈良原神主の活躍によってであろう。 然もそのために、硯石の上 証

の山

[の地を竜赤寺に寄進したのである。

思想を神祇管領の吉田兼従に伝え、 神祇道行事が三夜沢にも始まった。 従の子兼連は幼少であったので、元禄元年(一六八八)惟足は上京して兼連に神道行事を残らず伝えたのである。こ 城神社でも仏像を掘り埋めて、その提称する神祇道行事がとり入れられたのである。 である。このことは直接には京都からきていた千葉壱岐守という人物によって惹き起された。この人は大常卿とも言 ったとあるが、 『年代記』貞享三年(一六八六)には「当社仏像掘埋」とあって、 上野国一宮抜鉾神社に来ていて、貞享三年に赤城山の三夜沢へ移ってきたのである。この人によって 吉川惟足によって成立した復古神道の傾向が上野国にもたらされ、 同三年七月に再度上京して皆伝授したが、兼従はその八月十三日に死去した。 神仏習合の神社に一大事件が起 吉川惟足は万治元年にその神道 三夜 つったの の 赤

の復古神道流行の機運は逸早く赤城山にも及んできたわけである。

新川の善昌寺には竜赤寺住職補任状二通を所蔵している。その一は

仰付、

向後弥遂入魂、

寺院相続専要之旨

上州三夜沢竜赤寺無主ニ付、後住渋川真光寺所紀中将看坊被

輪王寺宮御気色之処此由宜有承知者也

深信解院

十二月

深 海

大覚王院

覚

深

竜 赤 寺

担

那

祷之密法」を伝えているのはその寺のみであるとして、明治二年まで神光寺の管理を握っていたものである。 というのは全く形式的な存在であり、神職がすべてを管理していたものである。これに対し、善昌寺は「赤城山御祈 ない。しかし両文書共に寛永寺からの住職補任状である。けれどもこのように「無主」であったことが多く、神宮寺 とある。宝暦二年(一七五二)で、寛文十一年から八十一年後である。他の一通は宝暦七年(一七五七)で、これも 或は神光寺の誤りであろうか。その上、僧侶の特定人名をあげていない。勿論兼帯を命じたものであるかも知れ 今般檀方願、 同国新川善昌寺門徒神宮寺、右住職被仰付候」とある。この神宮寺というのははっきりしな

れから十八年後の新川の善昌寺の文化九年(一八一二)二月付の「赤城山三夜沢住善昌寺門徒書上」に次のように記 式に改める願を東叡山寛永寺に出して認められたことである。増田神主一人であるかどうかははっきりしないが、そ ス、願相済」と記されている。これは西宮の増田神主がその神宮寺である神光寺の属している善昌寺によって、神葬 ところが、『年代記』の寛政七年(一七九四)の条に、突然、「同年十月十六日、新川善昌寺ヲ以、神葬式願東叡 山差出

第 赤城神社をめぐる村

上野国勢多郡新川村善昌寺

同国同郡三夜沢村赤城山能福院(満ヵ)

徒

神

光 寺

木嶋

筑後

杉下 深沢 杉下 常味

板橋 斎藤

山城印 讃岐印 境内九畝歩 赤城山御朱印

五拾石之内

山林四反三畝步 同所

菩提檀

桜井 因幡

百 近江

右の社家名のうち、

高橋和泉、

杉下但馬、

深沢美作、杉下伊勢、

板橋讃岐、

杉下山城は西宮に属しているが、

他は皆

新光大平山 右之通ニ御座候 文化九壬申年三月

以上

御納所

美濃、 年の神葬祭願のものに当るのではなかろうか。 東宮関係の社家であり、 井下伊賀、 常木豊前、 注意して見ると、 同丹波外三名ほどが記載されていない。これらは竜赤寺檀家であった もの と 見られよ 西宮の社家のうち、 因みに東宮関係の社家では、 増田加賀、 杉下備前がぬけており、この両人が寛政七 奈良原出雲、 小野駿河、 常木筑前、 小川

家で神光寺の檀家であったものが神葬祭になったのである。 やがて文政九年(一八二六)には、 同記 に 同年東社家神光寺旦那神葬祭願済 同善昌寺の文書に 神祇道ニ成」とあって、 東宮の社

う。

一七四

刑部

三夜沢は

神光寺檀中

杉下

讃岐印

一金三両·

右ハ東組檀中一同神葬之儀被頼候ニ付

神光寺為修造而右金被納候私方二預

候上者右寺茂永々相(続)候得ハ私共方より右之頼儀差諒□

文政八乙酉年二月

日同

新川村

善昌寺様

後日如件

]無御座候依而為

ているのである。 とあって、『年代記』の記事と相呼応している。神光寺はまだ西宮の社家杉下山城、 板橋讃岐などによって支えられ

がらかがえる。 り、 役所同時神祇道葬式願済二成、 二年(一八四一)の条には、「今月(閏正月)竜赤寺ノ旦那十軒神祇道願ヲ出ス」、「(二月)廿三日、宗門役所、寺社 島田桂六、奥津喜内、高須小十郎、西郡柳内四人、月田村東寿寺戒範代也」とあり、竜赤寺の檀家 がま だ 残ってお 東寿寺を介して寛永寺に願出たものである。したがって竜赤寺は形骸のみとなった形である。しかし、『年代記』天保十 前から大いに活躍し、竜赤寺の檀家である東宮の社家を全部竜赤寺と縁を切らせて了ったのである。この方は月田の また、天保六年(一八三五)には、同記に「六月二日、井下大炊月田エ行、東寿寺ヲ頼、 神祇道ニ成ル、但シ離旦書ハ旦一紙ニ取ル、三年以前ョリ井下一人大ニ世話致シ候也」とある。 天保十二年に更に十軒が神祇道にかわるよう願出たともとれる。兎も角神葬祭の実施が次第に進行している様子 同日宗帳差出済、宗門役人両人板本林内、渡辺箕吉、廿四日川越エ出立ナリ、寺社役 竜赤寺檀中不残離旦ニ成 井下大炊が三年

なお、年代記の慶応四年 (明治元年)の条には、「社持修験大ニ復飾シ、神職ニ相成、 天台真言寺モ同」とあり、

同二年には 一人自葬願 東京神祇官ニテ聞済ニ成、 三付、 「二月神光寺竜赤寺廃寺ニ成、 請合ノ添書伊勢崎民政所へ差出、 同廿八日一同帰邑ス、此外村々自葬大ニ成」、 相済」、「同月三日出立、柏倉村北爪一家外ニ人数加リ、 吾妻ハ一郡大方自葬ニナル」等と記してあり、 同三年には「同月廿三日波志江 神仏分離 同三十 一軒自 社持修 村七十

### 5 東西両宮の合併

験の復飾、

神葬祭の普及にまで至ったのである。

後の 定 とまことに権威のない神職のやり方であるが、ここにも奈良原神主の権力に結びつくやり方が如実に見える。この最 記』の明治四年の条に、「正月奈良原出府、官へ御年頭御礼、 である。享和二年の訴状にも一社の如き体裁で、神職達は署名している。だが、少なくとも江戸時代末期までは二社 三夜沢の赤城神社は、 一両 両社ニテ同シニ祀ル」とある。祀神を政府に定めて貰って、十柱の神を両社で同じに祀ったとある。 明治時代になって一社となったようであるが、年代記にはこの重大問題については一切触れていない。『年代 ニテ同 シニ祀ル」というのは、 右に述べたように、 両社各個に十柱の神を祀るのか、一共に祀るのかはっきりしない。 十四世紀頃から、 此序、 東西の二社として存在してきた。 当社諸祀神ヲ伺、 官ニ於テ御定被下処、 しかし、 現在 今から見る 祀神十 は一社

通称は森八というもので、 大工棟梁越後石 に、更に山を整地して、 ころには、現在、 『年代記』には、 両 .社の合併については直接資料がほとんどのこっていない。 地森山相模通称森八」とある。 その明治二年(一八六九)の条に、「十一月二十五日、 東本宮上棟祝ナリ、 鳥居の沓石が一対残っており、現神楽殿から山側の区域がそれに当る。東宮の地域にあたるところ 豪莊な唯一神明造の現本殿が建てられている。この本殿は明治初年に建てられたものであり、 十一月二十五日に上棟祝があった。記録していることはこれだけである。 去年から普請を初めており、大工の棟梁は越後の石地の森山相模で、 『年代記』にも記していない。西宮の跡と言われると 普請 ハ去年ョリ始ル、



参 道 並 木



馬 石

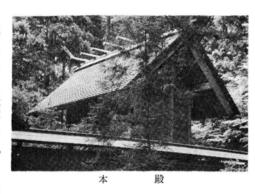




大 鳥 居



之 鳥 居









雄殿」とあり、 肩書きをしている。 がっしりした大建築を実現せしめているのである。古来の名社の本殿としてゆるぎないものとした観がある。 殿をどういう気持で造りあげたものであろうか。従来の社殿の位置より奥に高く引き移して、然も木組のすばらしく ものである。 増田家蔵の復飾帳によると、 この建物は東宮の社殿である。この社殿のうち本殿と中門が現存している。 この豪荘な本殿は赤城神社の社殿としてまことにふさわしいものである。 明らかに奈良原神主と真隅田神主とはその地位が決定していたのであり、 同六年四月十六日付の第八大区長の神官中回達の宛名には「祠官 明治三年(一八七〇)までは増田神主は 「神祇官附属 東宮方ではこのすばらしい社 奈良原清志殿 三夜沢村赤城太神宮神 「郷社赤城神社」 祠掌真隅田建 と記して 主 ٤

ある。 録されたのである。 社というのが、 祠掌として郷社赤城神社祠官奈良原家の次位に置かれている。 祠掌兼教導職試補 明治十年の群馬県令楫取素彦宛の上申書には、御県下第八大区壱小区 群馬県の行政上の扱いである。 本県士族 真隅田健雄」とあって、 したがって、 郷社赤城神社と称し、 群馬県旧蔵の 郷社赤城神社は一社なのである。 『神社明細帳』 真隅田 上野国勢多郡三夜沢村 (増田) 家はその郷社赤城神社 には郷社赤城神社として登 この郷社赤城 郷社赤城神社

# 第七節 昭和年代の神社昇格運動

幣社 親しく出入した学者が宇都宮の二荒山神社の昇格を援助して、 神を豊城入彦命に定めての昇格であったので、同一祭神での昇格は不可であると政府から拒否されたとか、三夜沢 任命によって、 じめ郷社であったが、やがて県社に昇格したのである。しかし、古名社であり、ことに延喜式内の大社として、官国 のである。 が存在していない故とか、 は後に宮城村大字三夜沢字境内一一四、三四七、三四八番地、 三夜沢の赤城神社は明治の新政のもとでは、 への昇格を期待し、運動も起されたのであるが、失敗に終っていたのである。 従来の社家は離職せざるを得なくなるための社家の忌避とか、或は栃木県宇都宮市の二荒山神社が祭 種々とりざたされたようであるが、 神社明細帳に社名は赤城神社、 結局、 重要な宝物や書類を提供したために、 例祭は五月五日と登録されるようになった。 赤城神社の本社として、県社にとどまっていた 祭神は大巳貴命、 これには官国幣社になれば 豊城入彦命、 三夜沢には資料 社格はは 鎮座 神官 0 地

昭 和十年に県知 事君 島清吉は、 その頃の沈滞した社会の空気と、 行幸に際しての誤導事件による県民の精神的萎縮

昭和年代の神社昇格運動

全体によびかけ、 城神社関係者もこの期をとらえて、国幣社への昇格運動に立ちあがったのである。宮城村の村民を中心として、県民 その事業の一が古墳の県下一斉調査と古墳祭である。東京帝国大学名誉教授黒板勝美博士がその助言者であった。 とを一掃しようとして、東国経営聖業奉讃大祭なるものを計画し、昭和十一年四月十九日を期してその準備を命じた。 粕川 村出身の県会議員鎌塚酉次郎がその統卒にあたった。 同時に赤城神社の沿革の調査を、 黒板勝

美博士に委嘱したのである。

県の山奥の寒村にまでたずねて行き、つぶさに赤城信仰の分布及ぶ篤さを調べたのである。 とめたのである。 の行き方を異にしていた。 自費で関東地方をはじめ、 ついては再三の失敗がある。 宮城村においては、 田 荘次郎、 神社固定資産を作るための寄附の勧誘、 北爪勝次の諸氏を委員とし、 村民を代表する赤城神社昇格実行委員を選出した。下田勇一郎、大崎公平、 群馬県においてはその学務部社寺兵事課で管轄し、大図軍之丞、 東北地方、 委員はこの繰返しを恐れ互に自戒し、ひたすら赤城神社を中心として、 北陸地方に出かけ、 鎌塚酉次郎氏を委員長として、 すでに合併のため廃社となったものまで、 昇格資料の調査、 とりわけ分社の調査にお 昇格運動を推進したのである。 従来の昇格運動と全くそ 吉沢澄治両氏が直接その 小池大助、 滅私の奔走をつ 福島及び新潟両 いては、 昇格に 各委員 東宮祐

その帰途 古墳の台帳の整理という仕事を命ぜられる伏線であったのであり、群馬県庁へ嘱託として赴任し、朝夕、 えばその折の赤城 筆者は当時東大国史学研究室の副手であったが、黒板博士の指示で研究室を代表して右の奉讃大祭に出席したが、 Щ ノ上碑を見学し、 山が想い出される。 山名の丘上で、 眼底に深く焼きつけられているのである。この奉讃大祭への出席は次いで調査 夕陽に映じた赤城山 を眺めて、 その美しさに打たれた。 その後、 赤城山 Щ

指導に当っていた。

ぐようになった。

が、 城神社昇格運動は益々盛になり、黒板博士に代って宮地直一博士が調査に当られ、大場磐雄、 時 その際病気見舞の赤城神社昇格運動の方々に始めて逢ったのである。しかし、鎌塚県議には既に数度逢っていた。 元の研究者と共に奔走しておられ 命では神祇院を通るまいと述べたのである。 昭和十一年十一月十一日には何か起りはしないかとその、 その日は遂に黒板博士が病に倒れるという事件にはじまった。爾来、四十日病室近くに詰めてい 赤城神社の祭神について、 鎌塚県議は豊城入彦命を主張して譲らず、 た。 鎌塚県議は祭神について、 昭和十五年十一月に中支戦場から帰還して筆者は群馬県に復職した。 前夜黒板博士、 宮地博士から筆者と同様のことを言われたとして、 筆者は赤城神を妥当とし、 君島県知事の会食の折に出た話である 押木耿介等の諸氏が地 恐らく豊城入彦 たのであるが、 赤 或

切消 離され、 うちに終戦を迎え、やがて、 たのであるが、赤城神社昇格運動関係者達は赤城神社奉替会を組織し、 の総括篇によってこの昇格運 大場磐雄氏はその研究を「赤城神の考古学的考察」にまとめ、押木氏は「赤城神社誌」を著した。これと宮地博士 滅せ 神社は宗教法人として処遇されることになった。したがって、 しめられ、 新たに民間に組織された神社庁によって統括されるに至った。 マッカーサーの指令により、 動は功を奏し、 昭和十九年には国幣中社とする内示があった。 神道は宗教とし、 神徳の昂揚と村民の繁栄とを期している。 国政の機関として格付けされていた社 神社祭祀は宗教行事として、 神社は萎微沈滞せざるを得なか その手続きの終了し  $\pm$ 政 から ts 切

それ以来筆者を厚遇して呉れるようになった。

### <粕川の水げんか>

嘩の記憶をたどると、私が二十一才のこと。 大正十三年七月、粕川の東西で起った水喧

堰に関係があったので始めから知っている。 喧嘩の因は水不足で小麦堰を全部東側へあ

げて砂留めし、番人まで置いたのが始まりで すると東側の番人がすぐに元に戻すのだ。 した。田植えが終って水引きに行ったらその ような状況で、西側の人が堰をこわして分水 そんなことを繰返すうちに騒ぎが大きくな

した。室沢区長は石川啓次郎さんであった。 区長も関係があるので現地で東西区長が折衡 ってきた。苗ヶ島区長は東宮端一郎さんで、

川東は室沢区長、月田の石橋さんや田村さん

ましたが確かな証拠はありません。しかし、 などがいたようです。 堰の分水は五分五分ということを聞いてい

出して考えようということになっ たよ うで いう不法行為をするのなら川西全体にさたを 東側は砂留を主張して少しも譲りませんでし 区会の議論は大いに沸騰して、川東でそう 区長の東宮さんは困って区会にかけた。

> 身をかため、金熊手をかついで、まるで百姓 農場付近で、いまの農場の小さな田圃が杉山 のです。西側の総勢は八百人位、各々蓑笠に でした。西側は直ちにここへ陣地をかまえた なりました。当時の引分け大堰は、大堰橋の

より水を全部西側へ引上げようということに れではやむをえないから、苗ヶ島引分け大堰 をした結果、大いに川東の不法をなじり、そ す。そこで川西の区長を金剛寺へ集めて会議

い案がでません。 は、県農務課長、郡長、大胡警察署長、神 官、僧侶等でしたが、なかなか一喜一憂でよ は女淵の公会堂で行なわれました。調停者側 西側の本部は金剛寺でしたが、東西の会談 さん、平田豊作さんで、何れも日露の勇士で

一揆のようでした。現地の指導官は井上正勝

論解決の鍵となったのです。(上野丑之助) き見せました。前原勝馬さんが解読され、水 古文書をだしてみました。これを金剛寺へ行 ことに関係していませんでしたが、私とその たので済口証文が三通ありました。父は区の

私の家には享和三年の水論のとき中裁をし

### 第三章 古

代

第五節 第一節 第四節 第三節 仏教文化時代 古 弥 繩 旧石器時代 墳 文 生 時代 時代 時 代

代

## 第一節 旧石器時代

岩 宿 文

化

麓に求められたため、五十ヵ所に及ぶ遺跡が認められている。 った。その端緒となったのは、相沢忠洋氏の慧眼によるところが多いが、特に氏の主たる研究のフィー 岩宿遺跡の発見以来、 日本にも旧石器時代があったことが証明され、 各地でこの種遺跡が発掘調査されることにな ルドが赤城南

いる。 これらの遺跡は地質の研究と提携して特に火山噴出の浮石層とからませて分類、 編年が大成されるところまできて

できる。したがって石器の精粗、 この文化の特徴としては、まずその時代区分の名称(無土器文化)のとおり、土器を伴なわないことを挙げることが 個性等からその分類を行ない、そこにおける石器の組合せ(敲打器、 刃器、握斧、搔

しかし多くの場合、そこに人間の生活の跡や人骨を伴なっていない。 今後はこうした面の研究が進展し、 より確実

器、細石器等)が問題とされてきた。したがって、その遺跡の新旧は石器の製作技術と出土層位が常に問題である。

な旧石器文化の解明がなされるであろう。

そこで、宮城村における岩宿文化時代の遺跡をみると、次のようである。

白	柏	石	赤城	遺跡
山	倉	関	桝形	名
苗ケロ	柏	石	赤城	所
島泉原	倉	関	桝形	在
尖頭器、刃器、剝片石器	石器、削器、刃器、剝片	削器、刃器、石核	器、細石器、石核、剝片石器、形器、患器、舟底形石器、刃	出土石器・その他

(日本の考古学Ⅰ、先土器時代 河出書房)

以下相沢氏による桝形遺跡の報告文を引用する。この中で古くから知られているのは桝形遺跡である。

赤城升形関東ローム層中石器文化の遺跡

相沢忠洋

ーより南西三○○米の丘陵上)山の南麓標高四二○米附近に所在しております。(赤城センタ遺跡地は、群馬県勢多郡宮城村大字原字升形地籍にあり赤城

芸学部尾崎研究室の協力を得まして発掘調査を実施、日本に調査されて間もない昭和二十六年九月本遺跡地を群馬大学学ム層中の石器文化岩宿遺跡(新田郡笠懸村沢田所在)が発掘日本に旧石器時代文化存在の端緒となりました、関東ロー



七十点程が出土、特に舟底形石器を主体とする点が特色とさ石核・削器・掻器・舟底形石器・彫器・細石刃・細石核等約石核・削器・掻器・舟底形石器・彫器・細石刃・細石核等約ったところでございます。

れます。

に於ける関東ローム層中、上部 ローム 層の板鼻褐色浮石層 (浅間火山起源)以後の層中でした。 これらの石器グループが所在しました層位は、北関東西部

する諸グループに大別されます 刃を主体とするもの尖頭器・細石刃・有茎尖頭器等を主体と た。)上部ローム層中では非常に多くの文化層が発見され、石 て開催されました、氷河時代の日本展の折御高覧を戴きまし 寺山文化等が古期に属し(これらの資料は一昨年伊勢丹に於 中発見の不二山文化、中部ローム層中発見の権現山文化及山 現在では当地のローム層中発見石器文化は、 下部 ローム層

て北陸東北・北海道方面に分布し関東地方では、今の所本遺 当升形遺跡の舟底形石器を主体とするグループは、主とし

跡のみであります。

その点北陸・東北・北海道方面と関東地方発見の石器文化

より推考致し今より一万~二万年 の 間 の 文化と考えられま との編年的研究上大変重要な遺跡地となっております。 年代は、前橋泥炭層資料によるラヂオカーボンC一四測定

期文化の遺跡も発見され、諸遺跡との関係については現在調 升形遺跡周辺には関東ローム層中の尖頭石器文化及繩文早

査を続行中でございます。

報告発表致しました。 小委員会第二十二回談話会(昭和二十九年十一月十三日)に 尚、本遺跡につきましては、地質学研究連絡委員会第四紀



柏倉堀久保出土

かく、この宮城村においても岩宿文化時代に既に人類が住みついたこ 化であるこことから一~二万年前ごろのもの考えられるものである。 東ローム層の上層の部分に発見される尖頭器、細石器を中心とした文 とは明らかであり、その時期は縄文時代に接するもののようであり、関 が、その石器の組成からみて桝形遺跡に類するものと考えられる。とも その他のものについては未だ未発表であり、その詳細は不明である

とにかく、宮城村には既に繩文土器の時代以前から人類が住んでい

たことは明らかである。今後より古い遺跡が発見される可能性もある。

参考資料として偶然の出土であるが、この時期のものと思われる石器の写真を掲げておくことにする。

### 第二節 繩文時代

る。 の生活の舞台がある。 複式火山である赤城山は、 山山 腹部から裾野部 外輪山 へ北から南に長く位置する宮城村は特に傾斜変更線以南 の裾野が広くひ ろがり、そこに侵蝕作用が進んで深い放射谷が多数発達してい (標高四百五十米前後)に現在

北部山腹地域、 扇状を呈している。 水系をみると荒砥川以東は赤城山麓の一般的傾向を呈するのに対し、 中央荒砥川以西山麓、 また、 宮城村南半部は荒砥川、 荒砥川以東山麓地域、 粕川の扇状地におおわれている。このように本村は地形的にみて 南半部扇状地域の四つに区分することができる。 以西では各小沢が一斉に荒砥川に合流する逆

の流路の変更と土砂の堆積がくりかえされているためか遺跡の分布が粗になっている。 この内、 主として人間の生活の舞台となったのは、 縄文時代からの中部以南である。 特に扇状地域は荒砥川、 粕 川

だち、 半のものは諸磯式に比定されるものが多く、 らを時期別にみると次表のようである。 そこでもうすこしこまかく宮城村の縄文時代の遺跡の分布をみてみると、 中には踊場式、 十三菩堤式に比定されるものも含まれており、 表中目につくのは前期の遺跡が著しく増加していることである。 他には市之関遺跡 (昭和三十九年群大調査)と同期の関山期のものがめ その様相は複雑である。 現在九十か所近く発見されており、 特に前期後 それ

中 期 別の遺 跡では、 勝坂期のものも含まれている。 特に扇状地上に遺跡が営まれ始めるのが

三節 繩文時

繩文時代の石器 (北爪一夫氏蔵)

#### 時期別遺跡数

晚	後	中	前	早	時
期	期	期	期	期	期
	十六	十四四	四十七	十四四	遺跡数
口土器 (北瓜	(前原豊氏蔵		土器関遺跡、		備
(爪道治氏蔵) 皆戸出土大洞式注	(蔵) 田土壺、堀之内式		群大調査関山式		考

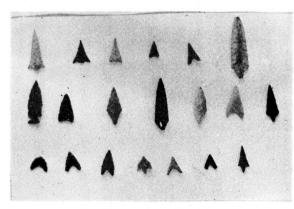
(鬼形芳夫氏調査による)

中期になってかららしい。このことは、 縄文終末期のものが認められる。 の時期と関連するものであろう。

晩期のものは数も少ないこともあるが大洞式のような

扇状地の形成

以上概観したように時期的にはすべての時期にわたっ



繩文時代の石器 (北爪一夫氏蔵)

そこで更にその標高から分布をみることにする。

ているがその分類からみると偏りがみられる。特に立地から

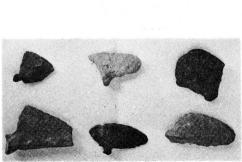
み る

と山麓の小沢の各流域にそって遺跡が分布してい

	IN	10 200	.1 261 7	,, ,,	14	
āt	晚	後	中	前	早	期標高
一 七	0	Ξ	=	八	四	上四以〇〇米
二四四	_	=	四	Ξ	四	三四五.
===	_	四	三	=	Ξ	三 三 三 三 ○ ~
Ē	0	Ξ	Ξ	四四	Ξ	三五.
六	0	四	=	0	0	二五〇以下

標高別時期別分布

(鬼形芳夫氏調査による)



繩文時代の石器(北爪一夫氏蔵)

節 繩 文時 代 後より広範囲の分布調査から鬼形氏による研究が発表される予定であるが、

らかがわれ、更に、二五○米以下の扇状地には中後期以外の遺跡が認められていないという興味ある結論を得た。

ントの遺跡が含まれて主たる生活の舞台であったことが

これでみても三○○米から四○○米までの間に七五パーセ

自然地形の変化、

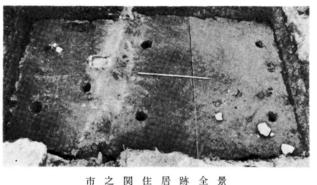
気候条件、

食料採集等

諸種の条件から考察される必要があろう。

次に宮城村内における繩文時代の遺跡の内、 発掘調査を経たものについてみよう。

#### 市之関遺跡



居 跡

全

規模;南辺五米二〇、 形状;長方形 市之関住居跡概要 る。

まれた一段高い所の東側にある。そこで住居の概要を摘記すると次のようであ 標高三二○米、村の南西方に位置し、北方から流れてくる二本の小川にはさ

南に向ってやや広がり

方向;S三三度—E 東辺七米九〇、西辺七米六〇 (台地の走行に一致)

北辺四米八〇

周溝;壁下床面四周 (壁柱穴の連続か)

貯蔵穴;東壁に平行、

東北隅、一米×四〇、深さ一五糎

柱穴;主柱穴六コ、補助柱穴一コ

炉跡;位置は長軸線を僅かに東側にそれ、

中央より北に偏す、

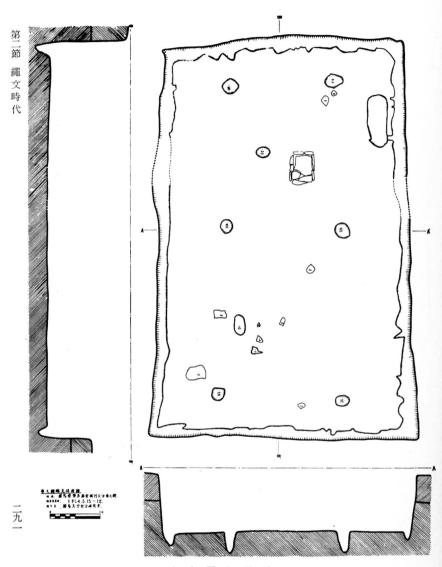
細長い自然石で

矩形に囲み、底に扁平な石を敷く、幅五○糎、長さ六○糎

南壁西寄りに長さ二米二〇、 ローム面を二○糎程切込む。(以上図版参

照

入口;



市之関住居跡

の形状、 この住居跡は以上のように赤城南麓の台地を一米五○~九○糎ほど掘り下げた長方形の堅穴住居跡である。特にそ 施設の整備されていることから県下における縄文遺跡の一典型となったものである。この遺跡から出土した

### (1) 土 器

)深鉢形土器

遺物は土器及び石器であるが、そのいくつかを取上げることにする。

と瘤状点をつけている。それから下には縄文がまんべんなくつけられている。内側はよく研かれていて厚さは一糎 口縁部径三八糎、高さ四九糎、 口縁部には、波状に盛り上がり、口唇部から四糎下まで鋸歯状の半截竹管と爪形文

## ○深鉢形(円筒に近い)土器

である。

底部径七糎、器体部上半に二本の

口縁部径二一糎、高さ二三糎

文が付されている。口唇部はほぼ連続半円文が施されている他は繩

されている。平らで四ヵ所に三ュずつ瘤点が付

あるが他は破片であり、文様の付以上二個体がほぼ完形のもので



5之関遺跡出土土



文様の付け方は同時期の特徴を有するもので あるので 写真 を掲げておくことにす

敲石は三コあり、内一つは中央がややくぼみ片面をやや叩いた痕跡がある。他の二つは欠けているが、叩いたあと

磨石はまるみをもち全体にすってあり、両端は使用された痕がある。

すってあり表面はなめらかである。

凹石は欠けているが叩いたあとすった痕跡が全面にある。

石斧はおれたものが一つある。

ナイフ的役割を果したものといわれている。 わされるものである。石斧は土を掘ったり、 石であるが、 その他には、 一器の内、 特に黒耀石は付近では信州和田峠に産するのみであるので、そこから流入してきたものと考えられ 敲石はものをたたいたり、すりつぶしたりする用にあてたと思われるものであり、 石さじ状の半製品と思われるものが三個ある。石のやじりは見当らない。石質は頁岩、チャート、黒耀 道具の面からみてもその原始的な生活がうかがわれる。 植物の切断に使用されたといわれ、石さじは一名「皮はぎ」ともよばれ 磨石はそれに組み合

いては住居の拡張が行なわれたともみられている。家族数の増加によるものであろう。 土を掘りくぼめ、 それに柱をたて、 梁、 桁を渡し、 地面までふきおろした形であるが、この市 之関遺跡

分布を示す地域だけに今後村民各位が十分注意されることが望まれる。 以上のように学術発掘を経ることによってのみ当時の生活を具体的に描きだすことができるわけであるが、 濃密な

ともかく、 その時期にとらえておく。そしておよそ四千年前のものと みら れる。(以上宮城村教育委員会発行「市之関遺跡」に 市之関遺跡についてその概略を述べて き た がその時期は繩文前期に属する関山式土器を伴なうことか

第二節 繩文時代

よる

代

水幹線水路地域埋蔵文化財調査として実施されたのは次のものである。この他、縄文遺跡の発掘は、昭和四十三年、四十四年にわたり、群馬用

(1) 苗ヶ島白山遺跡、昭和四十三年八月一日~五日水幹線水路地域埋蔵文化財調査として実施されたのは次のものでも

みられたが発掘の結果は遺構は存在しなかった。 附近の表面採集では繩文時代早期後半から前期におよぶ遺物の散() 苗ヶ島白山遺跡、昭和四十三年八月一日~五日

(2)

西房遺跡

同期

土師器の散布をみていたが、

明

確な遺構は認められなかった。



晚期注口土器(北爪一夫氏蔵)



後期深鉢形土器 (前原豊氏蔵)



布が

後期深鉢形土器 (前原豊氏蔵)

九匹

先土器時代の石槍等が以前採集された地点であったが、遺構は認められず地層の確認にとどまった。

(4) 馬場矢継(昭和四十四年八月)

以上、いくつかの例からみても、縄文時代の遺構と地表面の遺物の散布は必らずしも合致するものではなく、それ 表面には縄文中後期遺物が多数散見され、遺構の存在を思わせたが発掘結果はそれを認めることはできなかった。

だけ地形の変化があることを物語っている。

他に縄文時代のものとして村内で収集されているいくつかについて写真で掲げて参考資料としておきたい。

# 第三節 弥生時代

る。 弥生時代における文化面での変革は狩猟経済から農耕経済へ、石器文化から金属器文化 への 移 行が指摘されてい そこで宮城村における弥生時代の遺跡を表示し、その立地について考えてみたい。

宮城村弥生文化期遺跡地名表

四	Ξ.	=	_	
柏倉新井橋	同白	同白	柏倉堀久	遺跡
西	草	草	保	地
三七〇米	四〇〇米	四一〇米	四四〇米	標高
大穴川と芳見川にはさまれた台地東縁	闻	芳見川支流西岸	芳見川支流東岸	備
中期	中期	中期	中期	考

第二節 繩文時代

七苗ヶ島	六同弥	五 鼻毛石弥
白山三二	源司	源司 二
〇米 白山部落の南端	三〇〇米神沢川支流の公	一九〇米 弥源司部落上
端台地西傾斜面	谷地最奧部	の湿地帯の入り込んだ最奥
中期	中期	中期

(鬼形芳夫氏調査による)

生期の遺物が認められないのは、 は注目されよう。 村では完全な農耕文化に脱皮することは不可能であることも考えられ、その意味において比較的高標高地にあること 地を見下す景観を呉している。 地では、 すべての遺跡が河流又は各地に沿っていることである。しかもこれらはすべて台地縁辺に位置して低湿 また、 縄文時代の地形でのべた荒砥川、 このことは前述の農耕文化への移行との関連を示すものであろうが、 まだ地形が安定していないためであろうか。 粕川の扇状地には縄文中後期の遺物は認められるものの弥 本村のような

化がこの地域では比較的おそくまで残存していたものと考えられる。 てみられる樽式土器とよばれる系統に属するものが僅かに含まれている。 時期的にみると、すべて中期に該当するものであるが、主として須和田式系のものを中心に、水沼遺跡を中 特に前期の遺物が認められないし、 心とし

### 第四節 古墳時代

全国 古墳は現在までのところ十基確認されているがこれらはいずれも東部の緩傾斜地にあって、うち六基は粕川流域の 一的にみて群馬県は古墳分布の濃密地帯であるが、 本村における古墳の分布をみると非常に少ない。

二九六

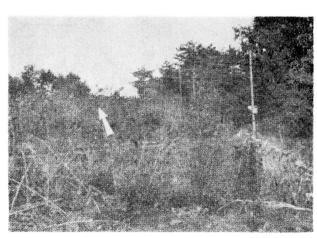
とができよう。 墳群等の大古墳群に連なっている。それ故、宮城村の古墳もこれら粕川流域の古墳群に連続するものとしてとらえるこ 標高二六○~三二○米の間に集中している。 他の地域では大前田地内に二基、 宮城村所在古墳十基中の五基は馬場地区にあり、他の一基はここより北約一粁の苗ヶ島地区にある。 荒砥川流域に二基ある。 また、 対岸約三〇〇米の粕川村地内には三基の古墳があり、 昭和十年の県下一斉古墳調査の際には三基があげられて 更に月田古

るものはすべて記載もれのものであった。いるが、いずれも古墳とは認めがたいものであり、現在確認されてい

からその概略をのべることにする。以下、本村において調査しえた古墳について宮城村誌資料編第一集

### 一白山古墳

十年の古墳調 とこの地には白山神社があり、 馬大学芸学部史学研究室の調査となって、 ている石を除こうとして、 月、古墳として新たに認められたものである。所有者が畑の中に埋 白山 この附近は赤城 その際神社 . |古墳は大字苗ヶ島字白山一六六○番地の一に、 石室に対し何ら注意を払われなかったものらしい。 査には漏 一の鎮座した小丘をならして畑としたと 山の中腹であり、大小の転石は附近に散在してい れ 7 和銅開珎等の遺物を発見したことから、 い た。 明治四十二年に苗ヶ島神社に合併され 墳丘の土によって石室の半ば以下は 石室の残部を精査した。 昭和二十九年十 うこ とであ 昭 まっ 和 群



白山古墳遠望 (現 状

第四節

古

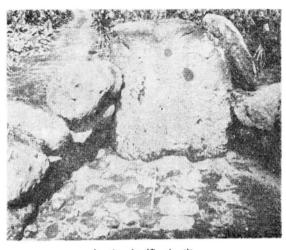
墳時

代

和 和 そのまま埋まってい たのである。 開珎を文久銭ぐらいに考えていたものらしく、 たのであるが、 深耕に不便のため、 偶然前原昿氏の知るところとなって、 石を掘り取っ たのであり、 遺物の出土についても、 群大の尾崎研究室に通 所有者 は

たが の礫及びその外側の石積の根石をたしかめ得たにすぎない。 增 fi: は推定することも不可能であり、 石室も壁の一 部が残存し 奥壁幅二米一〇~二〇、 ているのみで、 根もとは小石を混えて その遺構を追って、

漸



古 玄

石積 奥壁から約七米。 を発見した。 れを追って奥壁と相対する位置に入口 左壁の端から裏込め 右壁の隔りは三米である。 は 7 輝 石室の壁面となる部分には荒 ていて、 三石であるが、 石安山 小礫のみで、 奥壁幅より次第に広がっ 0 根 それ以外の部分には根石すらも既にぬきとられていた。 石室平 石を発見し、 一岩の自然石乱石積で、 奥壁から六米六〇の距 これを追って約三米のところに、 上方は一石で、 画図 但し裏込め 形には の外側の石積みの根石が注意されたので、 入口部 右壁は一米三〇、 7 胴 右側 の根石列とは別 い い 張りがあったようで、 る。 奥壁と同様削目のあるものを混 0 輝石安山岩の巨大な転石を用 の根石 みの痕がみえてい りが 奥壁から一 部の根石と考えられるもの ある。 K い 左壁は二米六〇残 に、 た 米四 右 0 裏込め 壁の 右の た。 ○離れ 左右 る。 その 入口 端 左右壁 壁 0 は裏込め 部 外 て、 石 の まで 側 間 左 0

第四節 古墳 時 代

IIIOO

根石と推定して誤りなかろう。又、入口の根石と考えられるものの間の幅は約一米五〇である。 から右方に他の根 石列が出ている。 この構造は藤岡 市三本木の古墳で調査した結果と対比 Ļ 封 土上 の葺

が 部施設の平面形は石室の長さに応じて楕円形である。 石の下で終っていたものではなかろうか。 外側には礫を以て築きあげてあった。それが天井石の上面全部にまで及んでいたかどうかは不明である。恐らく天井 る。その石は必ずしも小口積ではなく、 然石乱石積で、 あっ そこで図形にしたがって石室を推定すると、玄室の長さは四米三〇、幅は最大幅三米三〇内外に及ぶであろう。 たと推定する。 胴張りのあるものである。 入口 の右側に延びる石組の根石と多野郡及び藤岡市等の地方に見られる古墳の構築状態とか 横積みもかなり混っている。その背後には小砂利の裏込めがつめられ、 壁石の下には何らの設備もなく、 壁の内側からこの築きあげてある石組みの外側まで略々一米ある。 又、この内部施設の上に土がかぶせられていて、その上 口 ーム層の上に じ かっ に 根 石を置 この内 一に葺石 その て 自

から入口 に向って一 はこの床の上に密着していた。 直線に置かれてあった。丁度、 且つこの石敷の床には、 玄室を左右に区画しているような状態である。 中央に稍大きめの石が一〇糎ぐらい高くして、 この点は夫婦合葬

床には上面が平な河原石が一面に敷かれていた。その石の下は直に粘土であり、又その上に砂利を置いた様子もな

判断したのである。

街道橋古墳 元来横穴式石室でも、 (新田郡藪塚本町)の石室には右方のみに副葬品がみられ、 竪穴式石室の単独葬に做ったものが存在したのであるが、多くの場合は五、 左方には殆どなく、骨粉すらも見出され 六体の共同葬 ts

の型のようである。

であり、夫婦合葬の形は極く少ない。本石室もはたして合葬であったものか、共同葬であったものかわからないが、少 くとも右のように石室が左右に別れて設置してある以上は、大和の牽牛子塚古墳の如く、室を二室設けなくとも、

白 山 古 墳 出 土 遺 物 一文化財保護委員会「埋蔵文化財要覧」に拠る一

ö

古

代

の左右に一体宛納める意図をもって構築されたものと考える。

してお 土例のある蕨手太刀、 品にも特殊なものが見える。 この古墳の年代推定の重要な資料たり得る。 及び佐波理は特に注目すべきものであり、 本県の他の古墳からまだその出土例をみなかった和銅開珎をはじめ、二、三の出 又飛燕型の鉄鏃も、 同形のものが正倉院御物に遺存

### 1 和 銅 開

居らず、又、 あたりのようである。 八枚出土している。 鋳造後間 八枚重って出土したので、 調査前に出土したもので、 もない頃に納入されたとみられる程、 発掘者である土地の所有主の話から推すと、玄室中央右壁寄りの 外側のものが多少腐蝕していたが、 しっかりしたものである。 中央のものは殆ど毀損され

和銅開珎の文字は確に「和同開珎」であり、珎については従来宝の異字説と、珍の字説とわかれ、 その訓み方も

「ほう」と「ちん」の二説ある。

0 も黄金の産出により定められたことで、 いい 確 0 |出上例は未だ見聞していない。したがって、本出土例はその最初のものと考えられる。秩父の産銅により和銅と ものは珍であろうが、 たやり方と、 井を見た形であり、これは中国の家の構造を示すものから、 に珍の異字であることには反対するものではない。 殊に銅すらも は門がまえが戸を左右に配しているのであり、 爾後の鋳銭に宝字を踏襲したことは、明かに珎を宝と解していたものであり、「天平勝宝」 「同」に略してあり、その後の鋳銭はいずれも「珎」字を用いている。 和銅開珎においては「宝」の音に従うべきものと考えている。 これらを併せて、 中に井を入れたのは、 けれども、 「宝」の略字説を肯定するものである。 門をひらいた形として納得ゆくものであろう。珎は 珎字を宝の略字として使用している例も少なくな 門の戸が左右にあって、 関東地方における和銅開珎 相対した文字に略字を用 従って、 その間 から中 の年

問題があろう。即ち近畿地方に出土例が多く、関東地方にこれをみなかったという事実にてらして、貨幣として関 東地方から近畿地方に運搬せられたということは大いに疑問の存する点である。それ故に本古墳出土の貨幣は直接 れ得ざることと信ずる。 改元され鋳貨されたことは著名な記述である(続日本紀巻四、和銅元年条)。且つ改元のことも鋳貨のことも共に疑を から運ばれ たものではなく、近畿地方から運搬されたものとして見る方が穏当と考える。 しかし、その産銅、 鋳貨を合せて、直ちに秩父において鋳貨されたと見ることについては

2 蕨 手 太 刀

斜め奥に向け柄を左手前にして横たえられていた。外装は腐蝕し、 の如くである。 て原形がうかがえるだけである。その長さは凡そ九○糎、 いては、群大史学研究室の調査中、発掘されたものであって、奥壁近く、中央の境界石上に斜に鋒を左先に、 この蕨手太刀の遺存例は数振あげることができる。 手太刀の出 王例は東北地方に多く、 中部地方以西には殆ど稀である。群馬県は東北色も認め得る とこ ろとし しかし、 幅五糎、 その一も出土状態を明にしていない。本古墳 刀身も錆びて全く破損し、 柄部は蕨手形となっている。 数片になって辛うじ 本県の遺存例は次 刃を

(1) 大宮巌鼓神社所蔵(吾妻郡吾妻町、旧原町

長さ五三、五糎。幅五、一糎。伝世品という。出土地は勿論不明。

(2) 赤城神社所蔵(勢多郡北橋村真壁)

長さ四四糎。 幅三、 八糎。 刃渡三一、 五糎。 恕。 責金具付。(北橘村第一一〇号墳出土)

3 佐 波 理

古墳

時

代

:開珎と同じく既に地主により発掘され、はじめは稍完全に近いものであったが、多少光沢があることとて、

破損 中型の は た鋺型の器であり、 「さはり」とよぶ金属器を、 0 ものである。 個 所 から 破りとり、 観音塚古墳 佐波理は響銅といわれ、 遂に口縁部のみを残すような有様になってい 食物の煮沸用と、 (高崎市八幡町、 銅錫の特殊な合金で、 旧碓氷郡八幡村) 食器とに用いている由である。 出土例によれば、 響の美しい金質をもっている。 た。 П 盛器に使用されていた。現在朝鮮で 経 本県の出土例として次のようであ 五~一六糎、 高さ推立 それでつくられ

(1) 観音塚古墳出土 高崎 市八幡町

個

径一七、

八糎、

高

九

る。

- この内から果物、 殊に桃の種が出 てい
- (2)三本山古墳出土 高崎 市大八木町

個、

径一六、五糎、

高さ不明。

出

± 状

態

宗 明。

- (3)大沢勝一氏所蔵 佐波郡赤堀村下触
- 個、 寸法未調 查 下 触地内某古墳 より出
- (4) 山王廃寺跡附近出 個、 径一六、 七糎、 1 高七、 前橋市総社町大字総社昌楽寺廻り出 四糎。 畑耕作中 出 1: 土; 同地谷田勇氏蔵
- 4 飛 燕 型 鉄 鏃

以

F:

0

Ŧi.

個である。

0 出土をみた。 -型をした鉄鏃である。 いずれも石室の中央右壁寄りに、 完形品は二個であるが、 和銅開珎、 それも柄部が折れている。その他破損したもの四個、 佐波理、 太刀等に近く出土したということである。 都合六個

そ

県の出土例 の大きさは大小があるが、長さは尖から飛燕翼の未端まで四糎乃至五糎、 は沼  $\mathbf{H}$ 市奈良町 (旧利根郡池田村奈良) の古墳(群大調査ヤ号墳) のものがあり、 翼端の間の幅外側でほぼ五糎である。 正倉院御物に見られ、 本

代に使用されたものであう。

### 5 平根型鉄鏃

置 よりわたぐり端まで約四糎 土位置は大体右壁寄りで、 に小孔がらかがってあり、 に Ψ. -根型 個、 0 奥壁から五〇糎、 両 肩 部に丸味があり、 奥壁から三○~一○○糎にわたるあたりであり、 柄部はいずれも折れている。 ~五糎四である。 右壁から二〇糎の位置に わたぐりは深いけれども、 個の出 完形に近いもの四個、 幅広く力の弱 土は確実に捉え得た。 いものである。 奥壁から三〇糎、 破損したもの三個 その幅約二糎五~六、 幅の最 右壁から一○糎の位 出土してい も広い部分 長さ尖 0 出 央

### 6 尖根型鉄鏃

り三〇糎、 尖に近く幅六~七粍、 奥壁より五○糎の位置にかたまってあった。 長さ五糎五ぐら いいの 間 に次第に幅狭まって柄に続いている。 四本の出土をみたが、 左壁よ

### 7

IJ

査. 頭が附着していた。又、その付属品とみられる鳩目も出土していた。 の長さを推定するのも困難である。但し共に吊金具及び責金具の優秀なものを伴って居り、その一本には円 の概要に基づいて、 和 銅開 弥及び佐波理の近くに、二本並べて配置してあったということである。 要点を抜抄してみると。 いずれも銀めっきの肉厚な作である。 共に既に数片に破損 していて、 右の調 1頭の柄

# (1) 削目をもった自然石乱石積両袖型横穴式石室。その長さ約七米

第四節

di

墳時

代

- (2)玄室平面には胴張りが ある。
- (3)奥壁の基部の幅は二米一○センチ。
- (4) 玄室の長さと幅との比は1より大で2より小、調査上の推定によれば1.である。
- (5)裏込めの外側に石積みがありその平面は楕円形である。

封土を有して、その外側に葺石をもっており、その平面は円形である。

(7) 右の石積みと葺石との根石は入口部に集っている。

(6)

- (8)玄室の床には舗石があり、 左右の二部にわけるための境石が並べてあった。
- (9)和銅開珎を副葬していた。
- (10) 蕨手太刀、佐波理、飛燕型鉄鏃が出土した。
- (11) 埴輪は痕跡すら認められない。

円墳であったようである。

(12)

(13)古墳の所在地は赤城山の中腹で、附近には古墳及び古墳跡は少ない。

となる。

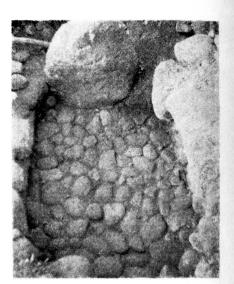
#### 新 山|号古

記載漏れとなっていた。 本古墳は屋敷裏の竹藪中にあり、 昭和三十三年四月六日から、 墳丘の存在は付近の人々に知られていたが、古墳とは意識されず、古墳綜覧にも 農地交換分合の結果、 畑にする目的で開墾が始められた。 しか

(尾崎喜左雄)

たがい、 前述のように、古墳とは意識されなかった為に、墳丘の全てを破壊してしまったのであるが、くずしていくにし 礫石の多量の出土や大石の存在に疑問がもたれ、郷土史の研究家である上野丑之助氏により群馬大学史学研

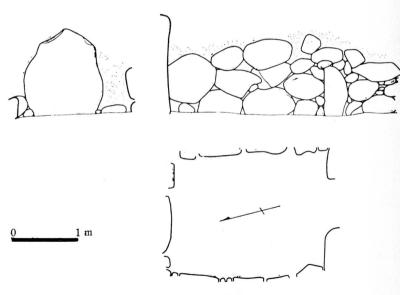
三〇七



新山 I 号古墳石室

ますでこ皮婆されていた。である。その為、墳丘の全てと、天井石、壁の上半分である。その為、墳丘の全てと、天井石、壁の上半分兜室に連絡があり、同研究室で調査するに至ったもの

ついては調査不能であったが、幸いなことに、玄室のの上の方は石室内に落ちこんでおり、それらの構造にが、調査の結果横穴式石室と判明した。天井石や両壁が、調査の結果横穴式石室と判明した。天井石や両壁はすでに破壊されていた。



新山1号古墳石室実測図

代

壁は床 た、 羨道の塡塞の部分はほぼ原形をとどめていたが、ここが丁度家屋の裏手にあたっている為に精査することが出 面 より一米内外、奥壁は大石一石残っており、 石室のプラン及びその積み方も一部調査することが 出 来

調査は主として玄室の部分に限られた。

その結果は、 横穴式石室で、自然石乱石積両袖型である。 奥壁は下幅一米、高さ一米三○の石を一箇たて、 天井

門が 石 石室の平面プランは、 認められ 側壁との間隙に中小の石を積んでいた。 前述のように両袖型で玄門を有し、少々胴張りが認められ、特に西壁はそれがはっきりして 側壁は自然石を小口及び横積みにしており、 玄室入口部には自然石の玄

美道の長さがほぼ二米六○前後と推定され、< 玄室前部で一米七一である。石室全長は羨道部の調査ができず、 玄室の長さは西壁で二米二九、東壁で二米二九である。また、玄室幅は奥壁下で一米六九、 約五米位と考えられる。 正確な値は不明であるが、 中央最大幅が一米 現状からおして、

や削り痕らしき形跡が見られるが、それも極わずかであり、 Ħ. 「糎の厚さで堆積し、これが当時の地表であったと考えられる。黒色土の下は暗褐色土に角 の あ る 石塊が多く混じ 玄室床面は扁平な河原石を敷き、その上に約八糎の厚さで玉砂利を敷きつめている。 相当にかたい層となっている。 石室壁に使用している石材は、この近辺に多く見られて輝石安山岩で、 自然石をそのまま使用している。 玄室舗石の下は黒色土が約二 尚玄門はやや縦長の石 奥壁にや

には大小の石を投げ込んで墳塞している。即ち墳塞は羨道いっぱいにしてあり、羨道部には空間が認められない。 墳塞の部分はほぼ完全に残っていた。 玄門柱と同列に梱石をおき、その上にやや大ぶりの石を積み上げ、その内側 を利用し、

羨道壁面

よりやや前にせり出している。

られ の裏込め た。 おそらく、 は 奥壁裏にお この 根石 いては奥壁内側より一米三〇、 から上に裏込め外側石組みを築き上げていったものであろう。 西側壁では側壁内側より二米一〇の所に、 その根 石が認

#### 4 部 調 查

土が堆 弱であり、 ら推測するに、この石の近辺が開墾前の墳丘裾部にあたっていたとのことである。築造当時よりけずられてい 入れて調査してみた。その結果、石室西側、 する他に手段はないように思われたが、 埴 輪 述のように、 は発掘調 積してい その並び方もまばらであり、 たかも不明である。 一査中においても破片の散布 本古墳の墳丘はすべて取り去られ、 結局墳丘は円墳であったと推測されるが、 葺石根石と断定しがたいものであった。 念のため葺石根石の所在を確かめる意味で、 が認められず、 側壁から六米の所に、 墳丘の規模や状態は、 それ以前の破壊の過程に 人頭大の石二十数個の配列を見出したが、 開墾にあたった人々の話を総合 その規模については不明である。 しかし、 おいても出土して 東・西 開墾にあた ・北に三本のトレ U ts た人々 たか、 の話 して推 埴 やや貧 輪 は 測

存在しなかったと考えられる。

### H + 遺

直刀等があり、 Щ は 相当 数出 遺物は数の上から東部に集中している傾向がみられる。 土しているが、 乱掘されているため、 石室内各所に散乱 L て ι, た。 石室東壁寄りの 所 鉄鏃

錆化は相当にひどく、 七糎の所が切先部となり、 fi. 糎 刃の長さ四〇 玄室東壁に沿って出土した。その まわりの礫が柄部及び刀身部にこびりつき、 五糎であり、 先を奥壁に向けて、 幅は最大で二・七糎である。 位. 置 石室長軸線とほぼ平行に、 は東壁から二○糎、 先の部分はおれていた。その寸法は茎の長さ一一 玄門か 東壁、 ら二五 玄門寄りのところに 種の所 に柄 部 可 お じく玄門 か れ てい か

代

部は

É Ш 古墳 Ш 土のものと類似しているが、 完形品はない。 ほとんどが柄の部分で折れてしまっ

錆が赤く附着していた。現在確認できる数は十五本であるが、他に破片が十数本ある。 出 王位置は玄門から六○糎~一米二○ (玄室ほぼ中央) までの所で、 東壁に接して一群をなしており、 東壁の

これは右の鉄鏃群とはやや離れた、 東壁から八○糎、玄門から五○糎の位置に単独で出土してい

平根型鉄

形 は白 Щ 古墳出 1: のものと類似し、 幅は最も広い所で二・三糎、長さは尖よりわたぐり端まで四糎である。

1 と間隙を含め -央から止金具が 銅製。 四ミリとなる。 小型ではあるが、精巧なつくりである。厚さ一ミリの一枚の銅板を、 出てい る。 大きさは全長三・五糎で、その内、 折りまげた反対側は二本の鋲で止め、そこに二ミリの間 輪の部分は約三分の一の一 輪の根本の所で折りまげ、この 隙がある。 • 即 糎であり、 ち厚さは板の厚さ 幅 は最大

0 8 ている。 11: 個、 金具 他にこれと同大のものの破片一個、ひとまわりの小型のもの一個、 全体の厚さは四ミリである。 ti の尾錠とほ ぼ同じところから出 大きさは一辺二糎の正方形で、 土している。 尾錠と同様に厚さ一ミリの 中央より上に穴があいている。 計三個出ている。 銅 板を一 二枚用 (松本 ほぼ完全なも 四隅 を鋲 で止

一・五糎である。

出土位置は東壁から一米、

奥壁から五○糎の所で、石室中軸線よりやや西に寄っている。

## Ξ 山=号古墳

学部史学研究室が調 存在に気づかれ を残していたものであ ÀÚ 述の新 |山ー号古墳の北約三五米の地点に近接し、1号古墳発掘当時すでに墳丘上半部はけずり取られ、その一部 た所有者井上 在した。 る。 昭和 īE. 雄 四十年、 氏から連絡があ 畑地へ の開墾に着手され、 り、 同氏の好意と村助役上野丑之助氏の援助によって群馬大学学芸 一号古墳と同様墳丘はすべて排土した後、 石室の

所有者井上氏は、

Ⅰ号古墳調査の際、

種々援助をおしまれなかったが、古墳への関心も強く、石室構造出現と同時



山 Ⅱ 号 古 墳

新山Ⅱ号古墳玄門

に作業を中止されていたため、 外部施設は別として、 内部施設では大体の調査をすることができた。

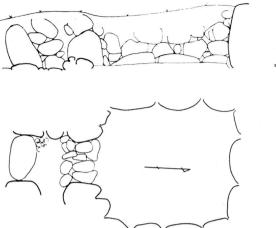
部

問

查

径としたと仮定すれば、 変半の上からも、 変化等を見るため、石室東方から南東にかけて三本の 開墾前残っていた墳丘は直径七米前後で、高さは一米五○内外上半部は削り取られていた。葺石根石の有無、 石室東壁から三米の地点に、 墳丘規模を推測するきめ手は得られなかった。 直径六米内外の円墳と推定される。 長径二十糎の石一個の出土を見たが、これは葺石の根石とは認められず、 ŀ V ンチを入れた。その結果は、 よって、墳丘の規模については、石室全長三米を半 東方の第二トレ ンチに また地層 地層 お

地層については、 前述の第一 <u>-</u> ンチにおいて、 現地表面から六○糎下が火山灰層にまじって礫が緻密 K 重さな



新山 [[号古墳石室実測図



灰層 れたものであり、 していない。 る。 りあった非常にかたい層であり、その上に二五糎ほど褐色の火山 この黒色土は、 が積もっており、 4 一号古墳においては、 一時の地表でおったと推定される。 この上には黒色土が二○糎ほど堆積 玄室床の鋪石下に見ら 埴輪 は存在 してい

内 部 調 査

が、 に五糎 造のため地表を掘り込み、 さが四○糎前後あり、 いる。 に石を投げ込んで裏込めとしたようで、裏込め外側石組みの 灰質の褐色土層及びかたい礫層等を六○糎ほど掘り下げ、その上 石室は外 この背面から側壁表面までは八〇糎であり、その内、側壁の また、 [ほどの厚みに径五~一○糎程度の礫を敷きつめて床として 部 東部トレチンにおいて側壁裏込めの背面が出土した トレ ンチで築造当時の地表と推定した黒色土、 裏込めは比較的貧弱である。 側壁を積んだ後、この掘り込みの また、 石室築 根石 火山 間 厚

井上氏の話では、 Ļ 前述のように、 天井石らしきものはなかった由で、 開墾作業中においても、 本石室はすでに大半が崩れ去っていた。 開墾以前に石室は大半が 大小の石が 乱雜 所有者 K 出

と言らべき大石の存在はなかった。

を投げこんでいる。



出して、その作業が中止されたため、奥壁及び側壁の二~三

石室プランは完全に調査することができた。

崩れていたものと思われる。幸い、排土作業中に鉄さびを見

段は残存し、

面は玄室部では前述のように小礫を敷きつめ、鋪石はないが、羨道部には鋪石と認められる川原石が一層ある。 の石四個をならべて梱石としている。玄門は羨道壁とは分離した石を用い、羨道壁面よりやや前に出ている。 る。玄室入口部、石室入口部には夫々玄門、 前述の玄門部及び羨門部の梱石の上に人頭大の石を用いた石組みが認められ、 羨門がたっており、羨門部には、床に接して大石を、玄門部には人頭大 れる。 あろう。 も同様である。恐らく上部は天井と共に取り去られたもので 各々一列ずつ積み上げている。この状態は一号古墳にお 積みに、小ぶりの石は小口積にし、約二○度の転びが認め 五糎の丸味をおびた石を一石たて、その両側に小ぶりの石を 石室壁は自然石を用いた乱石積で、 奥壁は下幅六〇糎、 石室のプランは両袖型で、玄室 はやや 胴張りがあ 双方の間に羨道いっぱいに大小の石 中幅八〇糎、 側壁は大ぶりの石は横 上幅三五糎、 高さ八 塡塞 5

石室各部の寸法は、 鈍角で交わっている。 玄室長は東壁で一米六二、西壁で一米七一であるが、 玄室幅は奥幅一米四九、中幅一米六○、前幅一米五二で胴張りがあり、 よって玄室中央部の長さは両側壁長より長くなり、 実測図に見るように、 奥壁と梱石との間 袖壁は両側壁に直 前幅と奥幅はほぼ同じ は一米八七、 角では 玄門柱 15

梱石 内側 傾斜により、 し羨道が短 「内側から羨道入口の梱石先端まで一米二○である。石室全長は三米○五という小型のものであり、 0 面を結んだ線と奥壁との間は一米七六となる。羨道は前幅六六糎、 のが特色である。 測定する場所によって異るが、東壁では玄門内側からは一米三三、 図版に見る羨門前の石の列はくずれたものであり、 奥幅六三糎、 西壁では一米二五であり、 石室プランとは関係のないもので 長さは前述のように、 特に玄室に対 ф ・央では 袖壁の

#### 1: 遺 物

111

東壁寄りの所に集中している傾向があるのは特色であろう。 も少ないが、 回以上にわたって副葬されたものであるかは攪乱のため不明である。 も玄室床面にあたる小礫と混じり、三糎位のレベル差をもって出土していたが、これが一度に副葬されたものか、二 石室内 はすでに相当に攪乱されており、 傾向としては、 玄室の東部と南西の隅とに集中しているかに見受けられる。 遺物も完形品は少なく、 破片となったものが多かった。 また、 出土位置を原位置としておさえ得るも 特に新山ー号古墳と同様 出土 一狀態 はいずれ

遺物の 中で確認し得るものは次の通りである。

個は 西南隅に出土した。大きさは先端から飛燕翼末端までが五・五で、 三・八糎で、 飛燕型鉄鏃 .東壁から三○糎、東側玄門にほぼ接していた。大きさは先端から飛燕翼の末端まで六糎、 白山古墳 東壁から二〇糎、 白山古墳にも出土しているが、正倉院御物の中にも見られるという鏃であり二個出土としている。 のものよりやや大型になっている。 もう一個は西壁から四○糎、 幅は一方の翼が欠損しているために不明である。 袖壁か 翼と翼との幅 ら二〇糎の所で、 は外側で

れと判明する程度の残部で、寸法等は不明である。

Ψž.

-根型

奥壁から八○糎を中心とした範囲から二

個出土している。破損大きく、ようやくそ

氏の裏の竹藪の中に墳丘を残していたものである。

本古墳は前の二古墳同様大字馬場地区にあり、

新山−号古墳より南へ約二○○米の地点にあたる。

所有者井上民司

兀

屋

敷 古

墳

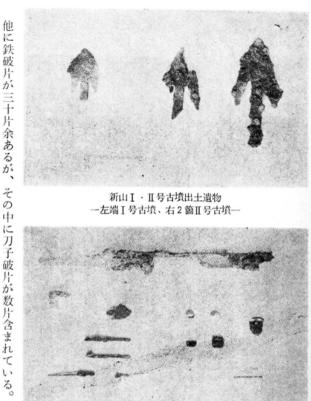
多く形は不明である。

(松本

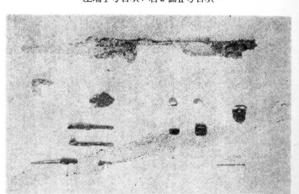
浩一

他は鉄鏃の破片と思われるが、

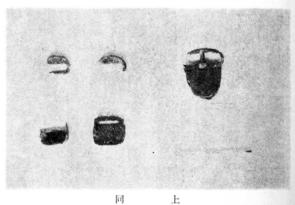
柄の部分が



新山Ⅰ·Ⅱ号古墳出土遺物 -左端Ⅰ号古墳、右2箇Ⅱ号古墳—



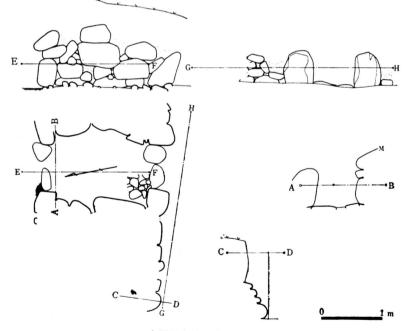
新山I号古墳出土遺物



たのに対し、本古墳はこれら古墳に近接し、 ってのぞんだ。 のであっただけに、その調査には相当の期待をも も一部崩壊してはいるが残存している唯一基のも に墳丘排土後の調査であり、その一部のみ解明 馬大学史研究室で発掘調査した。 計画がたてられ、 昭和三十九年から、本村においても村誌編纂の 本古墳はその調査の一環として四十年八月群 四〇年からその調査が始まった 前述の二基が共 墳丘

部 調 査

しかし、墳丘東西においてはある程度原形を保ち 壊され、 とられ、 位置し、 他の古墳同様破壊のすすんだものであった。 たのであるが、結果においては、本古墳もまた 発掘前の状態は、本古墳が竹林と道との境界に 右のように、本古墳調査に対する期待は大きか 決して完全に残っていたわけではない。 上部も墳丘及び石室天井石等もすでに破 墳丘は北側は大半を裏の道によって削り



古屋敷古墳石室実測図

曲線でまわってい 所まで追い得たのみで、 丘のごく一部を残しているにすぎないことが判明した。 **葺石を追う事によって、その規模も推定できると予想された。この予想のもとに、墳丘東西に一本ずつトレ** の石を組み合わせたしっかりした石組みが発見された。これは葺石の根石と認められるものであるが、西方へ二米の 入れた。しかし、予想に反し、ここも意外に破壊がすす ん で お り、葺石根石もつかめずに終った。結局本古墳は墳 たかはわ 墳丘全体については不明である。この二米の所までほとんどカーブが見られず、どのような からないが、 そのようすからして墳丘も意外に規模が大きかったものと推定されるのであ ただ、 調查予定最 後 0 日に、羨道入口部から西に、 人頭大 チ

分出 の盛り土を墳墓として利用したものであろう。 破 火壊の 土した。この古墳のすぐ東には板碑も出土しており、 時期 については、 石室調査のため発掘をすすめている際に、石室東壁裏ない これらの事から、 墳頂部は中世の頃にすでに破壊され、 しは上部に中世の五: 輪塔が三基

る

尚埴輪は破片すらも一切見当らず存在しない。

内 部 調 査

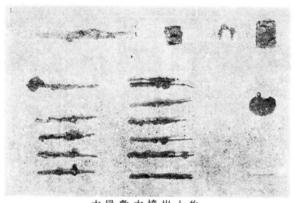
れる大石がくずれる危険性があり。 局 るものと推定し、 た。 は、 本古墳の内部主体のあった所は、すでに一段落ちくぼみ、天井石等も一切抜きとられ、破壊著しいものであること 発掘当初から予想された。 玄室の大半は北 しかし、 調査前の予想では、 調査に着手したのであるが、調査をすすめるにしたがい、墳丘同様、石室も予想以上に大きく、結 側の道によって消滅していることが判明した。 前述の五輪塔の一つは、羨道東壁の裏側、 新山Ⅰ・Ⅱ号墳同様小型の石室で、石室の根石は残り、 玄門部一部を調査したのみで、羨道の調査で終る結果となった。 また玄室の残った部分についても、 レベルでは床面とほぼ同 そのプラン、 高 0 天井石と思わ 規模は判明す 所 か ら出土し

界四節 古墳時

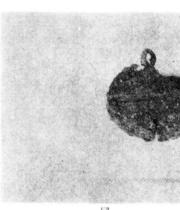
10

石室の規模、

玄室のようについ



古屋敷古墳出土物



[i]

法は、 を有するものである。 している。 乱石積の横穴式石室で玄門・羨門 ては不明であるが、石室は自然石 二、長さは西壁で二米二二であ 床面は川原石を敷いて鋪石と 入口幅八二糎、 羨道部の寸 最大幅一米

Ŀ

鏃を中心としたもので、 初玄室かと錯覚をおこさせるほど の遺物が出土したことである。鉄 石室中軸線より東部において、当 って一群をなしていた。これら羨 注目すべきことは、 羨道部で、 東壁に沿

道部か らの多数の遺物の出 状態からみて、 遺体の埋葬は羨道部にも行なわれたものと推定される。

111 1: 遺 物

していることである。その出土の状態を見ると、東壁に沿って集中している。その位置は東壁から三○糎、 石室の調査は、 美道部のみであったが、 注目すべきことは、この羨道部から鉄鏃を中心とした遺物が五十点余出土 石室入口

個体出ている。 から八○~六○糎までの範囲である。ここから出土している遺物は尖根型鉄鏃が中心である。中に、 その大きさは短径二・五糎、 長径四糎、 (推定) 幅 ・一糎である。 刀の吊金具が半

この部分からやや離れて、東壁から九○糎 (西壁寄り)、 入口から一米二〇の所から、 鯉口が一個出ている。

さは長径四・五糎、短径二・二糎、幅三・二糎、厚さ四粍である。

である。 数はおよそ二十片近い。尖根型鉄鏃の全長は一一・二糎であり、 の根に、 刃関の部分で二・二糎である。この刀子は、 長さは月長一〇・八糎、茎七糎で、この中間に刃関がある。 また、羨道と玄室との境である梱石上からほぼ完全な刀子が一本出ている。切先近くでやや外反りが認め 幅は先端の最大の所で八粍、 鉄鏃を中心とした遺物群があった。ここも羨道部と同様、 中央部で七粍である。 西の玄門柱にほぼ接して出土したが、玄室側においても、 刀の幅は刃関の根本で二糎、先端へいって六粍であり、 先端は扁平であるが、中部及び柄の部分の断 尖根型鉄鏃が多く、 また完形品 が目 この西玄門柱 立った。 られる。 面は角 その

のものと類似している。 遺物群があったことが特色と言えよう。尖根型鉄鏃で確認できたものは三四本である。これらは前記新山I・=号墳 右のように、本古墳では、 羨道の東壁寄り、 玄室では玄門西側壁の根の部分と二ヵ所に、尖根型鉄鏃を中心とした

上四基の古墳調査の結果から共通な要素を摘出すると

石室は横穴式で自然石乱石積両袖型石室であること

2 自由古墳以外はいずれも玄門を有すること

1

以

3 古屋敷古墳以外は玄室に胴張りを有すること

- 4 奥壁は古屋敷古墳の外は大石一石で構成されていること
- 5 白山古墳以外は遺物は攪乱されてはいるものの石室中軸線より東半部に集中していること
- 6 山古墳では 石室中軸線上に一段高い石の配列があり石室を二分していること
- 7 遺物中では鉄鏃が最も多く、 白山古墳の一種を除くと共通していること

8 玄室プランが明らかな新山Ⅰ・Ⅱ号古墳の長さと幅の比が一・二で一に近い値をとること

等を上げることができる。

文化の影響も考えられるものや、 墳等もこれに類したものと考えられる。 玄門を有する点等で截石切組積石室(技術的に新しい時期のもの) 以上のことがらから推察すると新山一・=号墳は自然石乱石積の石室を有するが、 時代決定上重要な銅銭等の出土からごれら四古墳の築造年代は七世紀末から八世紀 また白山古墳の和銅開珎、 に共通した点が多い、また。白山古墳、古屋敷古 蕨手太刀、飛燕型鉄鏃、 他の要素である石室平面企画、 佐波理等の遺物 か ら仏教

## 土師

器

初頭のものと考えられ

土器 する必要がある。しかし、本村においてこれら古墳時代の住居跡の発掘調査例は少ない。そこで本稿では古墳時代の 資料として限界がある。そこで当時の人たちの生活そのものをみるためには、 全: 一時代の代表的遺跡は古墳であるがそこに表わされる文化の様相はいわば上層階級のものであり、 を出 した遺跡についてその概略をのべ、これらを県下の趨勢と合せて論じてみることにする。 庶民の生活の跡である住 その意味では 居跡 を問題と

## 一本木土師遺跡

(1)

本浩一氏が実査した。 遺構は宮城小学校の東の道路開削の際、 その結果、 住居の一 その表土をはいで掘開いたところその断面に住居の一 部である竈を確認し、 その精査を通して竈内から六コの土師器及一 部がひっかかり、 コの須 松

とによる熱効率の悪さを考えての操作であり、 長甕形 馬蹄形に囲まれ、 恵器を見出した。 竈は、 竪穴住居の東壁の一 器を倒立させ、 焚口の部分には鳥居状に石組で構築されていた。 炊飯用の土器の底部を支えるように設置されていた。 部に造りつけられていたものと考えられ、 機能的にすすんだものである。 その竈の内部中央には底をくりぬいた寸づまりの 壁外に半分程造り出していた。 これは直接土器の底を床面につけるこ 竈壁は粘土で

甕形土器

遺物



長 甕 形 土 器



小型甕型土器

器高二九・二糎、 ろい感じがし、 胴下半部に煤を附着させていることから、竈にかけられて炊飯用に用いられたものと考えられる。 胴部最大幅二六・八糎、口径二二糎、底径六・五糎で比較的大形である。全体としてやや薄手のも

長甕形土器

もち、全体につよく焼けていた。 かいたものであり、 器高二一·七糎、 前述のように土器の底を支えるためにした操作と考えられる。全体につくりは雑で器面に凹凸 口径一九・二種でズン胴な胴体部から口縁を大きく外反する形である。底部は全体を焼成後打ち

小型甕形土器



子 恵 器

を有する形で底は丸味をおびる。全体としてうすくつくりは良好である。 器高一七・九糎、口径一七・六糎、ほぼ球形の胴部に大きく外反する口縁

盤形土器

る。全体につくりはよくない。 大きい皿状のもので口径一七・二糎、 高さ四・一糎で浅く盛物用の器であ

碗形土器

ている盛物用の器である。 径一二・六糎、高さ三・八糎程のものが二個出土したが両方ともよく整っ

須恵器合子 (蓋欠)

ある。これは焼きがちがうことによるもので大陸系の技術といわれる。器高 前のものがすべて赤焼きの土師器であるのに対し、これは灰色の堅焼きで

○・三糎、口径一五・二糎、高台をもち鉢形で全体にやわらかな丸味を帯び、 ロクロ整形のあとがはっきり残って

いる。仏教文化との関連もうかがわれる。

いものであり、須恵器に至っては仏教文化との関連を考えられることからおそらく八世紀後半のものと考えられる。 以上、 遺構及び遺物についてみてきたが、竈のつくりが技術的に進歩したものであり、 遺物も土師器としては新し

# ② 片並木住居跡(苗ヶ島字片並木一七九二番地所在)

時期的にみると前述の遺構より時期的には後出の九世紀後半から十世紀初めごろのものである。 の調査に関して「たたら」と共に発掘されたものであり、それとの関連において詳細を述べることにする。しかし、 昭和三十六年一月、 四月の二次にわたる片並木遺跡調査に伴なりものである。特に本遺跡は、 県下に稀な製鉄遺構

ので詳細は不明である。次にそのいくつかを掲げる。 その他にも多くの土師器の出土が伝えられているが、 これらは主として工事や畑耕作中に偶然認められたものが多

宮城村土師器出土地名表

7	6	5	4	3	2	1	No.
鼻毛石	三夜沢	市之関字	同	可	间	柏倉字	地
石字弥源司	沢字櫃石	三本士	堀久保	大沢	赤芝	之赤石	名
二八〇~三	八八八〇	11100	四二〇	11100	七00	四〇〇米	標
$\frac{-}{\circ}$							高
中学校北広範囲に散布	手捏土器、玉類県下に著名な祭祀遺	台地上、坏、皿出土、末期の土師器	赤芝へ通ずる道路の西台地終末期土	畑中から勾玉出、祭祀遺跡か北爪道	赤柴開拓地、高台付碗、皿主体、平	赤城南面橫断道路南側台地散布量少	備
	跡	伝勾玉出土	師器	治氏蔵	安時代、鉄滓出土?		考

第四節

第三章 ıtı

8 苗ヶ島字片並木

9 10

馬場矢継

鼻毛石字一本木

=== 二六〇 ....O

勾玉出土、 小学校東、 北爪道治氏蔵 県道拡張工事の際住居跡発見

「たたら」

と同時に調査九世紀末ごろ?

三四四

たことも考えられる。このため、ごく限られた弥生文化期の遺跡の分布圏を超えて、より広範な生活圏が形成されて するものであることも推論できるが、 このように見てくると土師器の分布はほぼ縄文遺跡の分布と一致する。このことは気象条件、地形等の変化に対応 後世における生産技術の進歩発展や畑作等の普及により生活圏が拡大してい

推察される。更に本村における古墳の分布をみると数的にも粗な地域であることからも古墳時代以降における発展が 特に本村における土師器の出 . 上例をみると祭祀遺跡を除いては奈良時代以降の土師器の分布がみられることからも

考えられよう。

いったことも考えられる。

本木遺跡にみる竈のように機能的な面を考慮したものであり、文化の発展を裏書きしている。 そこでの生活は土器の器制の面からみると分化し、生活が多様化していたことがうかがわれるし、 施設の面 でも

行も考えられる。 更に住居跡の発見を困難にしている原因の一つに奈良時代末から平安時代にかけては竪穴住居から高床住居への移 特に堀久保から白草区にかけての瓷器の散布と共存する土師器については、 こうした面も考慮して

更にまた、律令制国家の進展と共に職業分化が進み、片並木、赤芝等のように製鉄職業集団との関連を考えられそ

うなものもある。

考える必要があろう。

とにかく縄文時代と比較すると格段の進歩を認めなければならない。

三跡としての住居跡と共に本村における土師器を出土する地域の内、 特に祭祀遺跡を注目しなければならない。

そこで次に、櫃石を中心としてそれについて触れておくことにする

## 植石

えられるべきものであり、 まのたくじり、 赤城神社北方約 飛地境内となっている。 滑石製の粗未な小玉・鏡 料 標高八七七・九米の三角点附近の尾根上にある輝石安山岩の巨石を呼ぶ。 古墳時代において既に赤城山に対する信仰があったことを裏づけるものである。 この種遺跡は磐座(いわくら)と呼ばれ、神聖視される。 ・剣等の祭祀遺物を出土している。これらはこの巨石と一連のものとして考 この附近からは、 これは 赤城神社の あ

域における祭祀遺跡の分布が濃密なことと合せ考えてみて、赤城山が早くから住民の信仰の対称になっていたことは この他にも前表中3・5・10については勾玉を出土していて祭祀と関連ある遺跡である可能性もある。特に粕川流

## 赤城神社と元三夜沢宇通遺跡

想像に難くないところである。

赤城神信仰と合せて考えねばならない のは赤城神社である。 しかし、 現在の赤城神社は古来からここ三夜沢に鎮座

していたものではないといわれてきた。

楫取素彦へ差出した報告書に 「元三夜沢の御殿」という地名は古くからあったらしく、 明治十一年一月三十一日付室沢戸長の小池藤造が群馬県令

赤城 「山神社跡本村の北方字御殿と言所にあり、 東西四十五間、南北三十五間、面積五反二畝十五歩、本村より一里

第四節 古墳時代

る。

八町 にあり、 但し赤城山神社の三夜沢へ御遷座は、 桓武天皇御代の頃と言い伝えあり、 年号干支詳かならず」、

詳しく言えば粕川の支流、大猿川の谷に面する標高六五○米前後の高原である。 昭 段々に整地されており、 和四十年秋に赤城山に山火事が起こり、 その段毎に建造物の礎石を確認した。 山林二町歩ほどが焼けた。この地は粕川村大字室沢字字通に属する地で 焼け跡を整理中、 そこが、 山を削

その建造物の規模と配置から考えてみると

塔若くは堂 神割 角円堂 定堂宇 殿 方三間、 方三間、 四間三間の中央ニ 間口五間、 四天柱 南向き、 规 奥行四間 一間が広い 中央間が西側に比して大 模

ぶという。 この 他その規模が不明 のものも含めると数十 棟に も及

柱が外側に少しずった建物遺構を発掘した。平安中 とが明らかになった。 導の下に学術調査を実施した。その結果方 昭 和四十二年九月、 宇平瓦が出 上し、 群馬大学史学研究室は尾崎博士 瓦葺きの塔かまたは堂であるこ 間 74 期 天 0 0)

指



遺跡 通 発 掘調査

野国交替実録 如 す 中の記事が該当 と推定される上 る 即ち、 か

b

知 n れば、長元元年 社であったとす 安中期の赤城神

これがもし平

館屋 厨屋一宇

正一位赤城明神社

御玉殿 一字 御美豆垣 廻板

垣一廻 御向殿一字

一 前 西東

御帛殿一宇

大門一字

修造之事、

仍皆新所修造也

件社七年一度有造作之例 当任去万寿四年相当□大

鳥居一本 荒垣

とある。 しかし、 これとの対比は未だおこなわれ ていないい。

いずれにしても、 発掘調査の結果からみると掘り出された礎石は、どれも焼けて、 ひび割れており、多くの瓦片は

焼きもどされ、赤または白っぽくなっている。

吾妻鏡第四十一、建長三年四月二十六日条「去十九日、 上野国赤木嶽焼、 為先例兵革兆之由、 令在庁等 申 之由 云

云」とあり、赤城神社に火災があったことが考えられる。

との関連、赤城塔の分布とその銘文等の記録からこの系統を西宮のものとして把握されているが、詳細については赤城 るのであろうか。それについては、尾崎博士の論稿があるが、それによれば粕川と小沼との関連、 立や合社についての記録は欠いている。しかし、この字通の建築遺構が赤城神社の元宮地とすれば、このいずれに当 として、赤城神社が現在地に移ったのはこの火災によるものであろうか。(月刊文化財、 のことは更に検討を要しようが、確認されれば、吾妻鏡中の記事もほぼ立証されよう。 覆石内にはそれが認められないが、 更に発掘調査の結果からみると、この地方には弘安四年(一二八一)の浅間山噴火の浮石層があり、 いずれにしても、 現在の赤城神社は一社であるが、少なくとも江戸時代には東宮、 周囲の雨垂落の溝中には木炭片・鉄釘・瓦片等が浮石層の下に堆積していた。 西宮があり、 昭和四十三年十二月一日号参照 もし、このことが確認された この東西両宮の成 小沼と虚空蔵信仰 建造物 診めの地

神社の項にゆずることにしたい。

#### 生 産 遺 跡

大にも結びついている。こうした生産遺跡の種類は多様でありその実体を把握することは文化の実体を解明する上で 先土器時代、 繩文時代、 弥生時代を経て、 生産力の向上、とりわけ農業生産力の増大は生活それ自体や生活圏の拡

重要な問題である。

るものには石器製作所

生産遺跡の範疇に属す



片並木たたら全景、上方が爐

する。

片並木製鉄遺跡

(大字

跡について述べることに

において調査された製鉄

が、 跡、

特に本稿では片並木 窯跡製鉄跡等がある

苗ヶ島字片並木一、七九 一所在) 南北によく発達した縦

谷に刻まれた 台地 の

規模をみると次表のようである。

すなわち、



発掘したが、

た

た

後には山

[が迫り急傾斜面につながっている。

東側の開析谷との比高は四

五米で台地面の傾斜は十一度を算している。

本調査では製鉄のための溶鉱炉(たたら)と附属作業場及び住居跡を

たたらと住居跡に分けて述べることにする。

ている。 西に神沢川、

遺跡地から南をながめると展望すこぶるよく開けて壮観である。すぐ背

この窪地はさらに南にのびて苗ヶ島部落の水田地帯に連なり、

弥源司部落から苗ヶ島へ抜ける道路わきに発見されたこの遺跡は、

東にその支流の窪地をひかえた台地先端部東斜面

に位置し

くり壁面に石を立て、 全体の形は瓶状を呈し、 溶鉱が下に流れ出るようにつくられていた。 口縁に当る部分が炉の主体を成し、器体部が作業場に該当する。(図参照)各部の 調査の結果、 傾斜面の上方に炉床を傾斜に合せて長方形に掘り型をつ その炉の下方に作業場様の施設を接続していた。

りだすための設備である。

送風しつつ炭火でそれを溶かし、

不純物を取り去り、

銑鉄または鋼を取

たたらとは原料

(鉄鉱石または砂鉄)

を炉中に投入し、ふいごにより